

第六次遠野市高齢者福祉計画
第6期遠野市介護保険事業計画

遠野ハートフルプラン 2015

平成27年度～平成29年度



平成27年3月
岩手県遠野市

第六次遠野市高齢者福祉計画
第6期遠野市介護保険事業計画

遠野ハートフルプラン 2015

(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月

岩手県遠野市

ごあいさつ



平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 カ年を計画期間とする「遠野ハートフルプラン 2015」（第六次遠野市高齢者福祉計画、第 6 期遠野市介護保険事業計画）を策定いたしました。

前期計画の遠野ハートフルプラン 2012 では、健康づくり・介護予防の推進、地域生活を支えるサービスの展開、高齢者の見守り・地域支え合いの推進、介護保険制度の円滑な運営などの施策に取り組み、介護が必要な高齢者の地域生活を支援するため、在宅サービスの充実を柱とした介護サービス基盤の整備を行いました。

また、遠野市社会福祉協議会と共催で、多職種が連携する強みを実感できるコミュニティソーシャルワーカー養成研修を開催するなど、介護人材資質向上を図る新たな取り組みを行いました。

遠野ハートフルプラン 2015 では、介護保険制度の改正に対応し、地域の力を活用した日常生活支援総合事業に取り組むなど、高齢者がいつまでも健康で、社会的役割や生きがいを持ち活躍できるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援を地域全体で支えていく地域包括ケアシステムの構築を図ります。

遠野健康福祉の里は、開設以来 20 周年を迎え、次なる 20 年を目指し、遠野市社会福祉協議会を始めとする関係機関、団体との連携を一層強化し、高齢者の皆さまが心身ともに健やかに安心して生活できる仕組みづくりを、より一層充実させてまいります。

本計画の策定にあたって、アンケート調査にご協力をいただきました高齢者の皆様、各町において開催した意見交換会の場でご意見をお寄せいただきました多くの地域の皆様に、感謝申し上げます。

また、計画の原案作成にあたりまして、多くのご意見・ご指導をいただきました計画策定委員及びワーキンググループの皆様、並びに多くの関係機関の皆様には、感謝申し上げますとともに、今後ともご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

遠野市長 本田 敏秋

目 次

第1章 計画の策定について	1
1 計画策定の背景	1
2 介護保険制度改正の概要	7
3 計画の位置付け	8
4 他の計画との関係	9
5 計画の期間	10
6 計画の策定体制	11
（1）計画策定委員会の設置	11
（2）住民参加	11
（3）住民からの意見の聴取	11
（4）高齢者実態調査	11
第2章 第5期計画の取組状況と課題	13
1 健康づくり・介護予防の推進	13
（1）多様な健康づくりの推進	13
（2）介護予防の総合的な推進	14
（3）生きがいづくりの推進	15
2 地域生活を支えるサービスの展開	16
（1）相談・支援体制の強化	16
（2）在宅支援の新たな展開	16
（3）多様なサービス基盤の整備	17
3 高齢者の見守り、地域支え合いの推進	18
（1）高齢者見守り施策の推進	18
（2）地域支え合いの推進	18
（3）成年後見・虐待防止の推進	19
4 サービスの質の向上、福祉介護人材の確保及び育成	20
（1）サービスの質の向上	20
5 介護保険制度の円滑な運営	20
（1）介護サービスの見込み	20
（2）地域支援事業とサービス量の見込み	21
（3）第1号被保険者の保険料	21
（4）制度を円滑に運営するための仕組み	21
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念	23
2 施策展開の考え方	23
（1）地域包括ケアシステムの構築	24
（2）参加と協働の地域づくりの推進	25
3 計画目標	25
第4章 施策の取組	27
1 健康づくり・介護予防の総合的な推進	27
（1）多様な健康づくりの推進	27
（2）介護予防の総合的な推進	28
（3）生きがいづくりの推進	32

2	介護・福祉サービスの充実	33
(1)	相談・支援体制の強化	33
(2)	在宅生活の支援	36
(3)	認知症施策の総合的な推進	44
(4)	在宅生活を支える基盤の整備	48
3	在宅医療と介護の連携強化	49
4	地域における支えあい活動の推進	50
(1)	支えあい活動の推進	50
(2)	高齢者見守り施策の推進	50
(3)	権利擁護の推進	52
5	安心できる居住の場の確保	53
(1)	安心できる住まいの確保	53
6	福祉・介護サービスの質の向上、人材の確保及び育成	55
(1)	福祉・介護サービスの質の向上	55
(2)	福祉・介護人材確保及び育成	55
7	介護保険制度の円滑な運営	56
8	介護保険サービスの整備計画	56
(1)	認知症高齢者のためのサービス充実	56
(2)	在宅サービス充実のための基盤整備	56
9	介護サービス量の見込み	57
10	介護保険サービスの見込み量	58
(1)	居宅サービス	58
(2)	地域密着型サービス	67
(3)	施設サービス	71
(4)	地域支援事業とサービス量の見込み	73
11	介護保険サービスの事業費	74
(1)	介護保険事業費算定手順	74
(2)	介護サービスの事業費	75
(3)	第1号被保険者の保険料	77
12	第1号被保険者の介護保険料	77
(1)	介護保険事業費の負担割合	77
(2)	所得段階別被保険者数	78
(3)	低所得者の介護保険料の軽減	79
(4)	基準月額保険料と所得段階別年額保険料	80
(5)	社会福祉法人等による利用者負担軽減	82
(6)	市町村特別給付等	82
(7)	制度を円滑に運営するための仕組み	83
第5章	計画の推進体制	85
1	計画の推進	85
(1)	人材確保の方策	85
(2)	連携体制	85
(3)	相談・情報提供体制の充実	86
2	計画の進捗管理	86
(1)	高齢者福祉計画・介護保険事業運営管理	86
(2)	計画の評価方法	86
第6章	資料編	87
1	遠野市の高齢者の状況	87

（１）年齢階層別人口の推移と将来推計	87
（２）高齢者人口、前期・後期高齢者人口の推移と将来推計	88
（３）総人口、世帯数、世帯人員の推移	89
2 介護保険の状況	90
（１）要介護・要支援認定者の状況	90
3 ニーズ調査結果	91
（１）一般高齢者の結果（ダイジェスト）	91
（２）要介護高齢者の結果（ダイジェスト）	101
4 計画策定委員会要綱	113
5 計画策定委員会委員名簿	114
6 計画策定ワーキンググループ設置要領	115
7 計画策定ワーキンググループメンバー名簿	116

第1章 計画の策定について

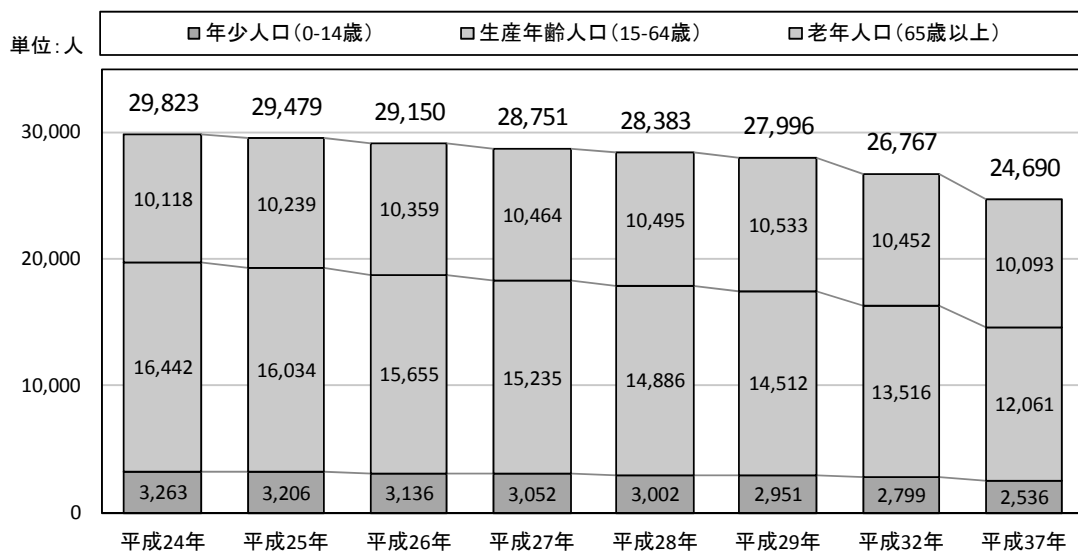
第1章では、遠野ハートフルプラン2015(平成27年度～平成29年度)の策定にあたり、当市の人口や高齢者人口の推移、介護保険の状況、高齢者の状況など、当市を取り巻く現状を捉えるとともに、計画期間や計画の位置付け等の基本的事項を定めます。

第1章 計画の策定について

1 計画策定の背景

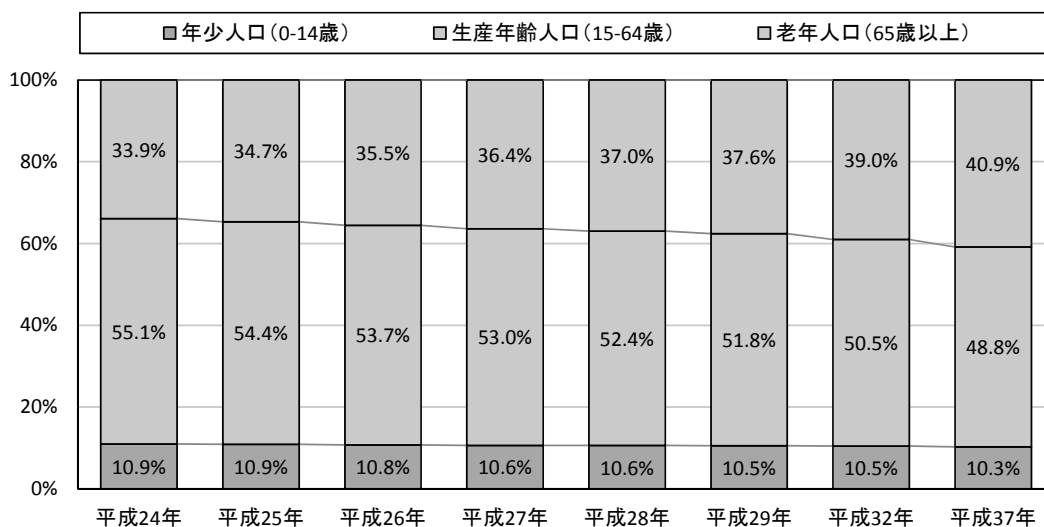
○ 全国的に少子高齢化が進展する中、当市でも高齢者人口及び高齢化率はともに伸び続けています。平成24年から平成26年までの高齢者は、10,118人から10,359人へ（資料No.1）、高齢化率は33.9%から35.5%へ（資料No.2）と増加しています。また、人口推計によると高齢化は更に進行し、平成37年には40%を超えると予測されています。

■ 年齢三区分別人口推移（資料No.1）



資料：平成24年から平成26年までは実績人口、住民基本台帳（各年9月30日現在）
資料：平成27年から平成37年まではコーホート変化率法による推計人口

■ 年齢三区分別人口推移の構成割合（資料No.2）



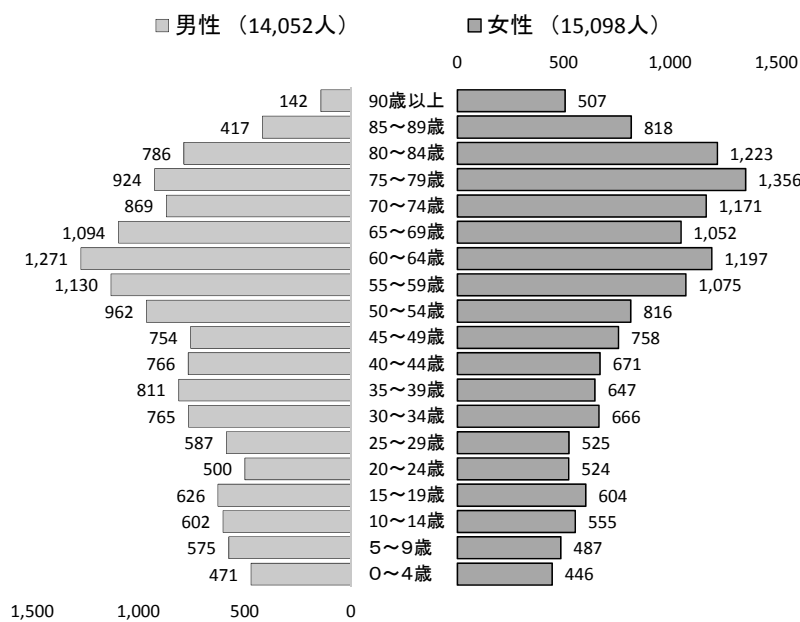
資料：平成24年から平成26年までは実績人口、住民基本台帳（各年9月30日現在）
資料：平成27年から平成37年まではコーホート変化率法による推計人口

○ 総人口は年々減少し続けていて、平成26年9月30日現在の総人口は29,150人（資料No.3）となっています。

○ 推計人口でも減少傾向は続き、平成37年になると、24,690人となり、平成26年と比べ4,460人減少すると予測されます（資料No.4）。

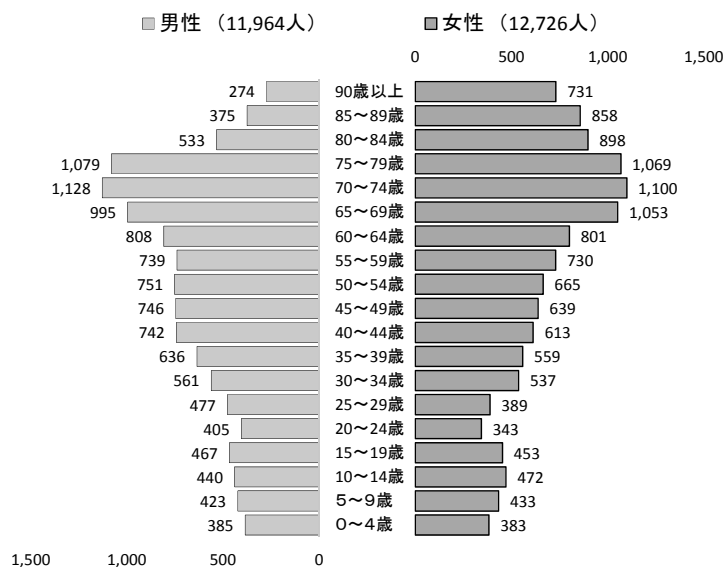
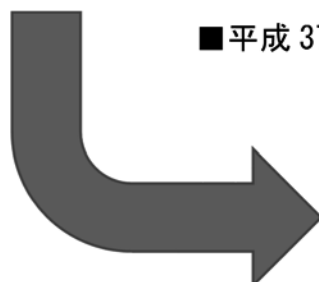
○ 平成37年までの高齢者人口の見込みについて、年齢階層別に推移を見ると、90歳以上の高齢者が急増していくと見込まれます。

■平成26年9月30日の人口ピラミッド（資料No.3）



資料：住民基本台帳（平成26年9月30日現在）

■平成37年9月30日の人口ピラミッド（推計）（資料No.4）



資料：コーホート変化率法による推計人口（平成37年9月30日）

- 当市の平均寿命は、平成 22 年度調査で男性 75.57 歳、女性 85.95 歳で、男女とも全国平均より低くなっています。
- 当市の平均健康寿命は、平成 22 年度調査で男性 69.43 歳、女性 73.25 歳で、男女とも全国平均より低くなっています。
- 高齢者単身世帯数は、平成 12 年度 861 世帯から平成 22 年度 1,238 世帯へ、高齢夫婦世帯数は、1,088 世帯から 1,212 世帯へと増加しています。

■世帯数

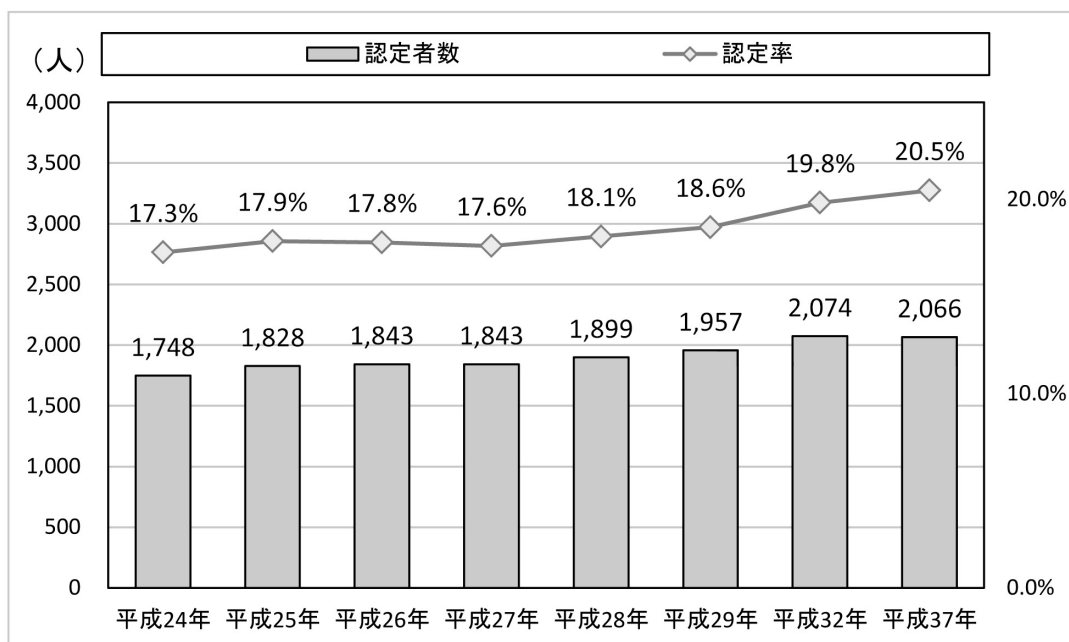
(資料No.5)

		世帯数	構成比率	一般世帯数
平成12年	65歳以上の親族のいる一般世帯	6,028	58.3	10,331
	高齢者単身世帯	861	8.3	
	高齢夫婦世帯等	1,088	10.5	
平成17年	65歳以上の親族のいる一般世帯	6,470	63.9	10,122
	高齢者単身世帯	1,051	10.4	
	高齢夫婦世帯等	1,227	12.1	
平成22年	65歳以上の親族のいる一般世帯	6,417	65.0	9,866
	高齢者単身世帯	1,238	12.5	
	高齢夫婦世帯等	1,212	12.3	

資料：平成 22 年国勢調査

- 平成 24 年から平成 26 年までの第 1 号被保険者（65 歳以上）の要介護・要支援認定者と認定率の推移を見ると、認定者は 1,748 人から 1,843 人へ、認定率は 17.3%から 17.8%へと増加しています。

■ 第 1 号被保険者の要介護認定者数と認定率の推移



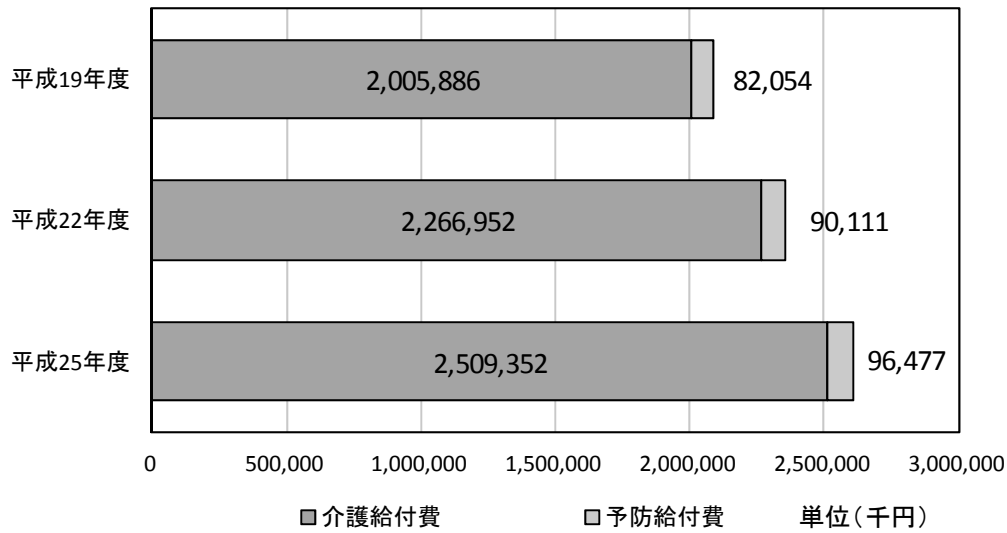
資料：平成 24 年から平成 26 年までは、介護保険事業状況報告（各年 9 月 30 日現在）

資料：平成 27 年から平成 37 年までは、第 6 期介護保険事業計画見込み量シート

- 第 6 期介護保険事業計画見込み量シートによる要介護認定者推計では、計画期間中（平成 27 年から平成 29 年まで）の要介護認定者数は増加傾向で推移するものの、平成 32 年から平成 37 年まででは減少に転じています。
- 当市の介護認定において、認知症の日常生活自立度の判定がⅡ以上の方の人数は、平成 25 年度末では 1,054 人となっています。

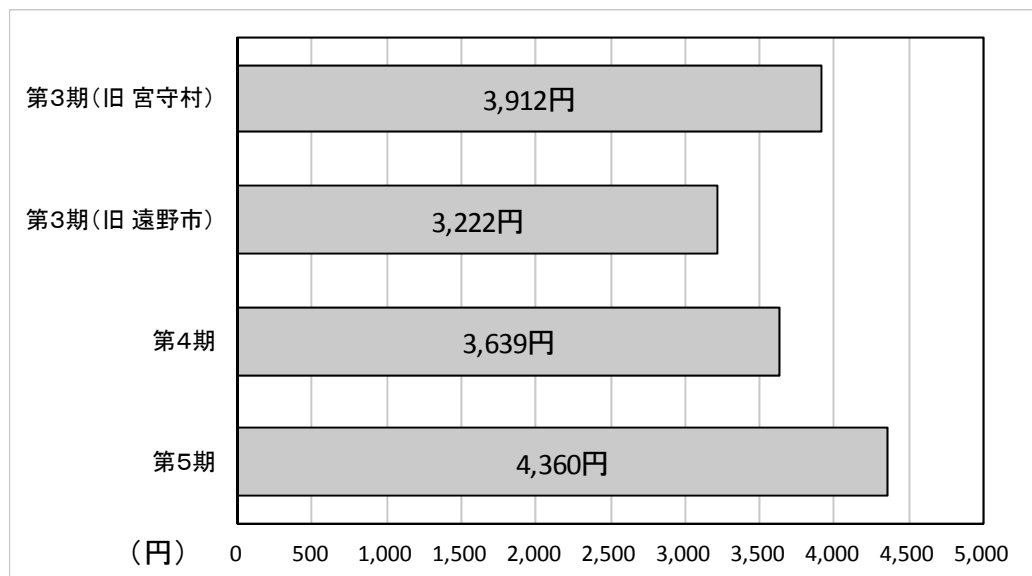
- 高齢化の進展に伴う要介護・要支援認定者数の増加により、第3期から第5期まで（平成18年度～平成20年度、平成21年度～平成23年度、平成24年度～平成26年度）にかけて、介護サービスに係る給付費は1.2倍、介護保険料の基準額は1.4倍（旧遠野市比較）となっています。

■介護・予防給付費の推移



資料：介護保険事業状況報告

■保険料（基準月額）の推移



資料：長寿課

課題と対策

- 今後も少子高齢化や核家族の進展等により、高齢者の単身世帯や高齢者のみ世帯増加が予想されます。支援を必要とする高齢者に住まいを中心とした地域で支える体制づくりとともに、介護サービスの需要増大への対策が課題です。
- 高齢者が、今まで培ってきた経験、技能、技術等を地域の中に一層活かしていくことができる仕組みや活動の場づくりなど、積極的、自発的な場所づくりを推進していく必要があります。
- 体力づくりや健康づくり、介護予防や認知症予防に主体的に取り組むことができる環境の確保、高齢者の健康長寿に向けた取組みを促進する必要があります。
- 生活の基盤となる多様な居住の場の確保を図るとともに、介護が必要となっても高齢者の尊厳が尊重され、安心して利用できるサービス基盤や介護人材等の確保・育成を推進し、医療と連携して高齢者の生活を支援していく必要があります。
- 高齢者の単身世帯や高齢者のみ世帯が、高齢者の属する世帯の半数以上を占めている中で、見守り施策や成年後見、虐待防止など、高齢者の権利を守る施策を充実し、日常生活の安心を確保していく必要があります。
- 国は、平成 27 年度の介護保険制度改正に向けて、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保を基本的な考え方に掲げ、地域支援事業の充実、給付の重点化、費用負担の公平化など、実現に向けた方策を示しています。
- 市では、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会を実現するため、第 5 期までの計画において、先進的な施策に取り組むとともに総合的な施策を展開しています。第六次遠野市高齢者福祉計画・第 6 期遠野市介護保険事業計画では、これまでの成果や課題、新たな国の動向を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

2 介護保険制度改正の概要

第6期計画の介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保を基本的考え方とし、以下の事項について改正の方向性を示しています。

■介護保険制度改正の概要

	主な事項	見直しの方向性
1 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し	(1)在宅医療・介護連携の推進	①在宅医療拠点機能の構築 ②地域支援事業の包括的支援事業に連携推進を追加
	(2)認知症施策の推進	①地域支援事業の包括的支援事業に位置付け
	(3)地域ケア会議の充実	①ケアマネジメントの質の向上、地域課題の発見、資源開発や地域づくり ②地域支援事業の包括的支援事業に位置付け
	(4)生活支援・介護予防の充実	①担い手の養成及びネットワーク構築、コーディネーターの配置 ②居場所と出番づくり、住民運営の場の充実と地域づくり ③地域支援事業の包括的支援事業に位置付け
	(5)地域包括支援センターの機能強化	①役割に応じた人員体制の強化
2 サービスの効率化・重点化	(1)介護予防給付(訪問・通所介護)の地域支援事業への移行	①平成29年4月までに総合事業を実施、予防給付のうち、訪問介護・通所介護を平成29年度末までに地域支援事業に移行 ②新たな総合事業は介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業とし、内容は法に基づく指針でガイドラインを明示 ③単価及び利用料は市町村が設定、計画の中でサービス提供の在り方と費用を明記
	(2)特別養護老人ホームの中重度者への重点化	①入所を要介護3以上に限定、要介護1・2は特例的(既入所者除く)
3 負担の公平化	(1)低所得者の一号保険料の軽減強化	①給付費の5割に加えて別枠で公費を投入し、住民税非課税世帯の保険料の軽減割合を拡大
	(2)一定以上所得者の利用者負担の見直し	①一定以上所得者のある利用者負担を1割から2割に引き上げ
	(3)補足給付の見直し(資産等の勘案)	①低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する補足給付の要件に資産等を追加 ・預貯金(単身1,000万円、夫婦2,000万円以上) ・世帯分離した配偶者の所得 ・非課税年金(遺族年金・障害年金)
4 その他	(1)在宅サービスの見直し	①小規模通所介護を地域密着型サービスへ移行(平成28年4月1日までに施行、1年以内に条例化) ②事業者の事前登録(住宅改修) ③平成30年4月に居宅介護支援事業者の指定権限を市町村に移譲
	(2)施設サービス等の見直し	①サービス付高齢者向け住宅を住所地特例の対象 ②医療保険制度も住所地特例の適用を検討
	(3)介護サービス情報公開制度の見直し	①法定外の宿泊サービスの情報公表
	(4)計画策定の考え方の見直し	①2025年を見据えた介護保険事業計画の策定(地域包括ケア計画、中長期的な推計)

3 計画の位置付け

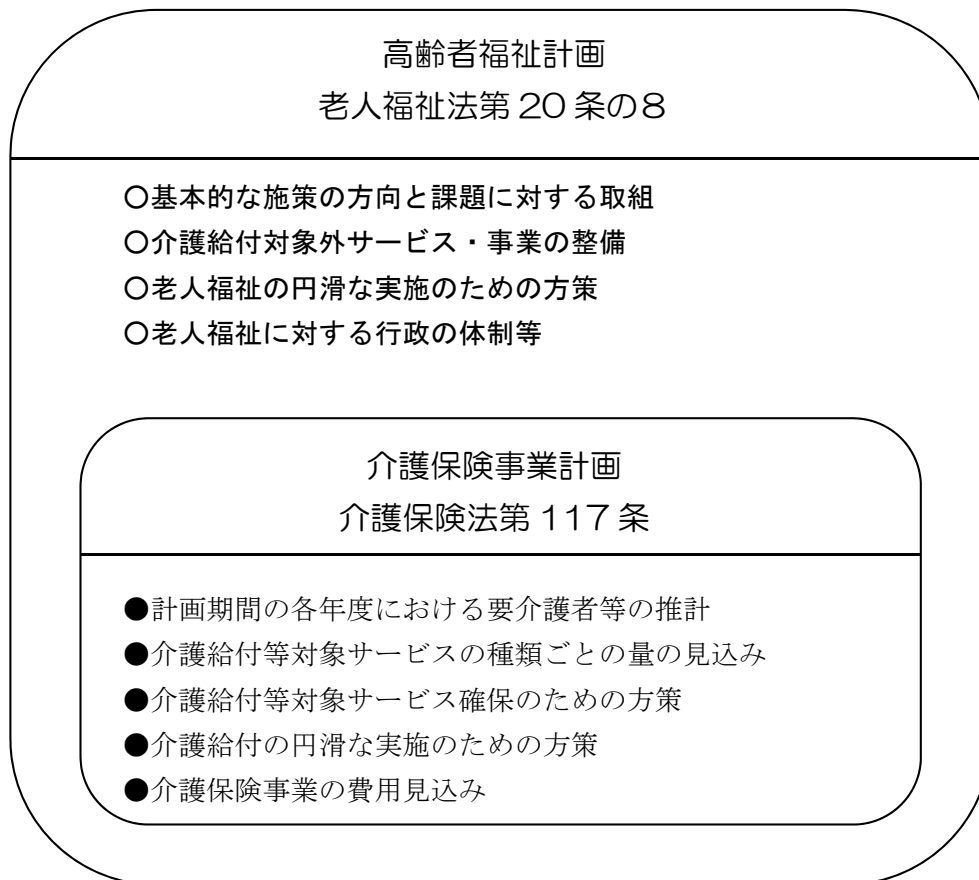
本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律 133 号）第 20 条の 8 第 1 項に規定する「高齢者福祉計画」、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に規定する「介護保険事業計画」として策定します。

高齢者福祉計画は、高齢者が住み慣れた地域で安心して元気に、いきいきと暮らし続けるため、必要な措置が講じられるよう定めたものです。このため、要介護者等に対する介護給付等対象サービスの提供のほか、一人暮らし高齢者の生活支援のためのサービス提供等も含め、地域における高齢者を対象とする福祉サービス全般にわたる供給体制の確保に関する計画です。

介護保険事業計画は、介護保険の給付対象サービス種類ごとの量の見込み等について定め、保険料算定をするなど、介護保険事業運営の基本となる計画です。

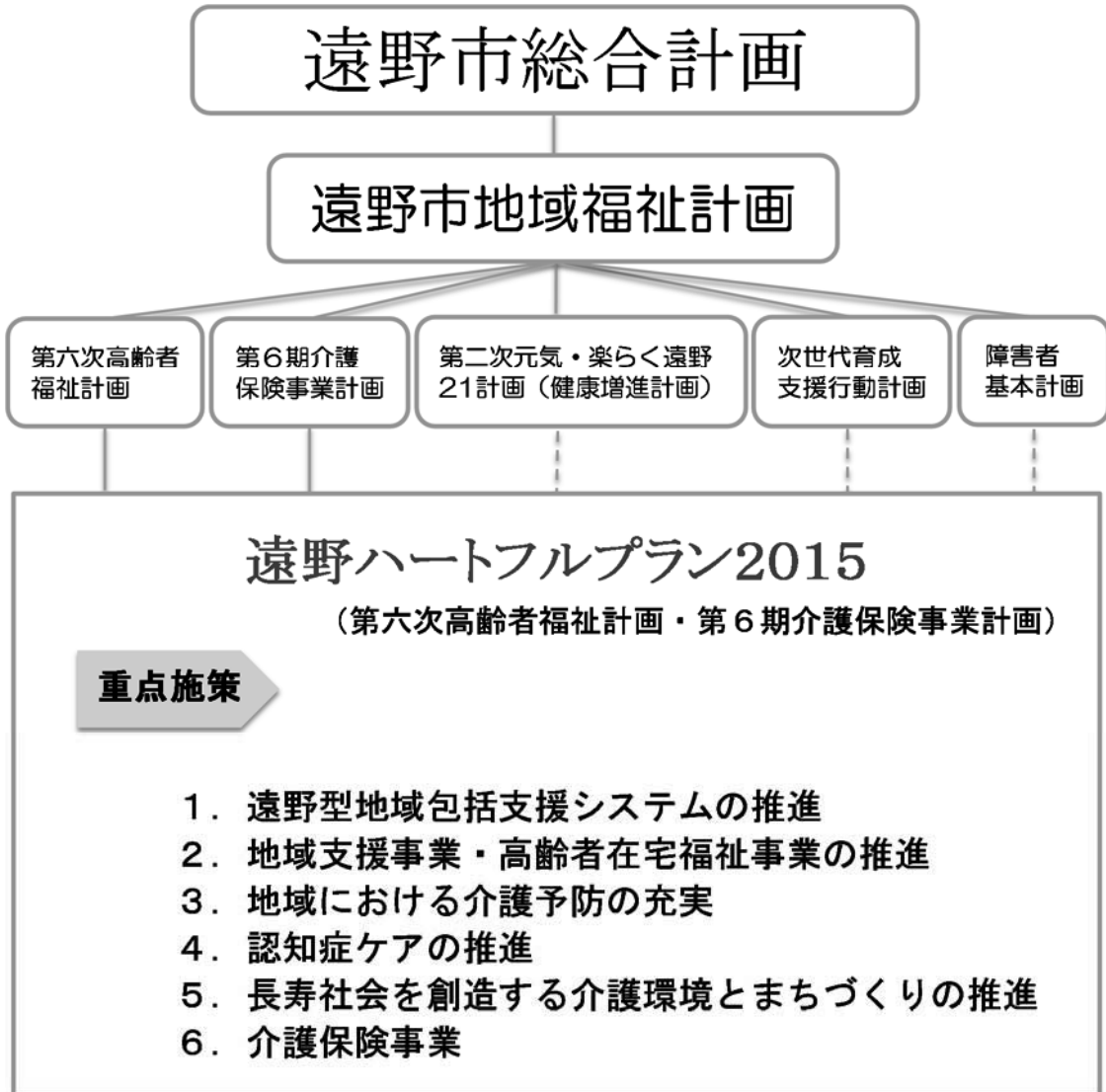
高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、整合性をもって策定することが必要なことから計画は同一とし、策定も同時期に行なうことにしています。

なお、本計画策定後に、社会状況の変化等に伴い、計画の見直しが生じた場合には、必要な改正を行うものとします。



4 他の計画との関係

この計画は、以下の諸計画と調和・整合が保たれた計画とします。

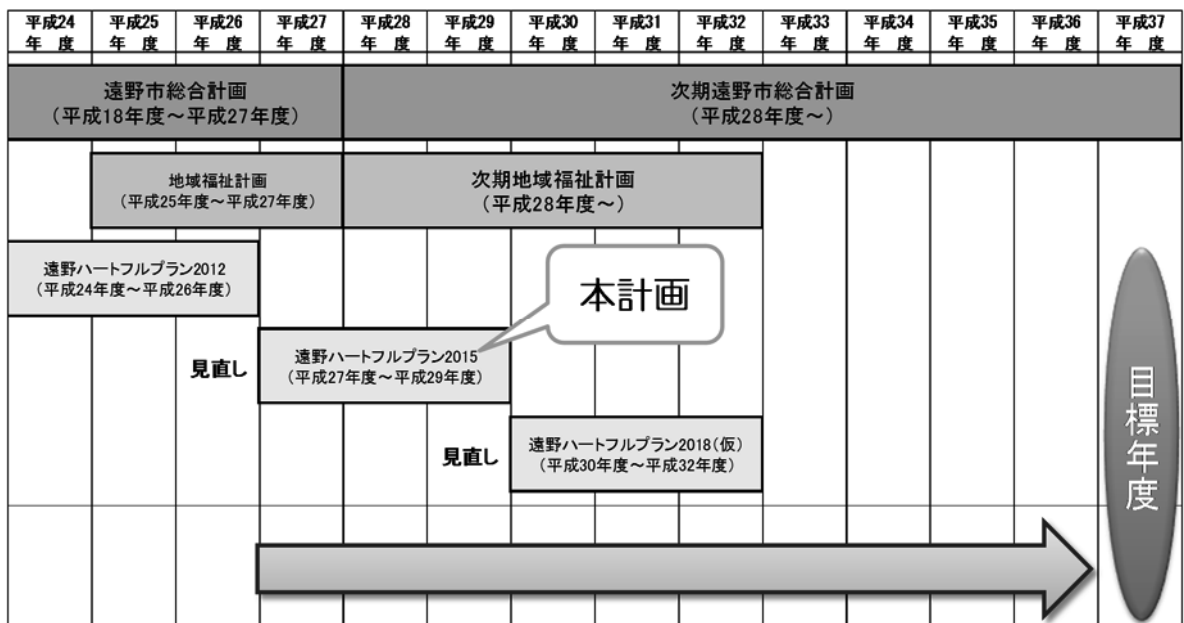


5 計画の期間

本計画は、介護保険事業計画が3年を1期として3年ごとの見直しが義務付けられているため、高齢者福祉計画についても同時期に見直しを行い、整合性のとれた計画とし、平成27年度を初年度とした、平成29年度までの3か年計画とします。

なお、本計画は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を目標年度とした中長期的な視点をもって策定しています（一体的に策定する高齢者福祉計画についても同様とします。）。

■計画期間



6 計画の策定体制

(1) 計画策定委員会の設置

本計画は、本市の特性に応じた事業展開が期待されるため、行政機関内部だけでなく、被保険者、医療・保健・福祉関係者、介護保険事業者等で構成する「遠野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、検討を行いました。

(2) 住民参加

本計画は、高齢者福祉計画の策定指針において、住民参加の位置付けがなされています。

また、介護保険法においては、介護保険事業計画により介護サービスの水準が明らかにされ、それが保険料の水準にも影響を与えることから、本計画の見直しにあたっては、被保険者の意見を反映させるための措置を講じることが義務付けられています。このことから、本計画の策定委員会には被保険者の代表も参画しました。

(3) 住民からの意見の聴取

計画の策定にあたっては、地域住民の意見を直接聞く機会も必要と考えられることから、平成26年11月から12月までに市内11地区で開催した「地域住民意見交換会」では、介護保険制度の改正に伴う見直し作業の状況等について説明し、多くの意見をいただきました。これらの意見についても、できるだけ計画の中に取り込むことができるよう検討を行ってきました。

(4) 高齢者実態調査

本計画を策定するにあたり、高齢者の生活や健康状態、福祉・介護保険事業に関する意見などを伺い、策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

平成26年2月に実施した高齢者実態調査は、高齢者の生活等の実態を把握・集計することにより、課題やサービスに対するニーズを把握し、計画に反映することを目的として行いました。

第2章 第5期計画の取組状況と課題

第2章では、第5期(平成24年度～平成26年度)における各施策の取組状況(見込み)を検証し、第6期の施策検討に向けた課題を整理します。

第2章 第5期計画の取組状況と課題

1 健康づくり・介護予防の推進

(1) 多様な健康づくりの推進

《取組状況》

- 将来、介護を必要とする状態の原因となり得る脳卒中や心筋梗塞、糖尿病など重篤な疾患を予防するため、特定健康診査、特定保健指導を実施し、受診率・実施率の向上に努めています。
- 地域の保健推進委員、食生活改善推進員、運動普及推進員など地域の健康づくりサポーターと連携しながら、広い世代に渡り、家族・地域ぐるみで取り組む健康づくりを推進しています。
- ICT技術と地域コミュニティを融合し、楽しみながら自分のペースで健康づくりに取り組めるよう支援しています。

《課題》

- 日常生活を大きく制限する要因ともなる重篤な疾患を未然に防止するためには、特定健康診査を多くの市民が継続的に受診することが重要です。
また、特定健康診査の結果、適切な治療を受けることはもちろん、軽度な所見のうちから生活習慣を改善し、健康な状態を取り戻すことにつながる特定保健指導を、積極的に推進する必要があります。
- 生活習慣の改善、疾病の予防が可能である就労世代に対し、より健康意識の向上を図る必要があります。
- 市民の健康増進、介護予防を推進するため、効果的な情報提供を図り、行動変容につながる普及啓発活動を行う必要があります。

(2) 介護予防の総合的な推進

《取組状況》

- 介護予防の講話や簡単な体操を実施する「シニアうきうき教室」や運動・口腔・栄養・認知症予防を取り入れた「シニアいきいき教室」を実施し、介護予防の普及啓発に取り組んでいます。

- 二次予防事業対象者に対して、運動機能向上プログラム及び口腔機能向上プログラムを実施しています。
二次予防事業対象者の把握方法を基本チェックリストの郵送による調査で行い、結果発送時期に合わせてプログラムを実施するなど参加者の拡大を図っています。
また、郵送調査の結果、うつ傾向や閉じこもり傾向のある二次予防事業対象者については、保健師が個別訪問等を実施し、生活状況の把握及び事業参加の勧奨に努めています。

- 認知症を支えるため、認知症サポーター養成事業や、認知症の方を抱えている家族の交流会、認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業を積極的に行い、その予防対策に努めています。

《課題》

- 介護予防について、介護保険制度の改正を注視しつつ、高齢者が介護予防事業に継続的に参加できるよう、住民運営の通いの場等の身近な社会資源の確保を図るとともに、プログラムを充実していく必要があります。

- 認知症予防プログラムについて、団塊の世代が高齢期を迎える中で、市民が認知症を知る、あるいは正しく理解するなど、その「治療」「介護」「予防」について積極的に意識の啓発を行う必要があります。

- 介護保険制度の改正に伴う地域支援事業の見直しの動向を踏まえ、住民同士の支えあいによる活動を更に促進していく必要があります。

- 介護予防・日常生活支援総合事業について、第6期計画の介護保険制度改正において市町村事業となることから、要支援者に対するサービスを加えた新しい総合事業に平成29年4月までに移行する必要があります。

- 新しい総合事業では、「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」として事業を行うとされていて、地域の実情に応じた住民主体の活動を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスを提供することが求められています。

(3) 生きがいつくりの推進

《取組状況》

- 老人クラブの活動を積極的に支援し、生きがい活動の取組を推進しています。
- 遠野市シルバー人材センターに就業機会を拡大するなど、高齢者の就業を通じた生きがいつくりを支援しています。

《課題》

- 老人クラブの会員数が減少し、活動の広がりがなくなりつつあります。
- 遠野市シルバー人材センターの会員数が減少し、ニーズ対応が難しくなっていることから、会員数の拡大を図るため、技能取得助成、市内企業との懇談等シルバー人材センターとの一層の連携に努める必要があります。

2 地域生活を支えるサービスの展開

(1) 相談・支援体制の強化

《取組状況》

- 地域ケア連絡会議を開催し、市内介護サービス事業所との情報交換を行い、介護サービス事業所や関係機関が連携して高齢者を地域で支えていくために、民生児童委員や自治会など地域の関係者や関係機関等と連携し、体制づくりに努めています。

《課題》

- 地域包括ケアシステムの実現に向けた相談・支援体制として、高齢者や障がい者、生活困窮者に対する相談体制を充実していく必要があります。
- 認知症高齢者を介護する家族には、認知症に関する正しい知識や介護に関する情報などを提供するとともに、行動・心理症状の解消方法や家族の対応方法についての講習会等を開催していく必要があります。
また、身近な認知症サポート医を確保していく必要があります。
- 現行の地域ケア連絡会議は、連絡調整が主な内容であり、地域課題の把握が不十分であることから、課題解決に向けた地域づくり等の機能を充実させた地域ケア会議を構築し、体系化を図っていく必要があります。

(2) 在宅支援の新たな展開

《取組状況》

- 在宅支援が必要な一人暮らし高齢者等に配食サービスを実施し、安否確認や見守りを行うとともに高齢者の健康保持を支援しています。
- 寝たきり等の要介護高齢者に介護用品の支給を行い、家族等の介護負担の軽減を図っています。
- 要介護認定を受けていない高齢者について、ニーズ調査を実施するとともに、高齢者の実態やニーズを把握・分析し、第6期計画の基礎資料としています。

《課題》

- できる限り高齢者自身が自立した生活を送ることができるよう、介護事業者等に重度化予防や運動機能の向上に向けた取組を促すとともに、重度の高齢者の自立を支援し、生活の質を向上させていく必要があります。
- 高齢者の実態把握を進め、介護予防等の普及啓発や支援が必要な方の早期発見・早期対応を効果的かつ効率的に展開していく必要があります。
- ニーズ調査の効果的な手法等について、費用対効果も念頭に置き、検討していく必要があります。
- 家族介護者等の支援について、介護者の孤立防止や男性の家事・介護等への参加を推進するため、普及啓発を推進していく必要があります。

(3) 多様なサービス基盤の整備

《取組状況》

- 介護が必要な高齢者の地域生活を支援するため、補助金を活用し、デイサービス施設1箇所、認知症高齢者グループホーム1箇所、ショートステイ1箇所の整備を行っています。

《課題》

- 第5期計画において予定していたデイサービス施設の整備が実施されなかったことから、デイサービス施設の計画的整備を推進する必要があります。

3 高齢者の見守り、地域支え合いの推進

(1) 高齢者見守り施策の推進

- 高齢者を見守るとともに孤立を防ぎ、必要な支援につなげるため、見守りが必要な高齢者について、民生児童委員等による訪問を実施しています。
- 75歳以上の一人暮らしの方を対象に、消費者庁のモデル事業を活用するとともに、消費者被害防止対策事業を実施し、電話による定期的な見守りや情報提供による注意喚起を行い、悪質な勧誘や消費被害を未然に防ぐことを実施しました。
- 慢性疾患等を有する一人暮らし高齢者等で、緊急時の対応に不安を感じる方を対象に、緊急通報システムを設置し、緊急時の救助を迅速に行うなど不安解消に努めています。

《課題》

- 見守りが必要な高齢者について、介護認定の状況や世帯状況から、継続して見守り活動を実施する必要があります。

(2) 地域支え合いの推進

《取組状況》

- 高齢者に交流の機会を提供する「ふれあい・いきいきサロン」等における自主的活動について、社会福祉協議会と連携し、支援しています。
- 認知症の方やその介護者への正しい知識と理解の促進等を図るとともに、認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る認知症サポーターを養成するための講座を積極的に開催しています。

《課題》

- 地域支え合い活動について、元気高齢者等の地域活動への誘導や活動の場の拡充を図る必要があります。

- 災害時要援護者への安否確認の体制構築に向けて、自治会等との協定締結や協力事業者を更に拡充するとともに、協定締結した自治会等の活動を支援していく必要があります。

また、福祉避難所について、協定施設の拡充に向けて社会福祉施設等に協定締結を働きかける必要があります。

- 認知症サポーター養成講座について、受講対象者の拡大を図るとともに、認知症サポーターの人材育成の取組を強化していく必要があります。

(3) 成年後見・虐待防止の推進

《取組状況》

- 認知症等で判断能力が十分でない方の地域生活の安全を確保するため、ひまわり基金の弁護士を講師として、権利擁護に関する研修を開催しています。
- 民生児童委員、介護サービス事業者、介護保険施設、医師、警察等のネットワークにおける連携を強化しています。

《課題》

- 一人暮らし等の高齢者や認知症の方が増加している中で、成年後見制度や成年後見制度利用支援事業の利用者は少数に留まっていることから、制度の普及について理解を深めてもらう必要があります。
- 虐待対応について、早期発見や虐待を受けている高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、地域の様々な関係者との連携を強化していく必要があります。

4 サービスの質の向上、福祉介護人材の確保及び育成

(1) サービスの質の向上

《取組状況》

- 地域福祉の観点から、社会福祉協議会と共同で、各種講演会や、研修会の開催、さらには多職種が連携する強みを実感できるコミュニティソーシャルワーカー養成研修を実施しています。

《課題》

- 福祉介護人材育成は、高齢者に限らず障がい者、子ども、医療等の福祉分野全体の人材育成を図るよう促進する必要があります。

5 介護保険制度の円滑な運営

(1) 介護サービスの見込み

《取組状況》

- 第1号被保険者数は、平成25年度計画値10,175人に対し、実績は10,239人であり、ほぼ計画どおり推移しています。
- 要介護・要支援認定者数は、平成25年度計画値1,794人に対して、実績は1,828人であり、ほぼ計画どおり推移しています。
- 平成25年度における介護給付費、介護予防給付費の決算額は、計画値の98.1%となっています。

《課題》

- 高齢者人口や要介護・要支援認定者数の推移、介護保険制度改正や介護報酬改訂の内容を踏まえ、介護給付費や保険料等を的確に計画する必要があります。

(2) 地域支援事業とサービス量の見込み

《取組状況》

- 平成 25 年度における地域支援事業費の決算額は、計画値の 81.2%となっています。

《課題》

- 介護保険制度の改正に伴う地域支援事業の新たな枠組みに沿って事業運営を行うとともに、第 6 期計画の予防給付の見直し等を踏まえ、地域支援事業を再構築する必要があります。

(3) 第 1 号被保険者の保険料

《取組状況》

- 第 6 期計画の保険料設定にあたっては、国で定めたワークシートを活用して介護サービスに係る給付費を推計するとともに、被保険者の負担能力に応じたきめ細やかな保険料段階とするため、第 1 段階から第 9 段階に細分化しています。

《課題》

- 第 6 期計画の介護保険制度の改正では、地域包括ケアシステムの構築と持続可能な介護保険制度の構築のため、地域支援事業の見直しや介護サービスの効率化・重点化、低所得者の保険料の軽減強化や利用者負担・補足給付の見直しが行われ、改正後の制度における介護給付費を的確に推計した上、保険料設定を行う必要があります。

(4) 制度を円滑に運営するための仕組み

《取組状況》

- 要介護・要支援認定の適正化を図るため、認定調査員研修（新規・現任）を計画的に実施しています。
- 介護認定審査会の新規委員に対して研修を実施し、認定審査の平準化を図っています。
- 新たに第 1 号被保険者となった方に対し、介護保険制度の趣旨の普及を図るため、制度の概要を分かりやすくまとめた小冊子を送付し、制度の周知を図っています。

《課題》

- 公正・公平な要介護等認定の実施は、介護保険制度の適正な運用を図る上で根幹をなすものであり、引き続き調査員への指導や研修の充実により、認定審査の平準化を図っていく必要があります。
- ケアマネジャーの資質向上を図り自立支援に効果的なケアマネジメントを実施するため、改正内容を注視し、適切に対応していく必要があります。
- 制度改正で行われた予防給付や費用負担の在り方について、市民や事業者へ広く周知し、介護保険の円滑な運営に努めていく必要があります。
- 低所得者対策として予定されている、第1号被保険者の保険料軽減に伴い、現行の減免を見直す必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章では、第6期における計画の基本理念や施策展開の考え方、計画目標など、基本的事項を定めます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

高齢化が進展する中で、高齢者のライフスタイルや生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予測されます。高齢期を迎えても、それぞれの方が豊富な経験や知識、特技等を地域社会に活かすことができる環境づくりとともに、互いに助けあい支えあう、参加と協働の地域づくりを推進していく必要があります。

すべての高齢者が、家族や友人などと一緒に慣れ親しんだ地域社会で健やかに暮らし、社会、福祉などの活動に自らが主体的に参加し、健やかに老いていく。生涯にわたっての自立生活を自助・互助・共助・公助の役割を果たしつつ、その生活を地域において保障する。「福祉で夢のあるまちづくり・健康で明るく暮らせる住みよいまちづくり」を推進するため、四つの基本理念を引き継ぎます。

- 1 共に生きるため、自立と参加をめざして
- 2 共に生きるため、個人の尊厳と人間性の尊重をめざして
- 3 共に生きるため、理解と共同の輪の広がりをめざして
- 4 共に生きるため、新しい遠野福祉文化の創造をめざして

2 施策展開の考え方

国は、団塊の世代の高齢者が75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」のサービスを切れ目なく一体的に提供し、支援が必要な高齢者に住み慣れた地域における生活を支援する地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

当市では、高齢者だけではなく、障がい者や子育て家庭、生活困窮者など、だれもが、住み慣れた地域でお互いが支えあい、自立し安心して暮らしていくことができる地域社会の形成を目指します。

計画の推進にあたっては、地域住民や多様な社会資源と協働して課題の把握、解決を図る仕組みを整備し、地域づくりをより一層促進するとともに、事業者等と連携して、支援が必要な方を身近な地域で支える、医療・介護・予防・住まい・生活支援等の地域包括ケアシステムの基盤整備を推進していきます。

(1) 地域包括ケアシステムの構築

①相談支援体制の強化

地域包括支援センターの機能強化とともに、だれもが、身近な地域で相談することができるよう在宅介護支援センターと連携をとり、いつでも相談ができる環境を整備します。

さらに、地域ケア連絡会議を通じて、関係機関、市民、事業者等と連携して、地域の課題を把握・分析するとともに、課題解決を図る総合相談支援体制を構築していきます。

②地域包括ケアシステムの基盤整備

要介護高齢者や支援を必要とする方を地域で支えていくために、事業者等と協働して、生活の基盤となる多様な住まいを必要な方に確保するとともに、切れ目の無い医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスが提供される体制づくりを推進します。

地域課題の解決に向けて、ボランティア等により提供される住民主体の支援を創出するなど、支援が必要な高齢者等を身近な地域で支える地域づくりを促進するとともに、政策形成にも結び付けていく地域ケア会議の仕組みを構築します。

さらに、高齢者等の日常生活の支援や地域とのつながりを図るべく、元気な高齢者をはじめ地域住民が支える側として参加できる環境を整備するとともに、介護予防の取組を市民や事業者等と協働して推進し、地域社会で包括的・継続的に支援する地域包括ケアシステムの構築を目指します。

認知症の方やその家族の在宅生活を支援するため、認知症の方への理解を深めるための啓発や医療と連携した早期発見・早期支援の仕組みづくりを推進するとともに、在宅医療・介護連携の支援窓口の設置により、在宅医療と介護サービスの担当者の連携を支援するコーディネーターの配置に向けて、その機能や役割、運営等について具体的な検討を進めます。

また、福祉・介護人材等の確保・育成の拡充など、サービスを提供する事業者への支援を積極的に行い、サービスの質の向上を図ります。

(2) 参加と協働の地域づくりの推進

高齢者が、住み慣れた地域でいきいきとこころ豊かに暮らしていけるよう、健康や予防への関心を高め、健康・体力の保持増進や予防に向けた一人ひとりの主体的な取組を促すとともに、自主活動グループの展開を支援し、ニーズにあった地域活動に参加できる環境づくりを推進します。

高齢者等の多様化するニーズにきめ細やかに対応していくため、新規に生活支援コーディネーターを配置して地域の課題を把握・共有し、地域の福祉的資源の創出やネットワーク化、人材の発掘・育成、需要と供給の把握に努め、地域で支えあう循環型の地域社会の形成を目指します。

なお、既存の地域活動のネットワークの強化や地域の課題を解決するための新たな住民活動の創出、孤立した高齢者や認知症の方等を見守るネットワークづくりを推進して、まちづくり・人づくりを進めるとともに、多様な活動を支援するため、庁内関係課が連携・協力して取り組みます。

3 計画目標

第6期計画では、高齢者がいつまでも健康で、役割や生きがいを持ち活躍できる環境づくりを推進するとともに、支援が必要な方を地域全体で支えていく地域包括ケアシステムの構築に着実に取り組み、基本理念の実現を図るため、次の計画目標を掲げ総合的に施策を推進します。

【計画目標1】健康づくり・介護予防の総合的な推進

【計画目標2】介護・福祉サービスの充実

【計画目標3】在宅医療と介護の連携強化

【計画目標4】地域における支えあい活動の推進

【計画目標5】安心できる居住の場の確保

【計画目標6】福祉・介護サービスの質の向上、人材の確保及び育成

【計画目標7】介護保険制度の円滑な運営

第4章 施策の取組

第4章では、第6期計画の施策の体系に基づき、各施策について、計画期間における施策目標など、基本的事項を定めます。

第4章 施策の取組

1 健康づくり・介護予防の総合的な推進

高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと暮らしていくことができるよう、自分にあった健康像の実現に向けて、健康の保持増進や予防に取り組むことができる環境づくりを推進します。

また、健康づくりや介護予防、生涯学習、生きがいづくり等の活動や講座に気軽に参加し、地域とのつながりを保ちながら継続的に取り組んでいくことができるよう、市民と協働して予防に取り組む地域づくりを支援します。

さらに、日常生活における生活習慣病への市民意識を高めるとともに、特定健診や保健指導、多様な健康づくり施策等を実施し、関係団体と連携して、望ましい生活習慣への転換を支援します。

(1) 多様な健康づくりの推進

①健康寿命延伸のための健康づくりの推進

健康寿命の延伸、早世の予防を目指し、市民が住み慣れた地域の中で「豊かさ」と「生きがい」を持って、積極的な健康づくりへの取組ができるよう支援します。そのためには、正しい知識の普及はもちろん、楽しみながら自主的な行動変容へとつながるよう、健康づくりサポーターとの連携による各種啓発活動や、地域ICT事業の推進など、地域コミュニティ単位での健康増進を進めていきます。

また、市民の健康データ等に基づく健康課題の抽出を行い、将来、介護や障がいの要因ともなる重篤な疾病を早期に予防するため、就労世代のハイリスク者などターゲットを絞り、個別性に特化した効率的・効果的な事業を展開します。

②生涯スポーツの推進

健康の保持増進に向けてスポーツの必要性を啓発するとともに、スポーツの中でレクリエーション的な要素を取り入れつつ、気軽にグループづくりができ、さらに楽しみながら継続してスポーツができる場の提供に努めます。

③精神保健対策の推進

こころの健康づくりの一環として高齢者及びその支援者向けに啓発・周知を行い、地域生活が継続できるよう支援を行います。

(2) 介護予防の総合的な推進

①介護予防・日常生活支援総合事業の実施と予防給付の見直しへの対応

平成 27 年度の介護保険の制度改正に併せ、国が策定したガイドライン等を参考に、平成 29 年 4 月までに予防給付のうち訪問介護及び通所介護を新たな介護予防・日常生活支援総合事業へ移行します。

移行に向けた準備として、専門的なサービスに加え、健康な高齢者を含む地域住民など多様な主体による新たなサービスの提供について検討を行い、要支援認定者に必要なサービス及びその提供体制の整備を図ります。

また、二次予防事業対象者の把握方法についても、国の動向を踏まえながら今後の在り方を検討します。

②二次予防事業対象者把握事業

介護予防事業を効果的に行うために、生活機能低下の早期発見を行うため、生活機能評価を実施します。

介護予防事業を効果的に実施するにあたって、要支援や要介護状態になる可能性が高いと考えられる二次予防事業対象者の把握のため基本チェックリストを用いた生活機能評価を実施します。

二次予防事業対象者の把握は、医学的検査が不要となり、基本チェックリストのみの判定で対象者を決定できるようになったことから、要介護等の認定を受けていない高齢者を 3 グループに分け毎年 1 グループずつ、郵送による回答により対象者の把握を行い、回答のない方には電話連絡するなど、把握についても検討していきます。

■二次予防事業対象者把握事業の実績及び計画

(単位：人、%)

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
把握事業対象者	2,879	2,694	2,748	2,800	2,800	2,800
生活機能評価受診数	1,866	1,981	1,925	2,000	2,000	2,000
生活機能評価受診率	64.8	73.5	70.0	71.0	71.0	71.0
二次予防事業対象者	558	596	586	580	580	580

※平成 26 年度は、見込み

③二次予防事業対象者の介護予防事業

生活機能評価の結果、要支援や要介護の状態になる可能性があり、何らかの支援が必要な高齢者に対して、訪問指導や健康教育、健康相談を実施します。

また、身体を動かすために必要な骨や関節、筋肉などの運動器の機能向上を図るトレーニング事業や体力向上、栄養改善、口腔機能向上などを図る介護予防総合事業を実施します。

④高齢者体力アップ事業

加齢による足腰等の衰えにより不活発な生活を送ることが多くなり、それに伴う筋力低下によって要支援や要介護状態になる高齢者が多くなっています。健康運動実践指導者、保健師等の専門職により、二次予防事業対象者にはトレーニングマシンを利用した筋力トレーニングを、一次予防事業対象者にはセラバンド等を利用した筋力トレーニングを実施します。

二次予防事業対象者のための筋力向上トレーニングは、専任指導員が整っている遠野施設管理サービスへ委託し、実施回数や対象者の参加機会を増やしていきます。

また、トレーニングを終了した参加者に対して定期的なフォローを実施していきます。

一次予防事業対象者のための筋力トレーニングは、継続して実施するとともに、対象者が参加しやすいよう開催場所等の検討も行っていきます。

■運動器の機能向上事業の実績及び計画

(単位：人)

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
二次予防事業参加実 人数	67	92	98	100	100	100
二次予防事業参加延 人数	1,041	1,110	1,290	1,200	1,200	1,200
一次予防事業参加実 人数	122	143	86	100	100	100
一次予防事業参加延 人数	429	593	351	400	400	400

※平成 26 年度は、見込み

⑤一次予防事業対象者のための介護予防事業

自立した生活を送れるように、転倒骨折予防教室やセラバンド教室、健康相談、健康講座等を引き続き開催します。

⑥介護予防総合事業

高齢者が楽しく、おいしい安全な食生活を営めるように、歯科健康診査・摂食・嚥下機能訓練、口腔衛生状態の改善指導などを行う口腔機能向上事業、加齢に伴う栄養不足の改善を目指し、活動的な生活ができるよう支援する栄養改善事業、「懐かしさ」「思い出」の力が脳を活性化させ、いきいきとした自分を取り戻すことを目指して行う回想法支援事業を引き続き実施します。

それぞれに実施してきた口腔機能向上事業、栄養改善事業、回想法支援事業をまとめ、総合的に改善指導や支援を行います。

■介護予防総合事業の実績及び計画

(単位：人)

		実績			計画		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
総合	二次予防事業参加実人数	59	57	37	50	50	50
	二次予防事業参加延人数	287	257	137	250	250	250
	一次予防事業参加実人数	15	83	27	50	50	50
	一次予防事業参加延人数	42	311	105	250	250	250

※平成 26 年度は、見込み

⑦転倒骨折予防教室

転倒骨折から要介護状態や寝たきりの状態になる高齢者が多いことから、「ふれあい・いきいきサロン」等で健康運動実践指導者等による教室を開催しています。

事業を継続して実施し、併せて転倒骨折予防の重要性を周知するとともに、高齢者が集う場を活用して事業を推進します。

■転倒骨折予防教室の実績及び計画

(単位：回、人)

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
開催回数	30	40	30	40	40	40
参加者数	320	807	300	400	400	400

※平成 26 年度は、見込み

⑧介護予防の普及と認知症予防の推進

介護予防については、市民の自主的な活動を支援する施策の充実を図り、身近な場所で継続して介護予防活動に参加できるよう介護予防の地域づくりを進めます。

また、地域住民や関係機関などにいろいろな機会を通じて、認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発を行います。

⑨市民の自主活動支援

介護予防に資する市民の自主的な活動や社会福祉協議会が実施する「ふれあい・いきいきサロン」の活動を支援し、介護予防の市民活動の継続を支援します。

(3) 生きがいつくりの推進

①老人クラブ

地域に住んでいる高齢者の生きがいと福祉を目的とした組織で、主に相互扶助の形で活動を行っています。

趣味やボランティア等の社会参加活動のほか、生涯学習活動なども行っています。

また、閉じこもりがちな高齢者宅を訪問し、話し相手をしながら日常生活の見守りや援助を行う友愛活動や地域を豊かにする社会活動を行っています。

②シルバー人材センター

高齢者が働くことを通じて収入を得るとともに、健康を保持し、生きがいを持ち、地域社会に貢献するという「自主・自立・共働・共助」の理念を基本として活動しています。

シルバー人材センターは、地域社会との相互交流・連携を目指し、臨時的かつ短期的な雇用による就業を希望する地域高齢者のために職業紹介を行っています。

また、地域の環境整備や市民の見守りなどのボランティア活動も行っています。

2 介護・福祉サービスの充実

平均寿命の延伸や後期高齢者の増加、核家族化の進展に伴い、介護や福祉のサービスを必要とする高齢者が今後も増えていくことが予測されます。

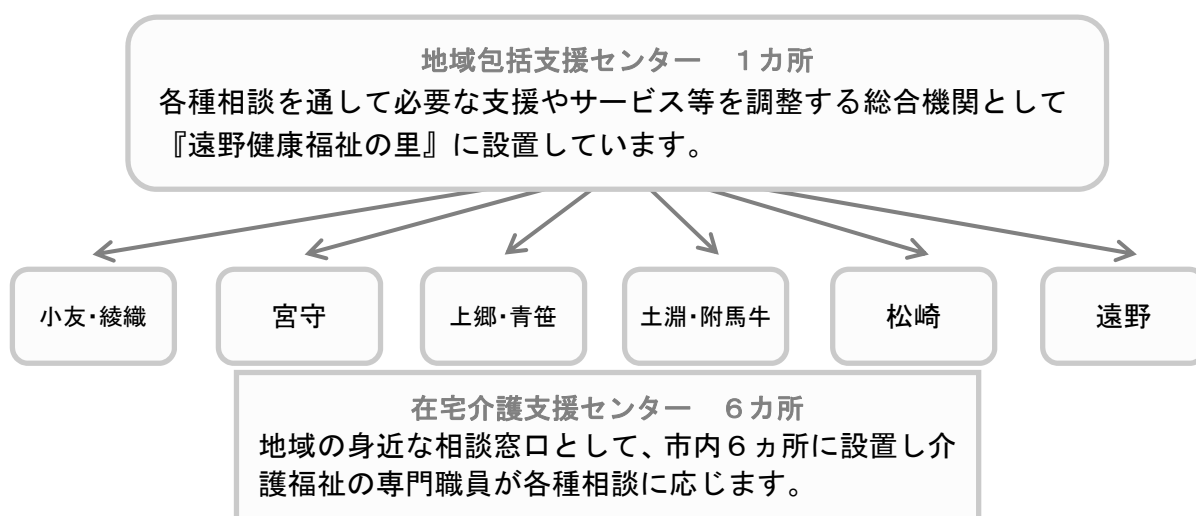
介護を必要とする高齢者や認知症の方、一人暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けていくことができるよう、相談支援を強化するとともに、支援を必要とする方の実情に即した様々な介護・福祉サービスを提供して、地域生活を支援します。

支援を必要とする方の多様なニーズに対応するためには、地域の課題を把握・共有し、地域の住民や社会資源等と連携・協力して、ボランティア等による生活支援サービスを充実していく必要があります。国が示す新たな介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインに基づき、サービス提供の準備を進めます。

(1) 相談・支援体制の強化

①総合相談機能の充実（・地域包括支援センター・在宅介護支援センター）

- ・高齢者等要援護者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、遠野市直営で地域包括支援センターを設置し、要援護者の生活を支える総合相談機関としての業務を推進します。
- ・地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置し、専門的な相談対応ができるよう人的体制を整備します。
- ・在宅介護支援センターを市内6カ所に継続して設置し、地域の身近な相談窓口機能を充実し、担当地域内での相談支援体制を継続します。



地域包括支援センターの主な業務

- ① 関係機関と一緒にあって対応します（総合相談支援）
総合相談窓口として、行政機関・医療機関・福祉関係機関等と連携して、多面的な支援を提供できるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の専門職員をセンターに配置し、一体となった活動を行います。
- ② 困りごとに包括的・継続的に関わり支援します（包括的・継続的ケアマネジメント支援）
日常的な個別支援・助言や必要なサービスの利用調整をまとめて（包括的に）対応し、継続して関わりながら在宅生活を支援します。
- ③ 介護予防サービスの利用調整を行います（予防給付・介護予防事業）
介護予防サービスが必要な方に、介護予防サービスの利用調整と提供計画を作成し、支援しています。
- ④ 支援が必要な方の意思を尊重し権利を守ります（虐待防止・権利擁護）
認知症などのため判断力が衰えてきた方の権利を守るとともに、虐待などの早期発見・防止に取り組みます。

②地域福祉コミュニティの推進と地域包括支援ネットワークの構築

- ・自治会・民生児童委員など、地域で活動している団体等の関係機関とのネットワークを構築し、個別課題から地域課題を引き出すとともに、地域の共通ニーズへの対応に向け、市民協働で地域福祉の推進を図ります。
- ・在宅介護支援センター及び民生児童委員活動を支援するとともに、情報の共有化を図ることによって、要援護者の潜在的なニーズの把握・分析に結びつけ、定期的な訪問や適切なサービス提供につなげていくように取り組みます。

③地域包括支援センターの相談支援体制の充実

地域包括支援センターでは、対象者を高齢者だけでなく障がい者や生活困窮者等へも広げ、関係機関やその他地域資源等と連携しながら、高齢者やその家族等を取り巻く様々な相談や潜在的ニーズ、地域の課題等に対し、適切に支援を行うとともに、必要な行政所管や専門機関へつなげ、解決を図っていく体制を整えます。

なお、地域包括支援センターが主催する地域ケア連絡会議の内容を充実させ、具体的事例を様々な面から検討し、効果的な支援へと展開する地域ケア会議に発展させます。また、地域ケア会議の開催により、高齢者の個別検討等を通じてケアマネジメントの質の向上を図るとともに、地域の課題を把握し、関係機関や、活動団体等と協働して、課題解決に取り組む地域づくりを推進します。

④総合相談支援（包括的支援事業）

総合相談支援の業務を行うため、健康福祉の里に地域包括支援センターを設置し、ワンストップサービスを基本とした総合相談窓口として、運営していきます。

*地域包括支援センター

介護保険法の改正により、平成18年4月から設置。地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行う。「介護予防ケアマネジメント事業」「総合相談支援事業」「権利擁護事業」「包括的・継続的マネジメント事業」を行う。

⑤高齢者の虐待防止と権利擁護（包括的支援事業）

地域包括支援センターの社会福祉士等が中心となり、判断能力が不十分な認知症高齢者などに対する成年後見制度の相談支援や利用推進に今後も取り組むとともに、社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業を含め、関係機関と連携しながら高齢者の権利擁護体制の充実を図ります。

高齢者の虐待は、様々な要因が複雑に絡み合っており発生することで高齢者本人の生命や身体に危険が及ぶことがあることから、今後も医療機関、介護サービス事業者、民生児童委員等の連携のもと、虐待の早期発見、解決に向けて取り組む体制をさらに充実させます。

また、高齢者の虐待だけでなく、児童、障害者への虐待、さらには配偶者等への暴力の防止やこれらの被害者の支援及び保護を行う機関との情報交換の場の開催について、庁内関係課と検討していきます。

⑥介護予防ケアマネジメント（包括的支援事業）

地域包括支援センターの保健師等が中心となり、生活機能評価等で選定された二次予防事業対象者に対し、必要な介護予防サービスの紹介や利用勧奨、サービス調整を行い、生活機能の向上を推進します。

また、予防給付に関するケアマネジメント事業では、要介護等認定で要支援1及び要支援2と判定された高齢者に対して介護予防サービス計画の作成を行うとともに、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行していきます。

⑦包括的・継続的ケアマネジメント（包括的支援事業）

地域包括支援センターの主任ケアマネジャー等が中心となり、ケアマネジャーや医師、関係機関が連携し包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための支援を行います。

支援の内容としては、ケアマネジャーからの相談や指導、また、資質の向上を図るという観点から、研修や情報提供を行います。

また、医療機関を含めた関係機関やケアマネジャーとの連携を支援し、地域における健康づくりや交流の促進に努めます。

(2) 在宅生活の支援

① 高齢者の実態把握

高齢者の生活状態等を把握し、介護状態や孤立化等の予防や早期発見、早期対応を進めていくことを目的に、高齢者の実態把握を実施するとともに、民生児童委員、自治会その他地域住民との連携を進めて、介護予防等の普及啓発を推進します。

② 在宅サービス・生活支援の実施

支援を必要とする高齢者を対象に多様な在宅サービスを提供し、高齢者の在宅生活の継続を支援します。

一人暮らし等で調理が困難な高齢者等に対して配食サービスを事業者を通じ継続します。

バランスのよい栄養摂取や健康管理を支援する配食サービスは、介護保険制度改正に伴う地域支援事業の見直しに合わせ、事業の在り方や事業内容、委託先等について見直しを行います。

寝たきり高齢者の在宅生活や介護負担の軽減を支援するため、紙おむつの支給事業を継続します。選択できるおむつの種類の見直しなど、利用者の利便性が高まるように事業の改善に努めます。

また、地域との交流が少なく閉じこもりがちな高齢者に対して、身近なサロンや会食等への参加を促し、地域とのつながりが持てるよう支援するとともに、生活交通の確保や高齢者等の日常生活の困りごとには、遠野市社会福祉協議会や遠野市シルバー人材センター等と連携して、生活支援サービスを提供し支援します。

③ 「食」の自立支援（配食サービス）事業

「食」の自立支援事業として、一人暮らし等高齢者のみの世帯等で調理が困難な高齢者、栄養状態の改善が必要な高齢者に対し、配食サービスを実施するとともに、配食時に安否確認を行っています。

今後、利用者の増加も見込まれるため、継続して実施します。

■ 「食」の自立支援（配食サービス）事業の実績及び計画 (単位：人、食)

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
登録者数	122	120	107	120	120	120
配食数	5,754	5,469	5,817	6,000	6,000	6,000

※平成26年度は、見込み

④介護用品支給事業

要介護1以上の在宅の高齢者で常時紙おむつを使用する方を対象に介護用品（紙おむつ、尿とりパッド等）を年2回支給しています。要介護4、5の在宅の高齢者で、市民税非課税世帯に属する方を介護している家族については、数量を多く支給しています。

■介護用品支給事業の実績及び計画

(単位：人)

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
要介護1～5	916	992	997	計画値を設定しない		
要介護4、5(非課税)	98	102	95	計画値を設定しない		

※平成26年度は、見込み

⑤生活管理指導員派遣事業

社会適応能力に不安のある高齢者に対し、家事及び日常生活の基本的な生活習慣について支援及び指導を行う生活管理指導員の派遣を行うことにより、要介護状態への進行の防止を図ります。

■生活管理指導員派遣事業の計画

(単位：人、回)

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用人数	0	0	0	2	2	2
延利用回数	0	0	0	24	24	24

※平成26年度は、見込み

⑥在宅要援護高齢者等訪問診療事業

医療機関を受診することが困難な寝たきり等の要援護高齢者を対象に、在宅において医師による診察や相談指導、心電図検査や胸部X線撮影、血液検査、感染症検査など一連の検査等を実施しています。定期的に健康状態のチェックを行うことにより、在宅療養の継続につながっています。県立遠野病院の往診体制との連携も図られ、効果的に事業が提供されています。

引き続き県立遠野病院とケアマネジャー等との情報共有、連携を推進し、在宅療養の支援に努めます。

■在宅要援護高齢者等訪問診療事業の実績及び計画 (単位：回、人)

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実施回数	24	24	23	24	24	24
実利用者数	90	89	60	90	90	90
延利用者数	141	124	100	140	140	140

※平成 26 年度は、見込み

⑦在宅要援護高齢者等訪問歯科診療事業

歯科医院を受診することが困難な寝たきり等の要援護高齢者を対象に、歯科医師が在宅において義歯の不具合、歯周疾患、残存歯の治療を行っています。

事業を周知し、口腔衛生状態の改善を図り、在宅療養を支援します。

■在宅要援護高齢者等訪問歯科診療事業の実績及び計画 (単位：人)

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用者数	7	3	2	10	10	10
延利用者数	12	5	5	25	25	25

※平成 26 年度は、見込み

⑧生きがい活動支援通所事業

要介護認定を受けていない高齢者で、交流や外出の機会が少ない方を対象にデイサービスセンター、地区センター、集会所等で毎月1～2回生きがい活動支援通所事業を実施しています。健康チェック、趣味活動、日常動作訓練及びスポーツ活動等を定期的に行い、閉じこもり予防、うつ予防のほか介護予防に努めています。宮守町は社会福祉法人ともり会に、その他の地区は遠野市社会福祉協議会に事業を委託しています。

加齢に伴い交流や外出機会が減少してくることから、在宅介護支援センター、民生児童委員と連携し、地域の閉じこもりがちな高齢者の把握をするとともに、事業の周知を図り、利用希望者への円滑なサービス提供に努めます。

■生きがい活動支援通所事業の実績及び計画

(単位：人)

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
登録者数	515	506	505	510	520	530
延利用者数	6,053	6,181	6,100	6,200	6,300	6,400

※平成26年度は、見込み

《現在の実施会場》

- ・ デイサービスセンター 2箇所 (ふれあいホーム上郷、みやもり荘デイサービスセンター)
- ・ 地区センター 2箇所 (小友、附馬牛地区センター)
- ・ サテライト型 24箇所 (滝沢コミュニティセンター外)

⑨外出支援サービス事業

受診のため医療機関へ行く場合等に寝たきりなどにより、一般の交通機関を利用することが困難な要介護認定者等を、外出支援事業を委託している遠野市社会福祉協議会の車両（リフト付車両、ストレッチャー付車両）が、送迎をしています。

通常の交通機関の利用が困難な高齢者等が医療機関を受診し、健康の維持向上が図られるよう継続して実施します。

■外出支援サービス事業の実績及び計画 (単位：人、回)

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
登録者数	201	194	159	160	160	160
延利用回数	1,565	1,404	1,295	1,300	1,300	1,300

※平成 26 年度は、見込み

⑩軽度生活援助事業

高齢者が在宅で自立した生活が持続できるよう、除雪、庭の清掃や草取り、家屋内の整理整頓等、日常生活上の援助について、遠野市シルバー人材センターに事業を委託しています。

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活を維持することが可能となるとともに、要介護状態への進行の防止にもつながることから、サービスの確保に努め、継続実施します。

■軽度生活援助事業の実績及び計画 (単位：人、回)

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
登録者数	272	279	258	270	270	270
延利用回数	1,598	1,425	1,153	1,500	1,500	1,500

※平成 26 年度は、見込み

⑪生活管理指導短期宿泊事業

養護老人ホームなどの施設に一時的に宿泊し、基本的な生活習慣等の指導を行うとともに、体調調整を図っています。

高齢者の自立に向けた生活習慣の改善や退院直後の体調調整のほか、虐待事例等の緊急受け入れをする事業として、継続実施します。

■生活管理指導短期宿泊事業の実績及び計画 (単位：人、日)

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用人数	8	4	2	11	11	11
延利用日数	163	83	26	300	300	300

※平成 26 年度は、見込み

⑫高齢者慶祝事業

多年にわたり地域社会に貢献してきた高齢者に敬意を表し、その長寿を祝うため、各地域において実施される敬老会の経費について、その一部を負担しています。高齢者数は年々増加している反面、敬老会参加者は横ばい傾向にあります。

また、喜寿、米寿、百歳到達者を対象に記念品を贈り、長寿を祝っています。

合同金婚式については、市内 7 団体により実行委員会を結成し、参加者の会費により実施しています。

敬老会は地域の団体が実施主体となって開催していて、地区コミュニティ形成に欠くことのできない事業であることから、今後も同様の開催形式で行います。

喜寿・米寿・百歳の記念品についても、長寿を祝い継続実施します。

■高齢者慶祝事業の実績及び計画 (単位：人)

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
喜寿(77歳)	470	494	468	420	392	455
米寿(88歳)	193	224	255	279	282	323
100歳到達者	12	4	9	13	20	23
敬老会参加者数	2,140	2,147	2,244	2,700	2,700	2,700
合同金婚式参加夫婦	44	26	6	計画値は設定しない		

※平成 26 年度は、見込み

⑬養護老人ホーム措置入所

65歳以上の者であって、環境上、経済的理由等によって居宅において、養護を受けることが困難な者等を養護老人ホームへ入所措置しています。

また、入所者には自立した日常生活、社会的参加のための必要な指導、訓練を行うとともに、心身の健康保持を図っています。

一人暮らし高齢者等が加齢とともに自立した在宅生活が困難になり、養護が必要な状態となり、入所を希望することが今後も見込まれます。養護が必要な高齢者が安心して入所できるよう事業を継続します。

■養護老人ホーム措置入所の実績及び計画 (単位：人)

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
入所者数	55	55	55	55	55	55

※平成 26 年度は、見込み

《現在の施設》

- ・長寿の森吉祥園（遠野市）、北星荘（北上市）、宝寿荘（花巻市）、
寿水荘（奥州市）、祥風苑（大船渡市）

⑭家族介護教室

家族介護教室は、介護知識の学習の場となっています。

また、福祉分野等で先進的活動を行っている方を講師に招き、介護の仕方や介護予防についての知識・技術を習得及び情報取得の場として活用されています。

■家族介護教室の実績及び計画 (単位：回、人)

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実施回数	15	16	17	17	17	17
参加者数	266	235	243	250	260	270

※平成 26 年度は、見込み

⑮ 家族介護者交流事業

家族介護者交流事業は、介護者が宿泊を伴う等の交流会に参加することで、一時的に介護から解放され、リフレッシュが図られるほか、介護者間の情報交換や介護者相互の支援の場として、毎年、活用されています。常に介護を行っている介護者にとっては、リフレッシュを図ることができる数少ない場であり、参加者から好評を得ています。

より多くの介護者が参加できるように、宿泊型と日帰り型で継続して実施します。

■ 家族介護者交流事業の実績及び計画 (単位：回、人)

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実施回数	3	3	3	3	3	3
参加者数	70	99	96	100	100	100

※平成 26 年度は、見込み

(3) 認知症施策の総合的な推進

①相談・支援体制の充実

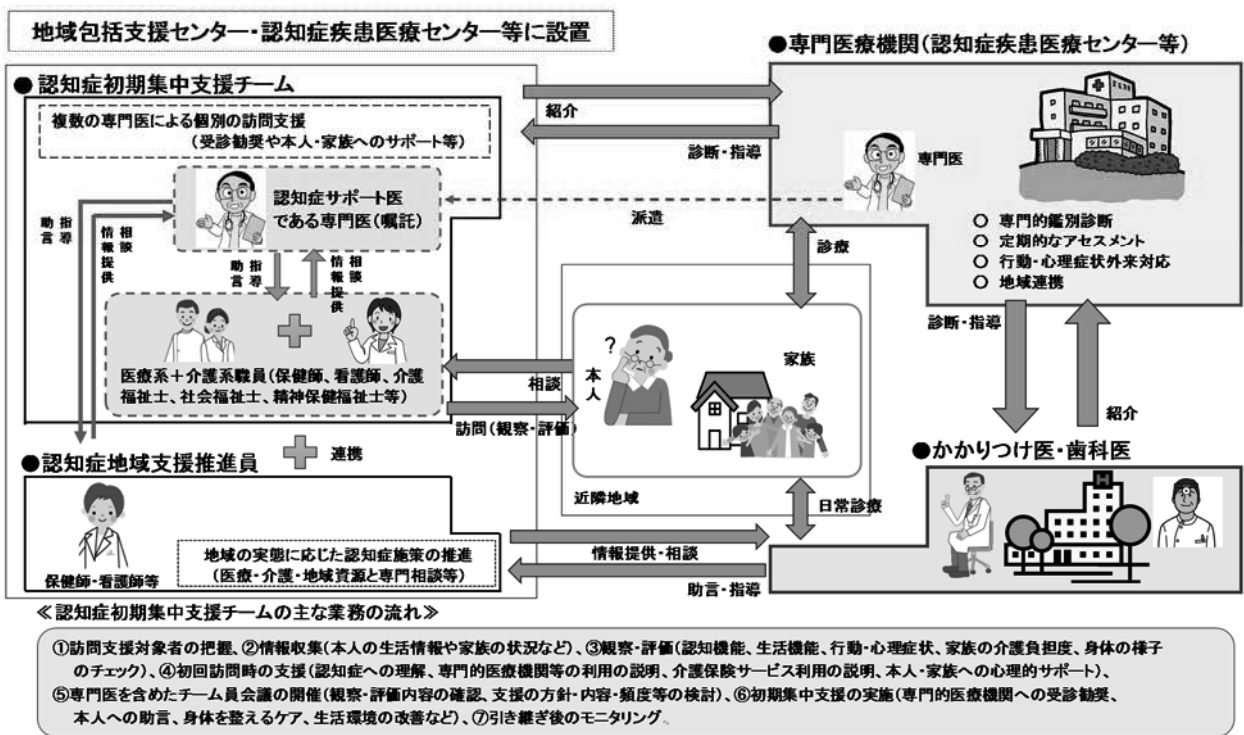
関係機関との情報共有や地域課題の把握に努め、その体制づくりを推進します。

認知症に関する正しい知識や認知症初期集中支援チーム（下図参照）を創設し、広く市民や関係機関に周知・啓発し、認知症に関する早期対応・早期支援についての啓発を進めます。

また、認知症ケアパスの普及を促進します。

* 「認知症ケアパス」（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）

■認知症初期集中支援チームの概要



②認知症高齢者を介護している家族の交流事業

認知症高齢者を介護している家族等を対象に、専門医師による認知症を正しく理解するための講演会や、「認知症の人と家族の会」の代表者を招き交流会を開催してきました。

認知症高齢者の介護は、介護者である家族等の精神的な負担が大きいことから、今後も、認知症に対する正しい知識の普及や介護者が悩みを打ち明ける場を定期的で開催し、できるだけ多くの介護者が参加できるような体制づくりや、介護者を支援するための事業を推進します。

③認知症サポーター養成事業

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方や家族への応援者(サポーター)として地域で活動される方を認知症サポーターといい、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指す認知症サポーター養成事業が全国展開されています。

市では、これまで民生児童委員、行政機関、地域団体、金融機関、小中学校児童生徒等に対して、認知症サポーター養成講座を開催しています。なお、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトは、県が中心となって養成を行っています。

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症サポーターを拡大していくためには、養成講座の実施を各種団体・職場などで展開していく必要があります。また、キャラバン・メイトの活動支援についても、認知症サポート医との連携によるフォローアップを図りながら継続して取り組みます。

■認知症サポーター養成事業の実績及び計画

(単位：人)

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
新規認知症サポーター数	69	279	324	200	200	200
サポーター数(累積)	1,663	1,942	2,266	2,500	2,700	2,900
新規キャラバン・メイト数	2	5	4	4	4	4
市内キャラバン・メイト数(累積)	51	53	58	62	66	70

※平成26年度は、見込み

④認知症サポーターの養成と地域のネットワークづくり

若年層や現役世代など幅広い世代に認知症の方への理解を広めるため、認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの養成を推進し、地域ぐるみで体制づくりを進めるとともに、認知症の見守りを実践する認知症サポーターの人材活用や地域の関係機関とのネットワークづくりを進めます。

⑤地域の見守り体制の構築

認知症高齢者やその家族が安心して生活できるよう、地域の住民や関係機関などにいろいろな機会を通じて、認知症に対する正しい知識と理解促進のための普及活動を行い、地域で見守り、支え合う体制づくりが必要です。

平成 21 年度には「認知症高齢者等徘徊 S O S ネットワーク事業」を再構築しました。徘徊の危険性がある認知症高齢者の個人情報事前に登録し、万が一徘徊事故等が発生した場合に、事前登録情報を基に、遠野警察署や遠野消防署、遠野市社会福祉協議会等が協力し、早期に発見できる体制づくりを行いました。

また、遠野市老人クラブ連合会の協力を得て、家族や地域との交流や関わりの少ない独居高齢者に対し、「一人暮らし高齢者見守り支援事業」として週 1 回程度の見守りを実施しています。

今後も認知症高齢者や、一人暮らし高齢者が増加することが予想されることから、継続して事業に取り組みます。各種団体の活動や地域のマンパワーを生かし、市と住民とが一体となって支える体制づくりを推進します。

■認知症高齢者等徘徊 S O S ネットワーク事業の実績及び計画 (単位：人)

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
登録者数	13	17	17	18	19	20

※平成 26 年度は、見込み

⑥ 認知症高齢者の尊厳を守るための権利擁護事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等に対し、財産の保護、権利擁護、虐待の早期発見、防止などの取組を行っています。

成年後見制度については、制度の理解と利用促進を目的に、「成年後見制度利用推進会議」を立ち上げ、独自のパンフレットやPR番組を制作し、周知を図り、利用促進に向けて事業を行ってきました。

また、遠野市社会福祉協議会で行っている、主として金銭管理を行う日常生活自立支援事業についても周知を図り、利用者は年々増加しています。

虐待の通報や相談に対しては、早期対応や養護者の支援を行うとともに、介護に悩みを抱えている世帯を把握し、積極的に実態把握のため訪問を行うなど予防に対する取組を行っています。

今後、成年後見制度に対する関心と需要が一層高まってくると考えられます。成年後見制度の周知や手続き等について、継続的に利用支援を行っていきます。

また、制度の申立てを行う親族等がない場合には、市長が申立人となって手続きを行い、低所得者に対する成年後見人への報酬助成等「成年後見制度利用支援事業」についても継続して取り組みます。

虐待については、介護支援専門員や介護サービス事業所からの情報、医療機関や警察署、民生児童委員からの情報などをもとに、未然防止策と早期発見、早期対応に取り組んでいきます。

■ 成年後見制度利用支援事業実績及び計画

(単位：件)

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
市長申立て件数	1	1	1	1	1	1
申立手数料等扶助	0	0	0	1	1	1
後見人等報酬扶助	0	0	0	1	1	1

※平成 26 年度は、見込み

⑦ 専門的ケアの提供

認知症への適切な対応のためにこれまで、認知症対応型のデイサービスセンターやグループホームの整備に取り組んできました。

また、質の高い支援のため、人材の養成や職員のスキルアップのための研修企画や認知症介護に携わる専門職等に対する支援に取り組んでいきます。

(4) 在宅生活を支える基盤の整備

①地域密着型サービスの基盤整備

年々増加しつつある認知症高齢者の方々に対応するため、小規模多機能型居宅介護の整備を進めます。

②デイサービスの基盤整備

第5期計画において整備予定だったデイサービス施設1箇所について、整備を推進します。

3 在宅医療と介護の連携強化

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、在宅医療を担う医療機関や訪問看護等の充実とともに、医療と介護の連携強化が重要な課題となります。

在宅医療と介護の情報の共有化、連携に対応できる人材の育成、介護従事者を対象に医療的ケアの基礎知識に関する研修を進めていきます。

具体的な取組として、医療関係者と介護関係者の顔の見える関係づくりを推進するため、医師、歯科医師、薬剤師、病院ソーシャルワーカー、介護支援専門員等の多職種が参加する在宅医療支援のための体制づくりに努めていきます。

また、在宅医療と介護サービスの担当者の連携を支援するコーディネーターを配置し、連携の取組を支援するとともに、介護支援専門員等からの相談を受け付ける「窓口」の設置を目指します。

かかりつけ医と看取りについての住民への意識啓発にも努めます。

4 地域における支えあい活動の推進

核家族化の進展とともにプライバシーを重視するライフスタイルが定着し、地域の絆や地域力の低下が課題となっています。

元気な高齢者を始めとした地域住民がニーズにあった地域活動に参加し、支援が必要な方を支えていくことができる場の環境づくりに努めます。さらに、市民やボランティア、事業者等が参加する支えあいの仕組みを次の世代へと継承していくことを進めていきます。

(1) 支えあい活動の推進

①地域支えあい活動等の支援

遠野市社会福祉協議会が中心となり、高齢者など地域住民が、仲間づくりや閉じこもり防止等のために活動する「ふれあい・いきいきサロン」の地域支えあい活動の立ち上げや運営を支援し、住民活動を促進します。

②地域人材の発掘・育成

元気な高齢者を始め、幅広い世代の地域活動への参加意欲を掘り起こして需要と供給の把握に努め、地域活動に参加しやすい環境づくりを展開するとともに、新たな地域人材の発掘・育成を推進します。

③市民参加と協働の推進

少子高齢化を社会で支えるためには、公的サービスや民間のサービスだけでなく、市民が主体的に活動に参加することが不可欠です。行政と市民との協働により共に支えあって生きる地域社会を創りあげていきます。

④ボランティア活動の支援

市民の在宅生活を支援するため、遠野市社会福祉協議会ボランティア・市民交流サロン「ちょぼら」を中心に、ボランティア意識の向上を図るとともに、グループの育成と支援を地域で取り組んでいく体制を推進します。

(2) 高齢者見守り施策の推進

①見守り事業の実施

地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを中心に、見守りを必要とする高齢者の把握や見守りボランティアによる定期的な訪問見守りを行い、高齢者の安否確認や孤独感の解消を図るとともに、必要な支援につなげていきます。

②地域高齢者見守りネットワークの推進

自治会、遠野市民生児童委員協議会等を始めとする地域の活動団体が参加し、高齢者の課題を共有するとともに、異変を相談機関につなげることを地域に啓発する地域高齢者見守りネットワークづくりを推進します。

③一人暮らし高齢者見守り支援事業

高齢者福祉サービス、介護保険サービス、親族等により定期的な安否確認がなされていない高齢者を対象に自宅を週1回程度訪問することで、安否の確認を行っています。

事業を遠野市老人クラブ連合会に委託し、老人クラブが行っている友愛訪問活動と一体となり、地域における安否確認活動にもつながっています。

地域の社会資源である遠野市老人クラブ連合会と一体となった見守り活動を継続するために、民生児童委員や在宅介護支援センターと連携し、対象者についての情報収集に努めます。

■一人暮らし高齢者見守り支援事業の実績及び計画

(単位：人、回)

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用人数	1	1	1	3	3	3
延確認回数	21	19	48	80	80	80

※平成26年度は、見込み

④緊急通報体制整備事業・日常生活用具給付事業

高齢者の見守りの一環として、病弱な一人暮らし等高齢者のみの世帯等に、急病等の緊急事態が発生した場合でも迅速な救助、救急活動を行うことができるように緊急通報システムを貸与しています。このシステムを利用することにより、高齢者が自宅で生活することへの不安が軽減されます。

また、低所得の一人暮らし高齢者の在宅生活を支援するため、電磁調理器、自動消火器、火災警報器の給付、老人用（福祉）電話の貸与を行っています。

疾病等を抱えた一人暮らし等高齢者のみの世帯の見守りと緊急時に支援するものとして、緊急通報システムの端末装置の貸与を継続して実施します。

また、防火上の不安のある高齢者が在宅で自立した生活が継続できるように、電磁調理器等の給付も継続して実施します。

■緊急通報体制等整備事業・日常生活用具給付事業の実績及び計画（単位：人、件）

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
緊急通報システム 新規利用者数	30	17	9	35	35	35
緊急通報システム 利用者数	397	391	370	380	390	400
日常生活用具 給付数	2	2	0	5	5	5
老人用（福祉） 電話設置数	0	0	0	1	1	1

※平成 26 年度は、見込み

（3）権利擁護の推進

①成年後見制度の普及・促進

成年後見制度の理解を図るため、成年後見セミナーや申し立て手続きの説明会を開催し、その普及や利用促進を図ります。

また、ひまわり基金所属の弁護士を講師に権利擁護に係る個別・具体例に基づき関係団体相互のセミナーの開催を継続します。

②消費者被害防止施策の推進

消費生活の安定を図り、高齢者の消費者被害を未然に防止することを目的に、悪質商法の手口やその対処法を伝える出前講座等を地域の高齢者が集う場で実施し、本人のみならず家族など身近な人たちへの啓発を強化します。

5 安心できる居住の場の確保

高齢者ニーズ調査の結果から高齢者の生活の場を見ると、80%を超える世帯が持ち家で暮らしています。

また、要介護認定の有無に関わらず、できる限り住み慣れた自宅で暮らし続けたいという回答がそれぞれ60%を超えて多数を占めています。

(1) 安心できる住まいの確保

①公営住宅の供給

老朽化した市営住宅の改修等、高齢者や障がい者が安心して生活できる住宅の整備を進めます。

②住宅改修及び支援

介護保険による住宅改修を行う際に、介護支援専門員などの有資格者が相談、調整、理由書の作成等の支援をしています。

引き続き、住宅改修が必要な要援護高齢者等への相談に対応します。

③高齢者住宅支援

家族による介護や見守りの機能が低下している実態から、高齢者が暮らしやすい住宅やサービス付き高齢者向け住宅が求められています。

これらのニーズに対応するため、民間事業者等によるサービス付き高齢者向け住宅の整備を推進します。

④生活支援ハウス

体調不良や冬季の積雪や寒冷など一時的な理由により、在宅での生活が困難となった一人暮らし高齢者等が生活支援ハウスを利用し（利用期間6ヶ月以内）、支援員による指導援助や在宅生活へ向けてのサービス調整等を行い、在宅生活継続への自立支援を行っています。生活支援ハウスは特別養護老人ホーム遠野長寿の郷内に設置し、居室9室（個室8室、2人居室1室）により最大10名の入所が可能です。

例年、冬期間の利用希望者は定員を超えるため、利用希望者の心身の状態及び居住環境、地理的要因等を総合的に検討して利用者の決定を行っています。

今後も同様の調整を行い、事業を継続実施します。

■生活支援ハウスの実績及び計画

（単位：人、日）

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用人数	21	17	16	22	22	22
延利用日数	2,187	1,719	1,827	2,000	2,000	2,000

※平成26年度は、見込み

6 福祉・介護サービスの質の向上、人材の確保及び育成

支援を必要とする方が、介護保険や保健福祉のサービスを安心して利用できるよう、事業者への適切な支援・助言を行い、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を支援するとともに、適切な事業者指導を行うなど、制度の適正な運営を図ります。

また、介護分野の従事者の負担軽減、サービスの向上等につなげるため、介護ロボットの導入についての検討や、介護現場を児童・生徒等に見学させるなど、介護の未来を考え、将来必要な人材の確保につなげていくよう取り組んでいきます。

(1) 福祉・介護サービスの質の向上

①福祉・介護サービスの質の向上に向けた事業者への支援

サービス提供事業所が年々増加している中で、事業所の運営やサービス提供の状況把握に一層努めるとともに、苦情相談対応の充実や事故防止に向けた適切な助言を行うことで、事業者のサービスの質の向上を支援します。

また、介護サービス事業者の技術向上を図るため、研修の実施や先進的な取組について、事業者に紹介するなどの情報提供を行います。

②市民へのわかりやすい情報提供

保健・医療・福祉サービスが多様化・複雑化し、情報量も増えてきている中で、利用者や家族、地域住民等が、サービスに関する情報を正しく理解し、活用できる相談窓口を充実し、わかりやすい情報提供を行います。

(2) 福祉・介護人材確保及び育成

①福祉・介護人材育成

保健・医療・福祉・介護人材の確保に向け、ハローワークとの共催による合同就職面接会や関連する専門学校及び大学に対して就業の働きかけを行うとともに、就業していない看護師や介護職を掘り起こすための就労支援を行います。

また、専門性を高めるため、介護事業者への研修費助成を検討します。

②福祉・介護人材育成の支援

介護サービス事業者等における人材育成の取組を支援するため、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等への研修費の助成を検討します。

介護分野の従事者の負担軽減、サービスの向上等につなげるため、介護ロボットの導入について検討します。

7 介護保険制度の円滑な運営

介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるために、介護保険サービスの質と量を確保して、介護給付の適正化、低所得者への支援及び事業者への適正な指導監督等を推進し、介護保険事業の円滑な運営を図ります。

この計画は、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、介護給付などサービスの種類ごとのサービス量の見込みや介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために、必要な事項等を定めます(介護保険法第117条)。

8 介護保険サービスの整備計画

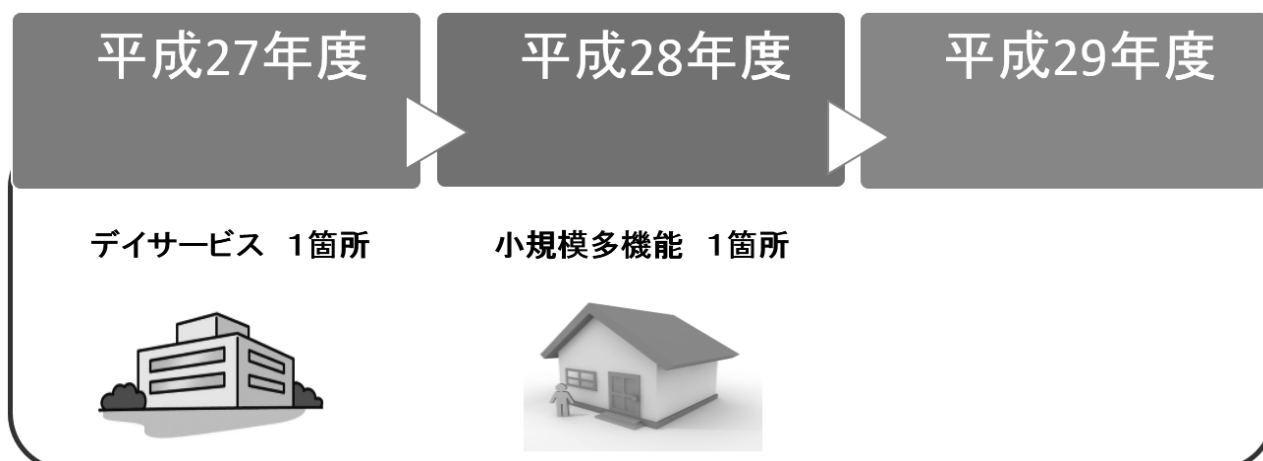
第6期介護保険事業計画期間である平成27年度から平成29年度までの基盤整備については、以下を目標とします。

(1) 認知症高齢者のためのサービス充実

地域密着型事業所「小規模多機能型居宅介護」の整備に取り組みます。

(2) 在宅サービス充実のための基盤整備

在宅サービス充実のため「デイサービス」の整備に取り組みます。

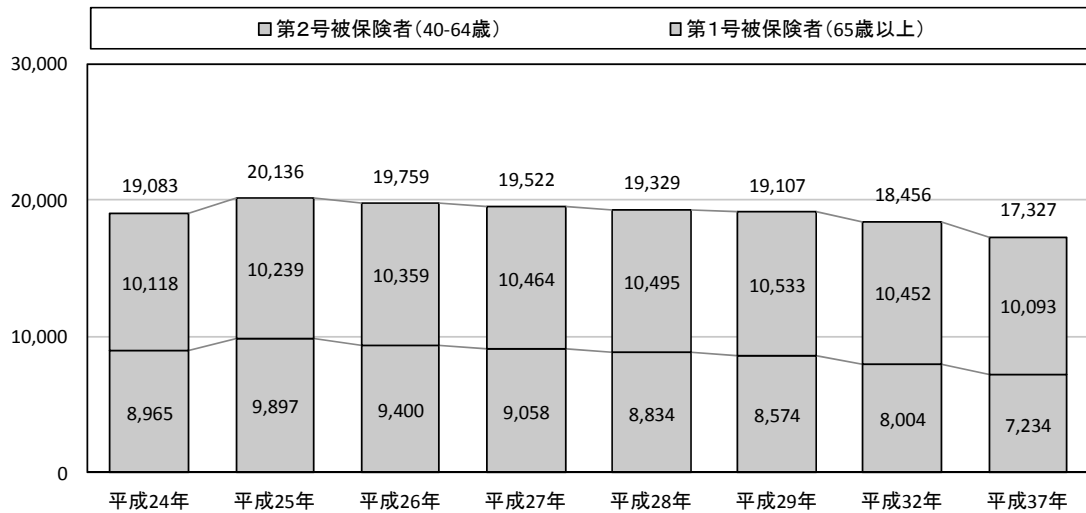


9 介護サービス量の見込み

①被保険者数の推計

被保険者数の推計では、コーホート要因法による市の人口推計(外国人含む。)をもとに、住所地特例対象者数を加味し、推計します。

■被保険者数の推移



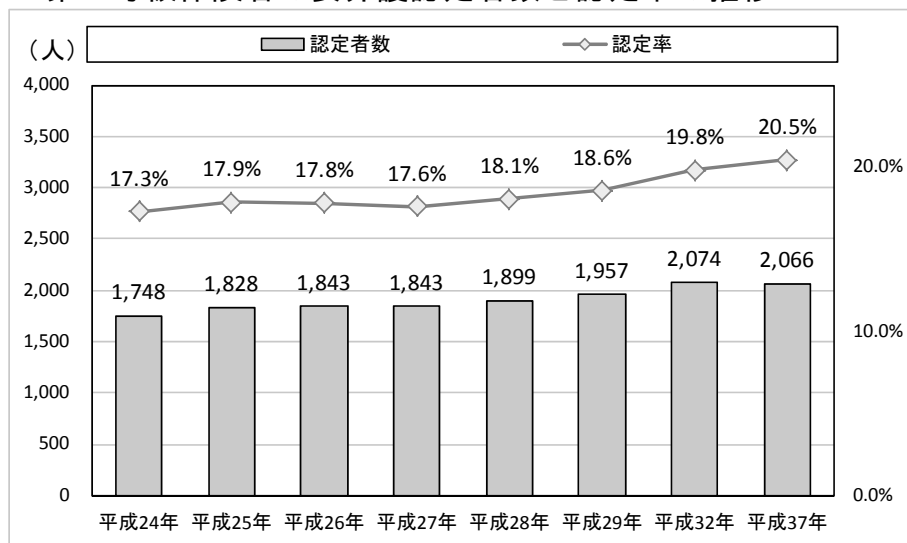
資料：平成24年から平成26年までは実績人口、住民基本台帳（各年9月30日現在）

資料：平成27年から平成37年まではコーホート変化率法による推計人口

②要介護・要支援者認定者数の推計

要介護・要支援認定者数について、各年の性別・年齢階級別被保険者数の見込みをもとに、認定率の動向や介護予防事業の効果等を勘案して将来の認定率を見込み、これらに乗じて推計します。

■第1号被保険者の要介護認定者数と認定率の推移



資料：平成24年から平成26年までは、介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）

資料：平成27年から平成37年までは、第6期介護保険事業計画見込み量シート

10 介護保険サービスの見込み量

(1) 居宅サービス

在宅での生活維持と向上のために、様々な居宅介護サービスを受けることができます。

①訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）は、要介護者等の家庭を訪問し、できるだけ居宅で能力に応じ、自立した日常生活を営めるよう入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の生活援助サービスによる介護サービスを提供します。

■訪問介護・介護予防訪問介護の利用実績及び計画

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護給付利用者数 (人/年)	1,797	1,849	1,680	1,548	1,512	1,560
介護給付利用回数 (回数/年)	40,202	37,955	30,430	27,894	28,967	33,137
予防給付利用者数 (人/年)	546	486	600	552	480	348

※平成26年度は、見込み

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護は、浴室が狭く段差があって入浴介助が安全に行うことができない要介護者等の家庭を訪問し、移動入浴車等により浴槽を提供して入浴の介護サービスを提供します。

■訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の利用実績及び計画

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護給付利用者数 (人/年)	524	505	516	564	624	672
介護給付利用回数 (回数/年)	2,061	2,245	2,513	2,800	3,396	4,264
予防給付利用者数 (人/年)	0	4	0	0	0	0
予防給付利用回数 (回数/年)	0	16	0	0	0	0

※平成26年度は、見込み

③訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護・介護予防訪問看護は、症状の安定した要介護者等の家庭を訪問し、看護師等がかかりつけ医の指示に基づき、療養上の世話や必要な診療の補助、心身の機能の維持回復等の看護サービスを提供します。

■訪問看護・介護予防訪問看護の利用実績及び計画

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護給付利用者数 (人/年)	1,333	1,353	1,284	1,248	1,248	1,296
介護給付利用回数 (回数/年)	10,235	10,638	9,623	9,312	9,124	9,250
予防給付利用者数 (人/年)	114	157	228	144	132	144
予防給付利用回数 (回数/年)	1,198	1,479	1,639	829	590	360

※平成26年度は、見込み

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問し、必要なリハビリテーションサービスを提供します。

■訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用実績及び計画

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護給付利用者数 (人/年)	47	89	108	228	252	276
介護給付利用回数 (回数/年)	477	746	822	1,582	1,831	2,094
予防給付利用者数 (人/年)	6	31	48	96	84	84
予防給付利用回数 (回数/年)	81	328	290	266	216	220

※平成26年度は、見込み

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導は、要介護者等の家庭にかかりつけ医、歯科医師、薬剤師等が訪問し、療養上の管理指導を行います。

■居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の利用実績及び計画

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護給付利用者数 (人/年)	208	154	168	336	360	408
予防給付利用者数 (人/年)	12	11	12	36	48	48

※平成 26 年度は、見込み

⑥通所介護・介護予防通所介護

通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）は、デイサービスセンターにおいて入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練、健康状態のチェック等のサービスを提供します。

《平成 27 年 4 月現在の施設》

・ふれあいホーム薬研淵	40 人
・ふれあいホーム小友	30 人
・ふれあいホーム附馬牛	30 人
・ふれあいホーム上郷	35 人
・老人デイサービスセンター長寿園	25 人
・デイサービスセンター長寿の森踊鹿	30 人
・通所介護事業所同心館	10 人
・みやもり荘デイサービスセンター	30 人
・遠野デイサービスかわうち	10 人
・デイサービスシリウスつちぶち	15 人

■通所介護・介護予防通所介護の利用実績及び計画

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護給付利用者数 (人/年)	5,891	6,088	6,540	7,344	7,992	8,712
介護給付利用回数 (回数/年)	48,677	51,718	57,504	66,096	73,240	80,776
予防給付利用者数 (人/年)	1,782	1,838	1,848	1,452	840	636

※平成 26 年度は、見込み

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、心身機能の維持回復のため介護老人保健施設において、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションサービスを提供します。

《平成 27 年 4 月現在の施設》

- ・老人保健施設 とおの 40 人
- ・老人保健施設 やまゆりの里 17 人

■通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの利用実績及び計画

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護給付利用者数 (人/年)	1,208	1,344	1,356	1,428	1,668	1,800
介護給付利用回数 (回数/年)	10,425	11,384	11,653	12,503	15,095	16,612
予防給付利用者数 (人/年)	353	302	336	252	228	216

※平成 26 年度は、見込み

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）は、家族介護者等が疾病や介護疲れ等家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、介護老人福祉施設において介護者に代わり入浴や食事の提供、機能訓練、その他の日常生活上の便宜等のサービスを提供します。

季節偏重の利用傾向を抑制するため、生活支援ハウス、地域密着型サービスの短期宿泊機能やサービス付き高齢者向け住宅等の中間施設を活用して、利用が偏らないよう緩和しつつ、全体的ニーズに応えられるように努めます。

《平成 27 年 4 月現在の施設》

- ・特別養護老人ホーム 遠野長寿の郷 20 床
- ・特別養護老人ホーム みやもり荘 14 床
- ・ショートステイ上郷 20 床

■短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の利用実績及び計画

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護給付利用者数 (人/年)	1,319	1,359	1,704	2,208	2,544	2,820
介護給付利用日数 (日数/年)	12,047	12,564	14,239	18,157	20,016	21,277
予防給付利用者数 (人/年)	14	14	12	36	36	36
予防給付利用日数 (日数/年)	81	93	42	209	256	314

※平成 26 年度は、見込み

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護は、介護老人保健施設が要介護者等を短期入所させ、必要な看護や医学的管理下での介護・機能訓練等を行い、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスを提供します。

《平成 27 年 4 月現在の施設》

- ・老人保健施設 とおの 9 床
- ・老人保健施設 やまゆりの里 5 床

■短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の利用実績及び計画

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護給付利用者数 (人/年)	490	514	480	468	468	552
介護給付利用日数 (日数/年)	4,107	3,887	3,418	2,995	2,902	3,398
予防給付利用者数 (人/年)	11	12	12	12	12	12
予防給付利用日数 (日数/年)	41	39	60	52	42	40

※平成 26 年度は、見込み

⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護は、養護老人ホーム、有料老人ホームやケアハウスなどの施設が介護保険事業所の指定を受け、その施設の利用者に対し、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事、機能訓練などの介護サービスを提供します。

《平成 27 年 4 月現在の施設》

・養護老人ホーム 長寿の森吉祥園 50 床

■特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の利用実績及び計画

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護給付利用者数 (人/年)	395	360	360	288	240	192
予防給付利用者数 (人/年)	11	16	12	24	24	36

※平成 26 年度は、見込み

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与は、利用者ができるだけ居宅で能力に応じた日常生活を営めるように、特殊寝台、車椅子等の貸与サービスを提供します。

■福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の利用実績及び計画

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護給付利用者数 (人/年)	4,562	5,102	4,944	5,352	5,796	6,312
予防給付利用者数 (人/年)	275	331	444	480	528	528

※平成 26 年度は、見込み

⑫特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具購入費サービスは、利用者の心身の状態、希望を踏まえ福祉用具のうち、入浴又は排せつに供するもの等を販売するサービスです。

■特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売の利用実績及び計画

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護給付利用者数 (人/年)	73	106	84	96	96	96
予防給付利用者数 (人/年)	22	26	24	48	48	60

※平成 26 年度は、見込み

⑬住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修費・介護予防住宅改修費の支給は、住環境の整備が必要な要介護者等に、手すりの取付けや段差の解消など住環境の改善を図るための費用の一部を支給します。

これまでと同様に法定給付のほか、在宅で安心して暮らすことができるように独自施策として 20 万円の上乗せ給付を行います。

■住宅改修・介護予防住宅改修の利用実績及び計画

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護給付利用者数 (人/年)	38	45	36	48	48	48
予防給付利用者数 (人/年)	8	8	12	12	12	12

※平成 26 年度は、見込み

⑭居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援・介護予防支援（ケアプラン作成等支援）は、介護支援専門員が介護サービスの利用のために必要となる適切なケアプランの作成を行ないます。

《平成 27 年 4 月現在の事業所》

- ・居宅介護支援事業所とおの
- ・居宅介護支援事業所上郷
- ・居宅介護支援事業所宮守
- ・とおぬっぷ介護保険相談室
- ・居宅介護サポートセンター長寿園
- ・居宅介護支援事業所あつたかいごひといち
- ・みやもり荘居宅介護支援事業所
- ・居宅介護支援事業所まごころ
- ・ケアプランセンターこころ
- ・かなえケアマネステーション
- ・遠野市地域包括支援センター

■居宅介護支援・介護予防支援の利用実績及び計画

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護給付利用者数 (人/年)	8,935	9,245	9,252	10,092	10,920	11,568
予防給付利用者数 (人/年)	2,657	2,662	2,748	2,292	2,052	1,836

※平成 26 年度は、見込み

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域での生活を24時間体制で支えるという観点から、要介護者の日常生活圏域内にサービス提供の拠点を作り、行うサービスです。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたは、それぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

なお、利用対象となる要介護1から5までの認定者の利用については、計画期間内では見込んでいませんが、介護ニーズにより対応します。

② 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間の要介護者に対して定期的な巡回訪問や通報により、居宅で身体介護や生活援助を行うサービスです。

なお、利用対象となる要介護1から5までの認定者の利用は、計画期間内では見込んでいませんが、介護ニーズにより対応します。

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護は、認知症の要介護者等に、デイサービスセンターにおいて入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練、健康状態のチェック等のサービスを提供します。

《平成27年4月現在の事業所》

- ・ デイサービスセンターあったかいごひといち 12人

■ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の利用実績及び計画

	実績			計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付利用者数 (人/年)	309	381	348	372	360	360
介護給付利用回数 (回数/年)	2,926	3,676	3,347	4,476	6,218	9,714
予防給付利用者数 (人/年)	13	11	24	48	60	60
予防給付利用回数 (回数/年)	57	42	92	312	614	767

※平成26年度は、見込み

④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護は、登録された利用者がデイサービスを基本にして、利用者の状態や希望に応じて訪問介護や短期宿泊を組み合わせてサービスを受けることで、居宅における生活の継続を支援します。

これまでは 25 人が登録定員の上限とされてきましたが、介護保険制度改正により、平成 27 年 4 月からは登録定員の上限が 29 名へと改正されました。

《平成 27 年 4 月現在の事業所》

- ・小規模多機能型居宅介護事業所 長寿庵
- ・多機能ホーム おらほの家
- ・あお空小規模多機能センター青笹

■小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用実績及び計画

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護給付利用者数 (人/年)	563	619	660	792	792	864
予防給付利用者数 (人/年)	62	22	12	12	24	36

※平成 26 年度は、見込み

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者に対して共同生活住居で家庭的な環境と地域住民との交流の下、介護などの日常生活の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

平成 26 年度には新たに 1 事業所（1 ユニット）が開設し、認知症高齢者のニーズに応じた介護サービスの提供を行っています。

《平成 27 年 4 月現在の事業所》

・グループホーム おらほの家	2 ユニット 18 人
・グループホーム とおの	1 ユニット 9 人
・グループホーム あったかいごひといち	1 ユニット 9 人
・グループホーム 長寿庵	1 ユニット 9 人
・あお空グループホーム青笹	1 ユニット 9 人
・グループホーム ひだまり上郷	1 ユニット 9 人

■認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用実績及び計画

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護給付利用者数 (人/年)	561	553	648	648	720	672
予防給付利用者数 (人/年)	12	5	0	0	0	0

※平成 26 年度は、見込み

●短期利用共同生活介護

通所介護や訪問介護等の介護保険サービスについて 3 年以上の実績を有している事業者が運営する認知症対応型共同生活介護事業所について、空いている居室 1 室を利用し、短期利用共同生活介護を 1 名が 30 日以内において利用できます。

- ・グループホーム おらほの家
- ・グループホーム とおの
- ・グループホーム 長寿庵

●共用型指定通所介護

通所介護や訪問介護等の介護保険サービスについて 3 年以上の実績を有している事業者が運営する認知症対応型共同生活介護事業所について、認知症の要介護者等 3 人まで、通所介護サービスを行うことができます。

- ・グループホーム おらほの家
- ・グループホーム とおの

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅で、入居者が要介護者と配偶者に限られる介護専用特定施設のうち、入居定員が 29 人以下のものです。

なお、利用対象となる要介護 1 から 5 までの認定者の利用については、計画期間内では見込んでいませんが、介護ニーズにより対応します。

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入所定員が 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームです。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用対象となる方は、これまでは要介護 1 以上の方とされてきましたが、介護保険制度改正により、原則として要介護 3 以上の中重度の方となりました。

なお、この地域密着型介護老人福祉施設は市内に無く、他市の施設を利用しています。

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用実績及び計画

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護給付利用者数 (人/年)	0	0	12	24	24	24

※平成 26 年度は、見込み

⑧看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、訪問看護と小規模多機能型居宅介護など 2 種類以上の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ一体的に提供するサービスです。

なお、利用対象となる要介護 1 から 5 までの認定者の利用については、計画期間内では見込んでいませんが、介護ニーズにより対応します。

⑨地域密着型通所介護（仮称）

平成 28 年 4 月より利用定員 18 人以下の小規模な通所介護事業については、少人数で圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域包括ケアシステムの構築を図る観点から地域密着型サービスに位置付けられ、地域密着型通所介護（仮称）となります。

■地域密着型通所介護（仮称）の利用計画

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護給付利用者数 （人／年）	—	—	—	—	420	458
介護給付利用回数 （日数／年）	—	—	—	—	3,854	4,252

（3）施設サービス

要介護の状態により、日常生活を営むのに長期間にわたり施設において行う介護で、24時間対応の介護サービスを必要とする高齢者のためのサービスです。

①介護老人福祉施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、身体上又は精神上著しい障がいがあるため、常時の介護を必要とする高齢者等が入所し、介護サービスを受けて生活するものです。

介護老人福祉施設の利用対象となる方は、これまでは要介護1以上の方とされてきましたが、介護保険制度改正により、原則として要介護3以上の中重度の方となりました。

《平成27年4月現在の施設》

- ・特別養護老人ホーム 遠野長寿の郷 100床
- ・特別養護老人ホーム みやもり荘 80床

■介護老人福祉施設の利用実績及び計画

	実績			計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護給付利用者数 （人／年）	1,994	2,181	2,208	2,208	2,208	2,208

※平成26年度は、見込み

②介護老人保健施設

介護老人保健施設は、入院治療により症状が安定した要介護者を入所させ、看護・介護やリハビリテーションを中心とする介護サービスを提供することにより、在宅生活への移行を促進します。

介護老人保健施設の利用対象となる要介護1から5までの認定者の利用は、平成26年度では年間2,268人と見込みます。

《平成27年4月現在の施設》

- ・介護老人保健施設 とおの 96床
- ・介護老人保健施設 やまゆりの里 83床

■介護老人保健施設の利用実績及び計画

	実績			計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付利用者数 (人/年)	2,039	2,132	2,268	2,268	2,268	2,268

※平成26年度は、見込み

③介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、長期にわたり療養を必要とする入院患者に対して療養上の管理や看護、機能訓練などの必要な医療ケアを行ないます。

介護療養型医療施設は、平成23年度末までに介護老人保健施設や介護老人福祉施設などの介護施設等に転換し、制度が廃止されることになっていましたが、全国的に転換が進んでいないことから、転換期限を平成29年度末まで6年間延長することとなっています。

また、平成26年度以降、介護療養病床の新たな指定は行わないこととなっています。

この介護療養型医療施設は市内に無く、他市町の施設を利用しています。

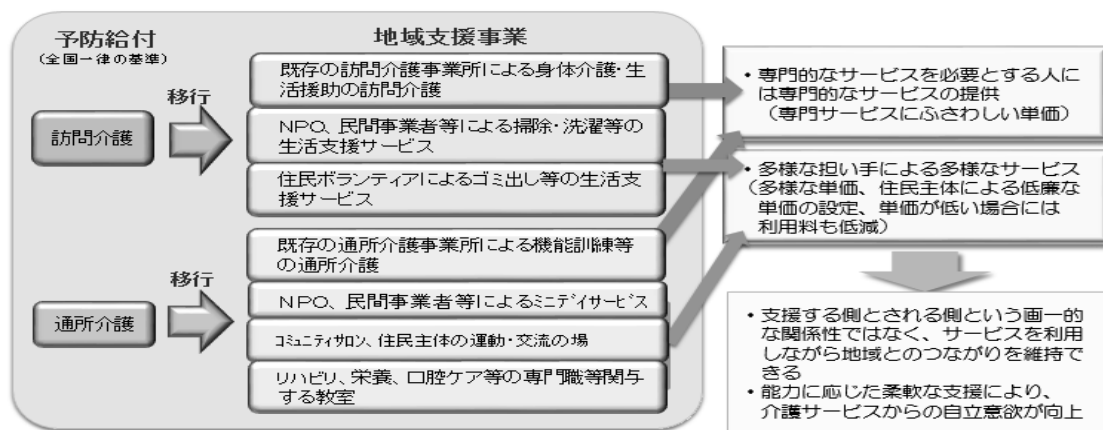
■介護療養型医療施設の利用実績及び計画

	実績			計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付利用者数 (人/年)	109	82	72	72	72	72

※平成26年度は、見込み

(4) 地域支援事業とサービス量の見込み

現行の地域支援事業は、平成 29 年 4 月から介護予防・日常生活総合支援事業に移行し、多様な担い手による多様なサービスの展開が可能となります。地域のニーズを踏まえた上で、適切にサービスを提供するために必要な量を推計します。

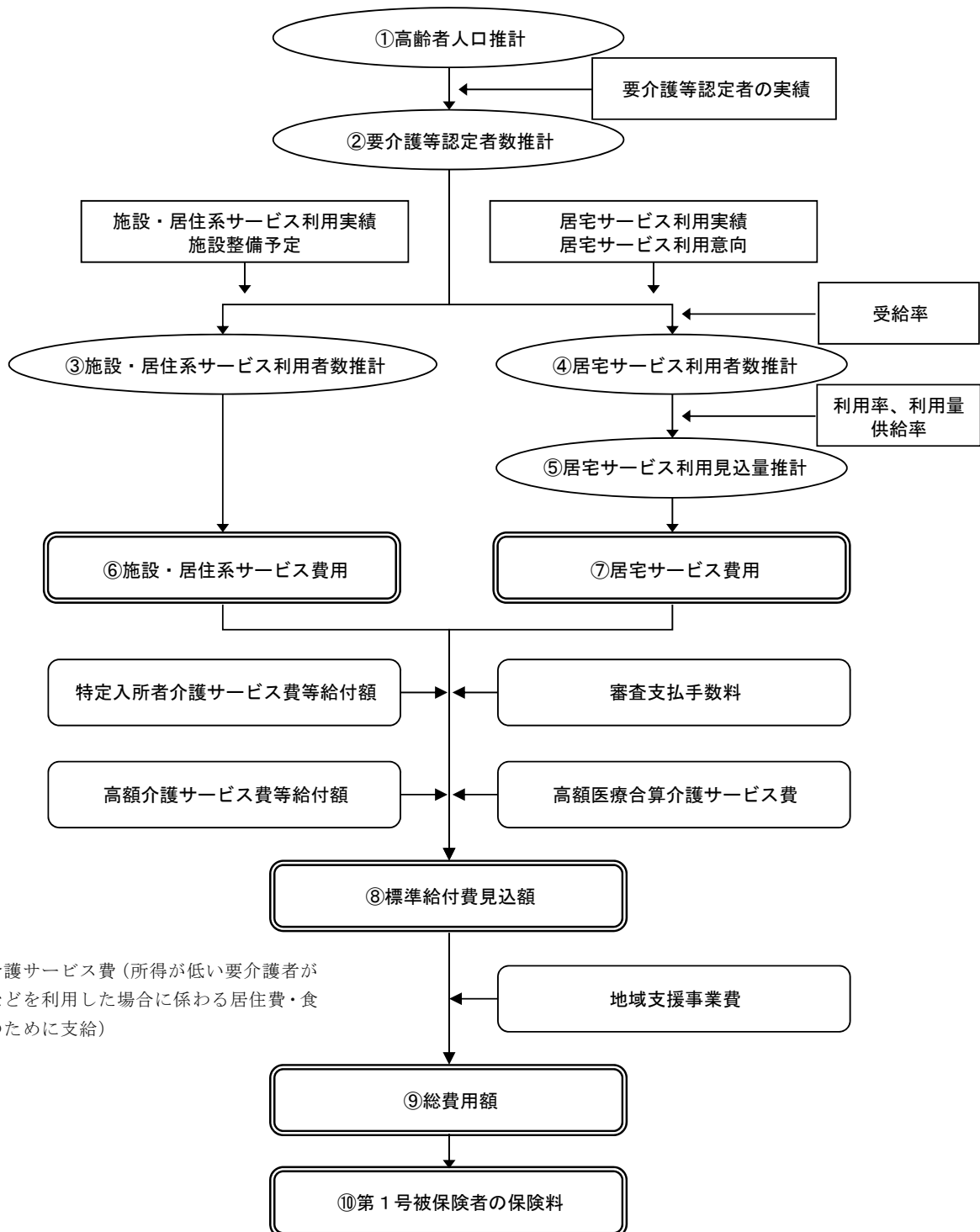


1.1 介護保険サービスの事業費

(1) 介護保険事業費算定手順

計画期間の要介護認定者及び各種サービス量の見込みにあたっては、国の指示に従い、以下のような手順で介護保険事業量を推計し、介護保険料を算定します。

■算定手順



* 特定入所者介護サービス費（所得が低い要介護者が施設サービスなどを利用した場合に係わる居住費・食費の負担軽減のために支給）

(2) 介護サービスの事業費

介護給付費、介護予防給付費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料、地域支援事業費を合わせたものがサービス総費用となり、当計画3年間(平成27年度～平成29年度)の総費用額は9,806,121千円となります。

*特定入所者介護サービス費(所得が低い要介護者が施設サービスなどを利用した場合に係わる居住費・食費の負担軽減のために支給)

■介護サービス費用の見込み(介護給付)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
(1) 居宅サービス	1,085,584千円	1,194,157千円	1,312,784千円	3,592,525千円
① 訪問介護	84,257千円	87,829千円	100,830千円	272,916千円
② 訪問入浴介護	32,000千円	38,696千円	48,525千円	119,221千円
③ 訪問看護	45,171千円	43,756千円	43,144千円	132,071千円
④ 訪問リハビリテーション	4,363千円	5,041千円	5,765千円	15,169千円
⑤ 居宅療養管理指導	2,400千円	2,534千円	2,856千円	7,790千円
⑥ 通所介護	501,727千円	558,033千円	616,636千円	1,676,396千円
⑦ 通所リハビリテーション	116,333千円	143,683千円	159,858千円	419,874千円
⑧ 短期入所生活介護	141,027千円	154,999千円	165,538千円	461,564千円
⑨ 短期入所療養介護	32,402千円	31,625千円	37,298千円	101,325千円
⑩ 福祉用具貸与	80,033千円	86,035千円	93,380千円	259,448千円
⑪ 特定福祉用具購入費	2,547千円	2,738千円	2,805千円	8,090千円
⑫ 住宅改修	5,305千円	5,635千円	6,354千円	17,294千円
⑬ 特定施設入居者生活介護	38,019千円	33,553千円	29,795千円	101,367千円
(2) 地域密着型サービス	337,100千円	396,487千円	441,208千円	1,174,795千円
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0千円	0千円	0千円	0千円
② 夜間対応型訪問介護	0千円	0千円	0千円	0千円
③ 認知症対応型通所介護	42,713千円	65,138千円	106,696千円	214,547千円
④ 小規模多機能型居宅介護	137,878千円	131,170千円	140,187千円	409,235千円
⑤ 認知症対応型共同生活介護	153,766千円	168,071千円	159,132千円	480,969千円
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0千円	0千円	0千円	0千円
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2,743千円	2,738千円	2,738千円	8,219千円
⑧ 複合型サービス	0千円	0千円	0千円	0千円
⑨ 地域密着型通所介護(仮称)		29,370千円	32,455千円	61,825千円
(3) 介護保険施設サービス	1,139,479千円	1,137,278千円	1,137,278千円	3,414,035千円
① 介護老人福祉施設	537,770千円	536,731千円	536,731千円	1,611,232千円
② 介護老人保健施設	575,787千円	574,675千円	574,675千円	1,725,137千円
③ 介護療養型医療施設 (平成32年度以降は転換施設)	25,922千円	25,872千円	25,872千円	77,666千円
(4) 居宅介護支援	151,853千円	164,292千円	173,801千円	489,946千円
介護給付費計(小計)→(I)	2,714,016千円	2,892,214千円	3,065,071千円	8,671,301千円

※各サービスの見込額は、千円未満の数値が有効になっているので、表示されている合計と合わない箇所があります。次ページにおいても同じ。

■介護サービス費用の見込み（介護予防給付）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
(1) 介護予防サービス	68,382千円	48,276千円	39,812千円	156,470千円
① 介護予防訪問介護	8,623千円	7,395千円	5,348千円	21,366千円
② 介護予防訪問入浴介護	0千円	0千円	0千円	0千円
③ 介護予防訪問看護	2,718千円	1,905千円	1,120千円	5,743千円
④ 介護予防訪問リハビリテーション	736千円	609千円	619千円	1,964千円
⑤ 介護予防居宅療養管理指導	243千円	257千円	276千円	776千円
⑥ 介護予防通所介護	39,943千円	22,446千円	16,749千円	79,138千円
⑦ 介護予防通所リハビリテーション	8,579千円	7,082千円	6,044千円	21,705千円
⑧ 介護予防短期入所生活介護	905千円	925千円	1,011千円	2,841千円
⑨ 介護予防短期入所療養介護	431千円	352千円	340千円	1,123千円
⑩ 介護予防福祉用具貸与	2,902千円	3,108千円	2,962千円	8,972千円
⑪ 特定介護予防福祉用具購入費	1,102千円	1,328千円	1,605千円	4,035千円
⑫ 介護予防住宅改修	984千円	1,022千円	1,120千円	3,126千円
⑬ 介護予防特定施設入居者生活介護	1,216千円	1,847千円	2,618千円	5,681千円
(2) 地域密着型介護予防サービス	3,277千円	6,472千円	8,409千円	18,158千円
① 介護予防認知症対応型通所介護	2,620千円	5,160千円	6,441千円	14,221千円
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	657千円	1,312千円	1,968千円	3,937千円
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	0千円	0千円	0千円	0千円
(3) 介護予防支援	9,672千円	8,670千円	7,744千円	26,086千円
予防給付費計(小計)→(Ⅱ)	81,331千円	63,418千円	55,965千円	200,714千円

総給付費(合計)→(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	2,795,347千円	2,955,632千円	3,121,036千円	8,872,015千円
----------------------	-------------	-------------	-------------	-------------

■標準給付費見込額

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
(a) 総給付費	2,795,347千円	2,955,632千円	3,121,036千円	8,872,015千円
(b) 一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	6,069千円	9,851千円	10,680千円	
(c) 総給付費（一定以上所得者負担の調整後） (a) - (b)	2,789,278千円	2,945,781千円	3,110,356千円	8,845,415千円
(d) 特定入所者介護サービス費等給付額	150,776千円	150,573千円	160,526千円	461,875千円
(e) 高額介護サービス費等給付額	54,197千円	56,565千円	58,934千円	169,696千円
(f) 高額医療合算介護サービス費等給付額	8,298千円	9,229千円	9,581千円	27,108千円
(g) 算定対象審査支払手数料	3,569千円	3,728千円	3,887千円	11,184千円
審査支払手数料支払件数	44,607件	46,599件	48,591件	139,797件
(A) 標準給付費見込額 (h) = (c) + (d) + (e) + (f) + (g)	3,006,118千円	3,165,876千円	3,343,283千円	9,515,277千円

※各見込額は、千円未満の数値が有効になっているので、表示されている合計と合わない箇所があります。以下同じ。

■地域支援事業費見込額と総費用額

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
(B) 地域支援事業費見込額	92,344千円	97,357千円	101,144千円	290,844千円
介護予防・日常生活支援総合事業費	10,000千円	15,000千円	20,000千円	45,000千円
包括的支援事業・任意事業費	82,344千円	82,357千円	81,144千円	245,844千円
給付費見込額（標準給付費見込額(h) - 審査支払手数料(g)）	3,002,549千円	3,162,148千円	3,339,396千円	9,504,093千円
給付費見込額に対する割合	3.1%	3.1%	3.0%	3.1%
総費用額 (A) + (B)	3,098,461千円	3,263,233千円	3,444,427千円	9,806,121千円

(3) 第1号被保険者の保険料

①第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料については、平成27年度から29年度までの第1号被保険者・要介護認定者の見込み、標準給付費及び地域支援事業費の推計、国が示す保険料算定に必要な係数等をもとに設定します。

1.2 第1号被保険者の介護保険料

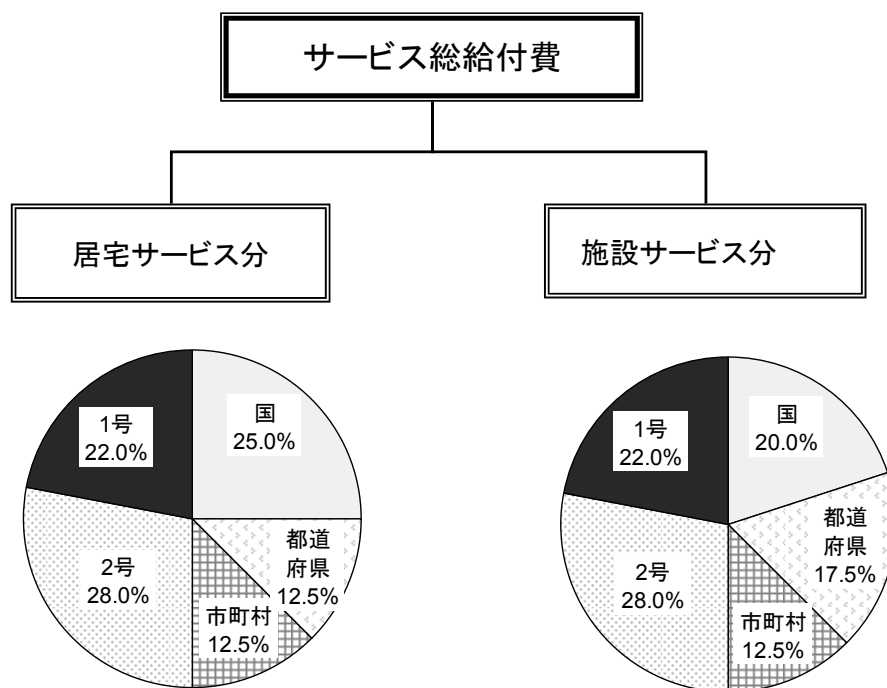
(1) 介護保険事業費の負担割合

事業費用の大部分を占める介護保険給付費については、利用者負担（1割）を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者（65歳以上の者）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の者）の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう、1号と2号の負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

第1号被保険者の負担は、介護給付費の22%が標準的な負担となります。また、第2号被保険者は28%で、介護保険費用の半分が被保険者の負担となります。

なお、国、県、市の負担割合は居宅サービス給付費と施設サービス給付費で若干異なっています。なお、国負担部分である居宅サービス給付費の25%、同じく国負担部分の施設サービス給付費の20%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。つまり、調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

■介護保険事業費の負担割合



(2) 所得段階別被保険者数

介護保険料は、所得段階によって異なることから、所得段階別被保険者数を算出するため、まず、所得段階別被保険者の構成比を求めることが必要となり、平成26年度当初の所得段階別被保険者数を基本数値としています。

また、第6期介護保険事業計画においても引き続き、低所得者に配慮した多段階設定を次のとおり行ないます。

- ・所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、段階設定を9段階に見直しました。

■所得段階別被保険者数の見込み

所得段階	所得段階別加入者数			合 計	基準額に 対する割合	加入割合補正後 被保険者数
	平成27年度	平成28年度	平成29年度			
第1段階	2,068人	2,074人	2,082人	6,224人	0.50	3,112人
第2段階	934人	937人	940人	2,811人	0.75	2,108人
第3段階	749人	751人	753人	2,253人	0.75	1,690人
第4段階	2,405人	2,413人	2,421人	7,239人	0.90	6,515人
第5段階	1,745人	1,750人	1,756人	5,251人	1.00	5,251人
第6段階	1,209人	1,212人	1,217人	3,638人	1.20	4,366人
第7段階	733人	735人	738人	2,206人	1.30	2,868人
第8段階	346人	347人	349人	1,042人	1.50	1,563人
第9段階	275人	276人	277人	828人	1.70	1,408人
合 計	10,464人	10,495人	10,533人	31,492人		28,880人

■所得段階別対象者

所得段階	対 象 者
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、生活保護受給者 市民税世帯非課税で本人の年金収入と合計所得金額が80万円以下の方
第2段階	市民税世帯非課税で合計所得金額が120万円以下で第1段階に該当しない方
第3段階	市民税世帯非課税で第1段階及び第2段階に該当しない方
第4段階	市民税本人非課税で本人の年金収入と合計所得金額が80万円以下の方
第5段階	市民税本人非課税の方で第4段階に該当しない方
第6段階	市民税本人課税で合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	市民税本人課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方
第8段階	市民税本人課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方
第9段階	市民税本人課税で合計所得金額が290万円以上の方

(3) 低所得者の介護保険料の軽減

介護保険料の上昇に伴う低所得者の負担増を軽減するため、介護保険料の軽減を実施する。なお、軽減した介護保険料分の財源については、国、県、市の公費により補てんを行いません。

(4) 基準月額保険料と所得段階別年額保険料

第6期計画の調整交付金の見込み等から、平成27年度から29年度までの3年間の第1号被保険者の基準月額保険料は**4,995円**となります。

■所得段階別年額保険料

(単位：円)

所得段階	対 象 者	負担割合	月額保険料	年額保険料
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、生活保護受給者 市民税世帯非課税で本人の年金収入と合計所得金額が80万円以下の方	0.50	2,497	29,900
第2段階	市民税世帯非課税で合計所得金額が120万円以下で第1段階に該当しない方	0.75	3,746	44,900
第3段階	市民税世帯非課税で第1段階及び第2段階に該当しない方	0.75	3,746	44,900
第4段階	市民税本人非課税で本人の年金収入と合計所得金額が80万円以下の方	0.90	4,495	53,900
第5段階	市民税本人非課税の方で第4段階に該当しない方	1.00	4,995	59,900
第6段階	市民税本人課税で合計所得金額が120万円未満の方	1.20	5,994	71,800
第7段階	市民税本人課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.30	6,493	77,800
第8段階	市民税本人課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	7,492	89,800
第9段階	市民税本人課税で合計所得金額が290万円以上の方	1.70	8,491	101,800

※月額保険料：円未満切捨て 年額保険料：百円未満切捨て

遠野市の平成27年度から29年度まで3年間の介護保険サービスに要する費用とその財源に関する遠野市介護保険財政計画見込みを次の表のとおり積算しました。

①調整交付金

調整交付金の交付率（5%）に後期高齢者加入割合、所得段階別加入割合の補正係数を見込み9.00～9.04%としました。

②予定保険料収納率

過去の収納実績から、98.92%としました。

■財政計画の見込み（保険給付）

単位：千円

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
収 入	介護保険料	1,380,764	1,434,580	1,497,348	4,312,692
	第1号	539,051	548,135	561,229	1,648,415
	第2号	841,713	886,445	936,119	2,664,277
	国庫支出金	814,801	861,240	914,026	2,590,067
	給付費負担金	544,250	576,311	611,793	1,732,354
	調整交付金	270,551	284,929	302,233	857,713
	県負担分	432,739	452,598	474,774	1,360,111
	市負担分	375,765	395,734	417,910	1,189,409
	準備基金繰入金	6,050	25,725	43,225	75,000
	合 計	3,010,119	3,169,877	3,347,283	9,527,280
支 出	保険給付費	3,006,118	3,165,876	3,343,283	9,515,277
	市町村特別給付費	4,000	4,000	4,000	12,000
	準備基金積立金	1	1	1	3
	合 計	3,010,119	3,169,877	3,347,283	9,527,280

■財政計画の見込み（地域支援事業）

単位：千円

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
地域支援事業費	92,344	97,357	101,144	290,843

(5) 社会福祉法人等による利用者負担軽減

本市では、介護保険サービス利用の推進・支援のために低所得者を対象とした利用料の軽減措置を介護保険制度施行時から講じています。市独自対策として、国制度における軽減率に2%の上乗せを図り、低所得者が介護保険制度の1割利用者負担により排除されることのないよう、誰もが必要な介護保険サービスを利用できるよう第6期計画においても引き続き実施します。

■社会福祉法人等による利用者負担軽減

サービス種類	利用者負担 (10%⇒5.5%※)	対象範囲
①訪問介護（予防）	国の対策（国・県・市・法人で負担）で7.5%に 市独自対策（市で負担）で5.5%に	・市民税世帯非課税者 ・年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること等
②通所介護（予防）		
③短期入所生活介護（予防）		
④訪問入浴介護（予防）	市独自対策（市・法人で負担）で5.5%に	
⑤訪問看護（予防）		

※国の対策で2.5%、市独自対策で2%、合わせて4.5%の軽減。

(6) 市町村特別給付等

介護保険法では、条例で定めるところにより、居宅介護サービス費の支給限度額を超過する金額を上乗せした支給限度額を市独自で定めることができます。第6期計画においても以下の事業において、継続実施します。この給付の財源は、第1号被保険者の保険料のみを財源とするものです。

①住宅改修

在宅サービスを推進している本市では、住宅改修費の支給限度額の上乗せを実施しています。

在宅の要介護者が手すりの取り付け等の一定の住宅改修を行った場合、支給限度基準額（20万円）の9割（一定以上所得者は8割）を上限として支給するものをさらに20万円上乗せし、支給限度基準額を40万円とします。

②在宅介護支援福祉用具購入費

居宅介護福祉用具購入費の対象用具を拡大し、名称を「在宅介護支援福祉用具購入費」とし、横出しサービスを実施しています。

なお、支給限度額は5万円とします。

■在宅介護支援福祉用具の対象用具

種 類	機 能 又 は 構 造 等
①歩行補助杖	一点杖
②滑り止めマット	屋内において利用する滑り止めマット
③踏み台	段差の緩和を目的とした固定しない台

(7) 制度を円滑に運営するための仕組み

①適正な認定調査実施体制の確保

要介護(要支援)の認定調査は、介護保険法の定めにより、全国一律の基準に基づき行うことになっています。認定調査員の研修及び調査を委託する指定居宅介護支援事業者等への指導等を通じて、適正な認定調査を実施するための体制を確保します。

②ケアマネジメントの適正化支援

ケアプラン点検、介護支援専門員研修等を通じて介護支援専門員への支援を行い、高齢者が介護サービスや保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用するために欠かせない適正なケアマネジメントを推進します。

③普及啓発等

広報誌による介護保険制度やサービスの定期的な紹介、「介護保険の手引き」等の発行による全般的な制度案内、市のホームページを活用した迅速な情報提供など様々な方法により、介護保険制度の周知・普及を図ります。

第5章 計画の推進体制

第5章では、計画の推進体制及び計画の進捗管理について定めます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進

(1) 人材確保の方策

保健福祉サービスの量的整備とともに、サービスの質的向上を図るために、研修等により介護支援専門員の資質の向上に努め、合わせて新たな有資格者の確保に努めます。

(2) 連携体制

①地域との連携

これからの高齢社会を支えるためには、地域住民の理解と協力が必要です。人と人とのつながりを生かした地域づくりを推進するため、住民活動の育成と支援や助成に努めます。

②民生児童委員との連携

民生児童委員は地域住民と行政とのパイプ役として大きな役割を果たしています。高齢者が増加することで、今後ますます協力を求める場面が多くなると予想されることから、これまで以上に連携を図るよう努めます。

③医師会、歯科医師会等との連携

高齢者が安心して元気に暮らしていくには、保健・医療・福祉サービスが包括的に受けられる体制づくりが望まれます。また、介護予防においても、関係機関が連携を取りながら一体的に情報を提供していくことが必要です。

このため、医師会、歯科医師会等との連携強化に努めていきます。

④遠野市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、高齢者の生きがいづくり等の事業を推進し、今後さらに地域における福祉活動や住民相互の支え合い、助け合い活動を支援していきます。また、地域ボランティア活動の拠点としての役割を強化していきます。

⑤保健所等との連携

保健所等との連携を強化しながら健康づくりの推進に努め、また、健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律、がん対策推進基本計画等による保健事業の推進について、今後も連携を強化します。

⑥関係課との連携

保健・医療・福祉を担う担当課において、現在の連携体制を継続するとともに、今後も、庁内関係課間の連携を密接に行い、効率的、総合的観点からの対応ができるよう、積極的に推進します。

(3) 相談・情報提供体制の充実

介護者の悩みや不安を解消し、的確な情報を提供するための相談体制の確立強化が必要であり、地域包括支援センターや市担当課窓口、身近な民生児童委員などにも相談が可能な体制の整備を図り、住民からの各種相談に対し、速やかに対応できる体制の確立を図ります。

また、介護保険制度に関するパンフレット、ポスター、広報などの媒体を広く活用して介護保険に関する情報の提供を図り、制度の周知とサービス利用についての広報活動の推進に努めます。

さらに、県と連携して、介護保険指定事業者情報や介護サービス情報等の提供に努めます。

2 計画の進捗管理

計画目標の着実な達成と円滑な運営を図り、高齢者福祉、介護保険事業サービス利用者の満足度調査等を実施し、計画実施状況評価などを行う進行管理体制を整備します。

また、次期計画策定に向けた目標設定等の協議を行っていきます。

(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業運営管理

計画目標の着実な達成と円滑な運営を図るために、本計画の実施状況の進捗管理を「遠野健康福祉の里運営審議会」において以下のように行ないます。

- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画についての評価
- 市民・サービス利用者の満足度や意向から見た評価
- その他高齢者事業に関すること

(2) 計画の評価方法

計画の点検、評価については、遠野市総合計画で定める「まちづくり指標」に基づき、量的評価を行います。

また、計画の中間年である平成 28 年度には、高齢者を対象とした満足度調査をアンケートにて実施し、本計画の中間評価を行うとともに、次期計画へと反映させていくことで、住民満足度の向上を図ります。

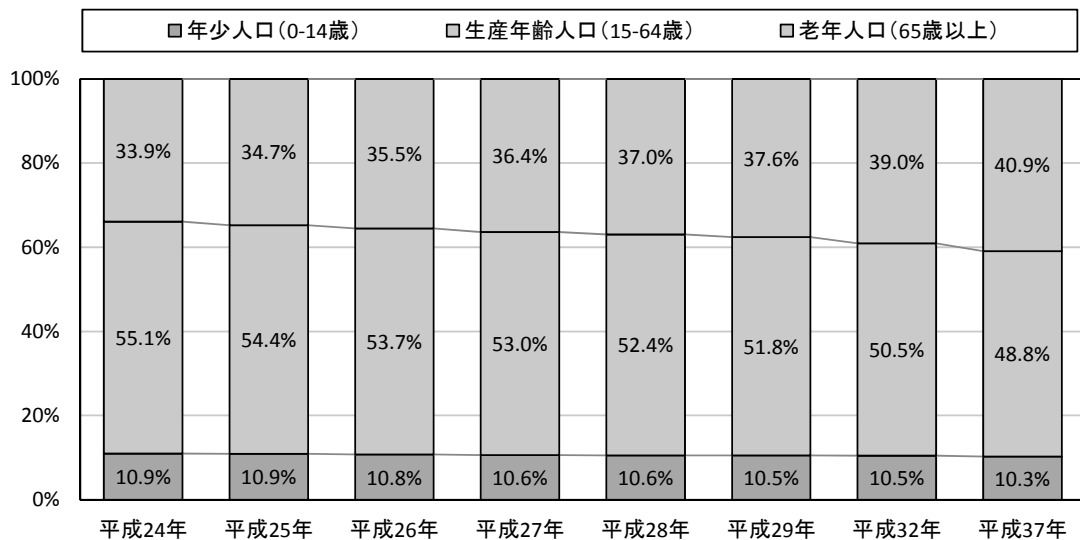
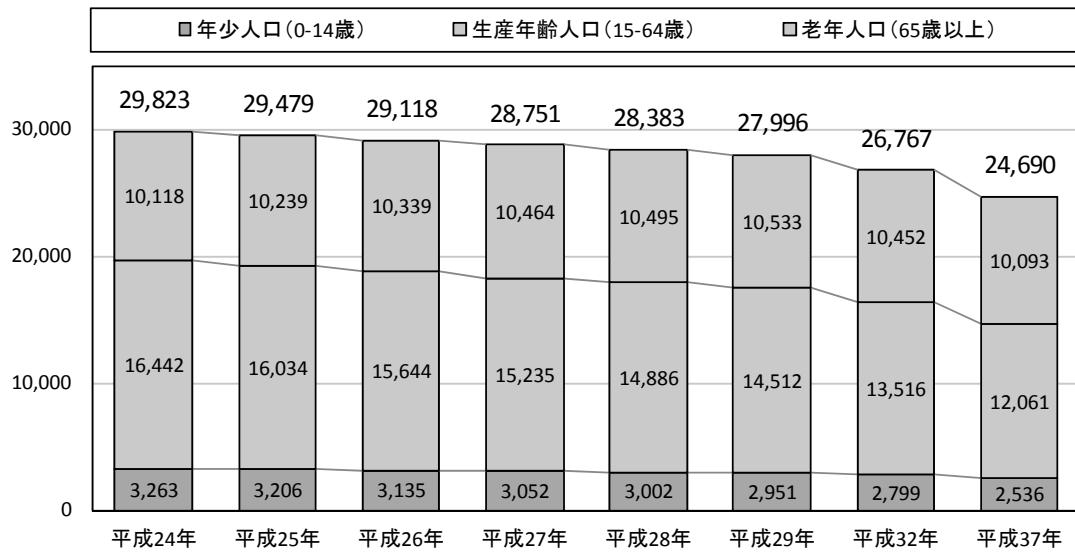
第6章 資料編

第6章では、基礎資料として、高齢者数の推移や介護保険の現状、ニーズ調査の結果等について資料を掲載します。

第6章 資料編

1 遠野市の高齢者の状況

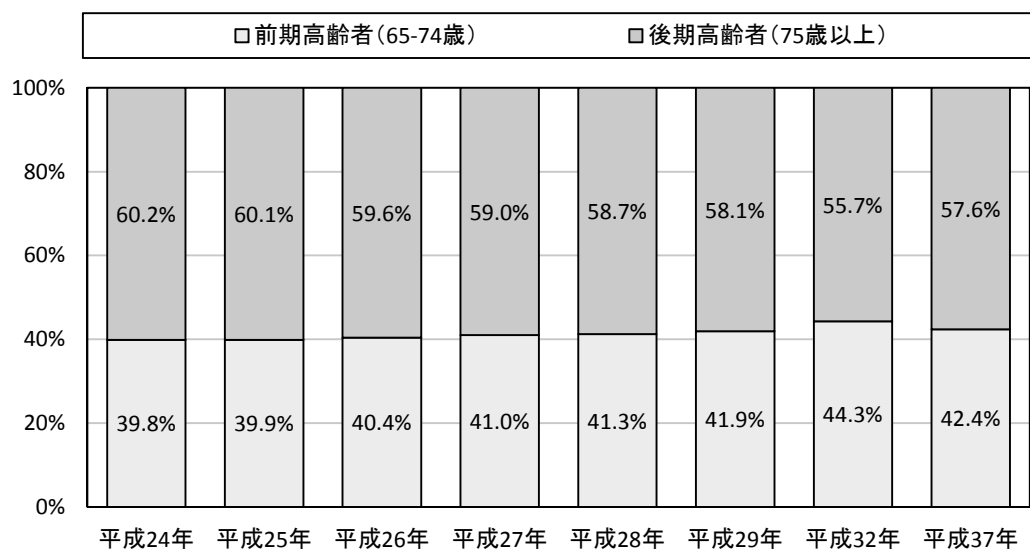
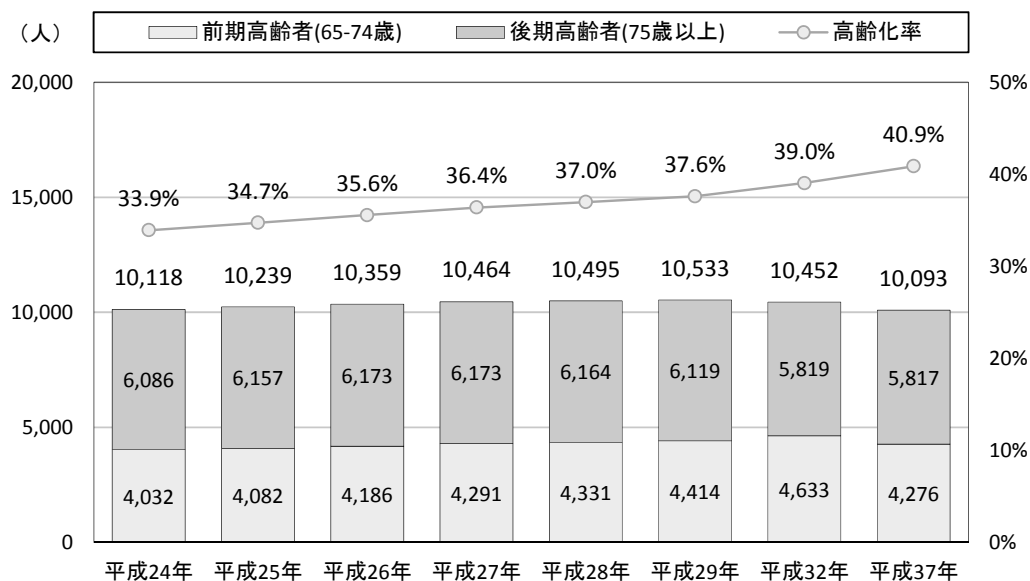
(1) 年齢階層別人口の推移と将来推計



資料：平成24年から平成26年までは実績人口、住民基本台帳（各年9月30日現在）

資料：平成27年から平成37年まではコーホート変化率法による推計人口

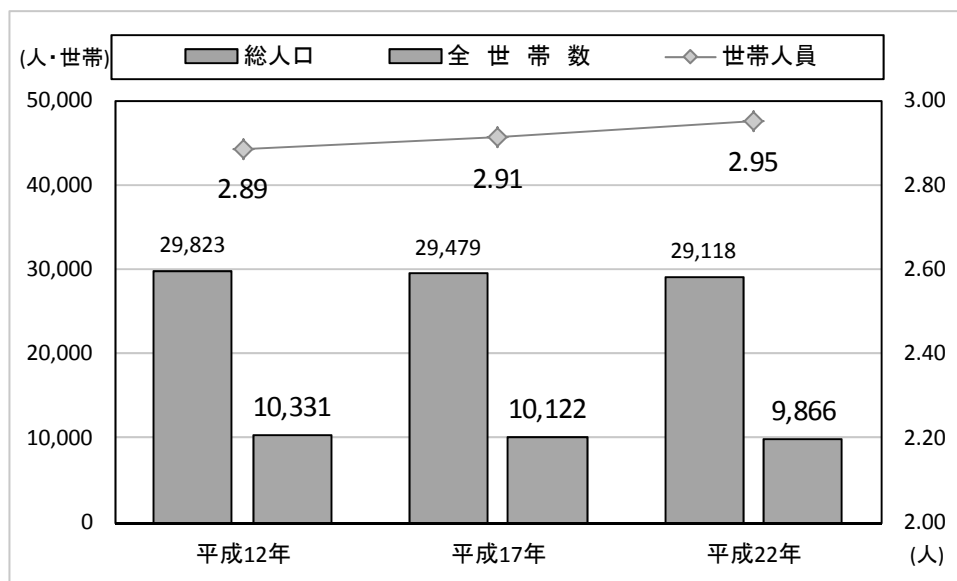
(2) 高齢者人口、前期・後期高齢者人口の推移と将来推計



資料：平成24年から平成26年までは実績人口、住民基本台帳（各年9月30日現在）

資料：平成27年から平成37年まではコーホート変化率法による推計人口

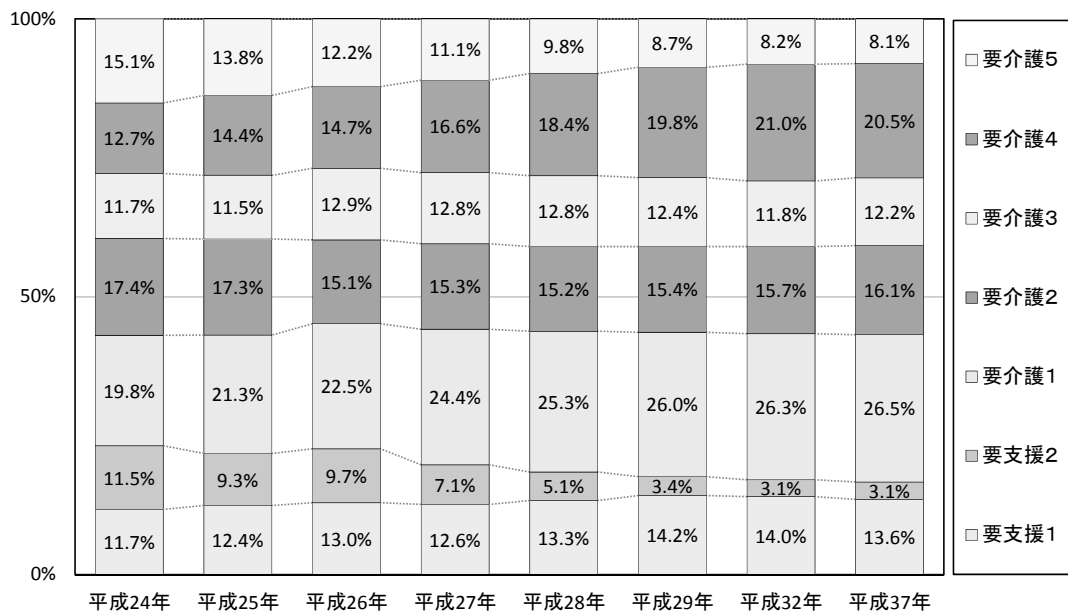
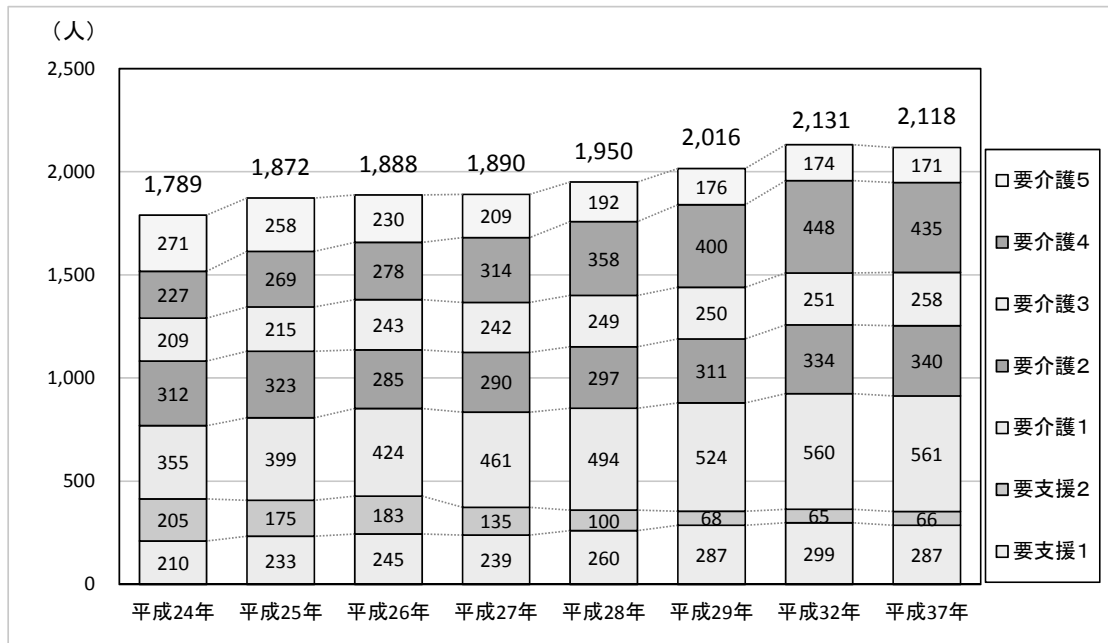
(3) 総人口、世帯数、世帯人員の推移



資料：国勢調査

2 介護保険の状況

(1) 要介護・要支援認定者の状況



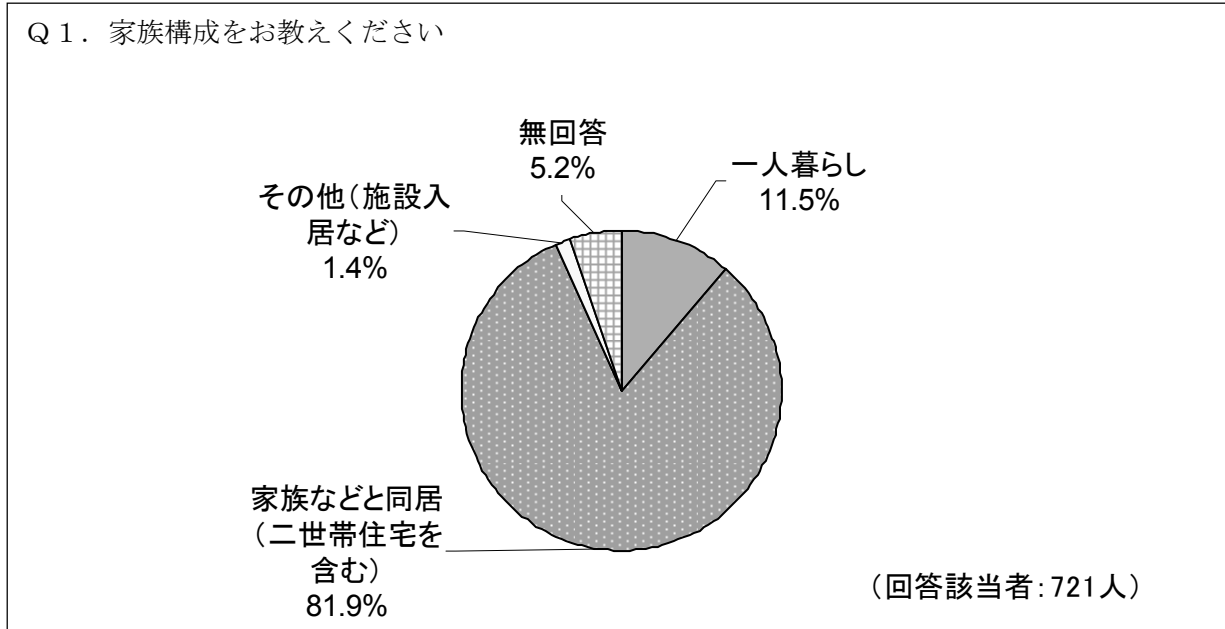
資料：平成23年から平成26年までは、介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）

資料：平成27年から平成37年までは、第6期介護保険事業計画見込み量シート

3 ニーズ調査結果

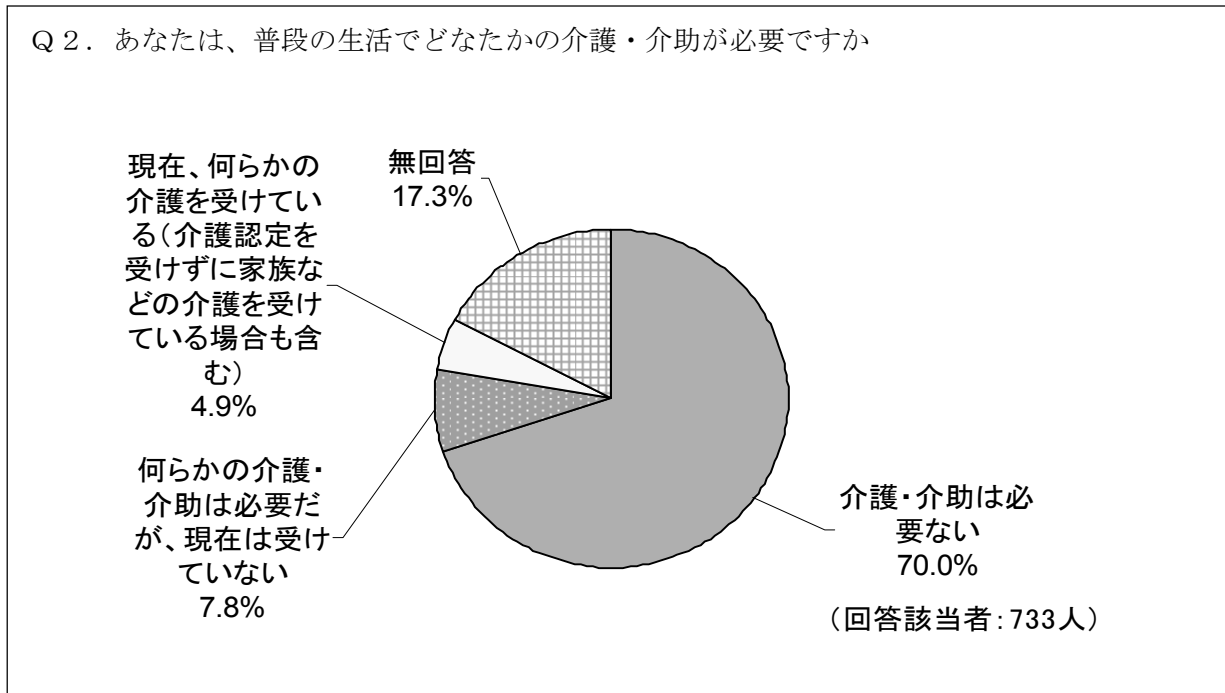
(1) 一般高齢者の結果 (ダイジェスト)

① 家族構成について



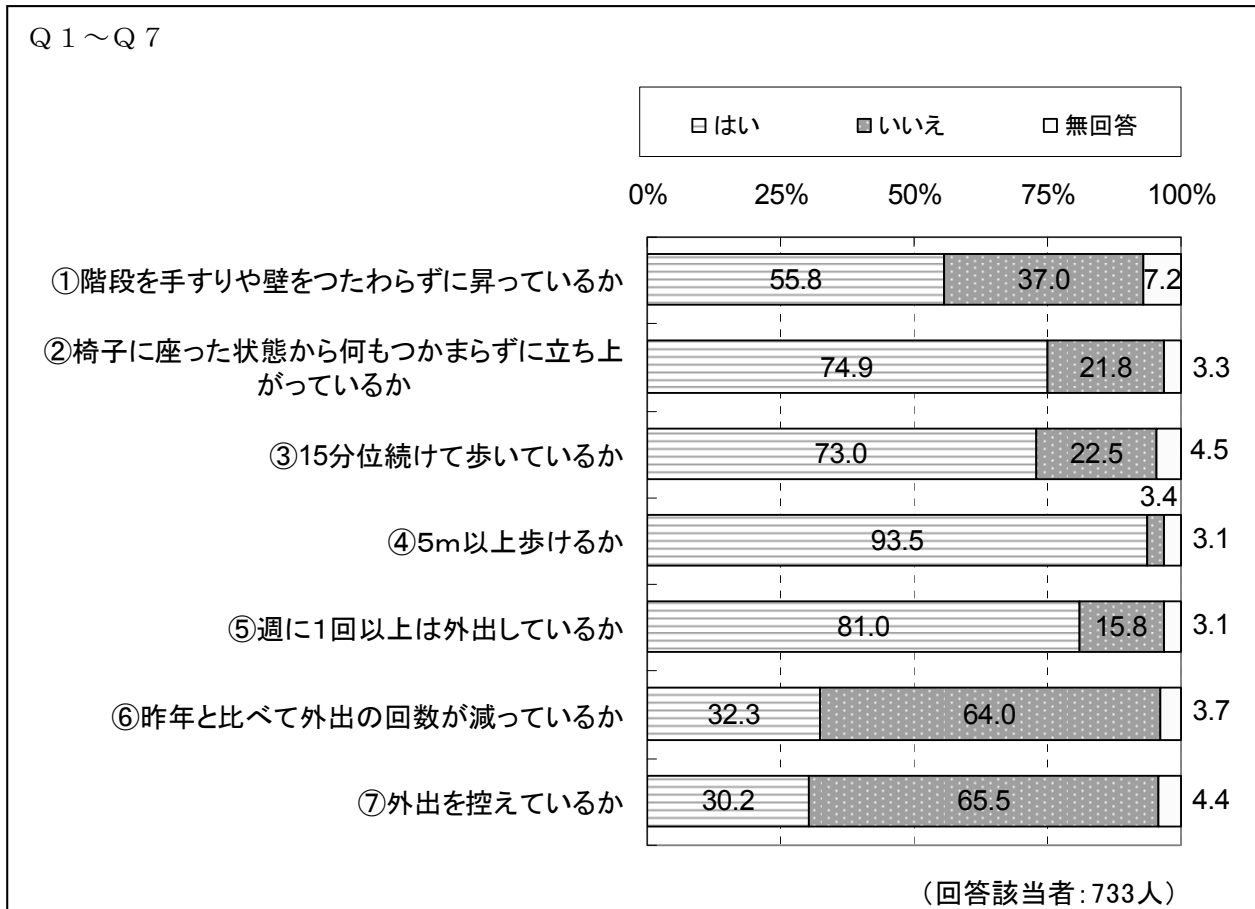
家族構成は、「家族などと同居 (二世帯住宅を含む)」が 81.9%と最も多く、次いで「一人暮らし」(11.5%)、「その他 (施設入居など)」(1.4%) となっている。

② 普段の生活における介護・介助について



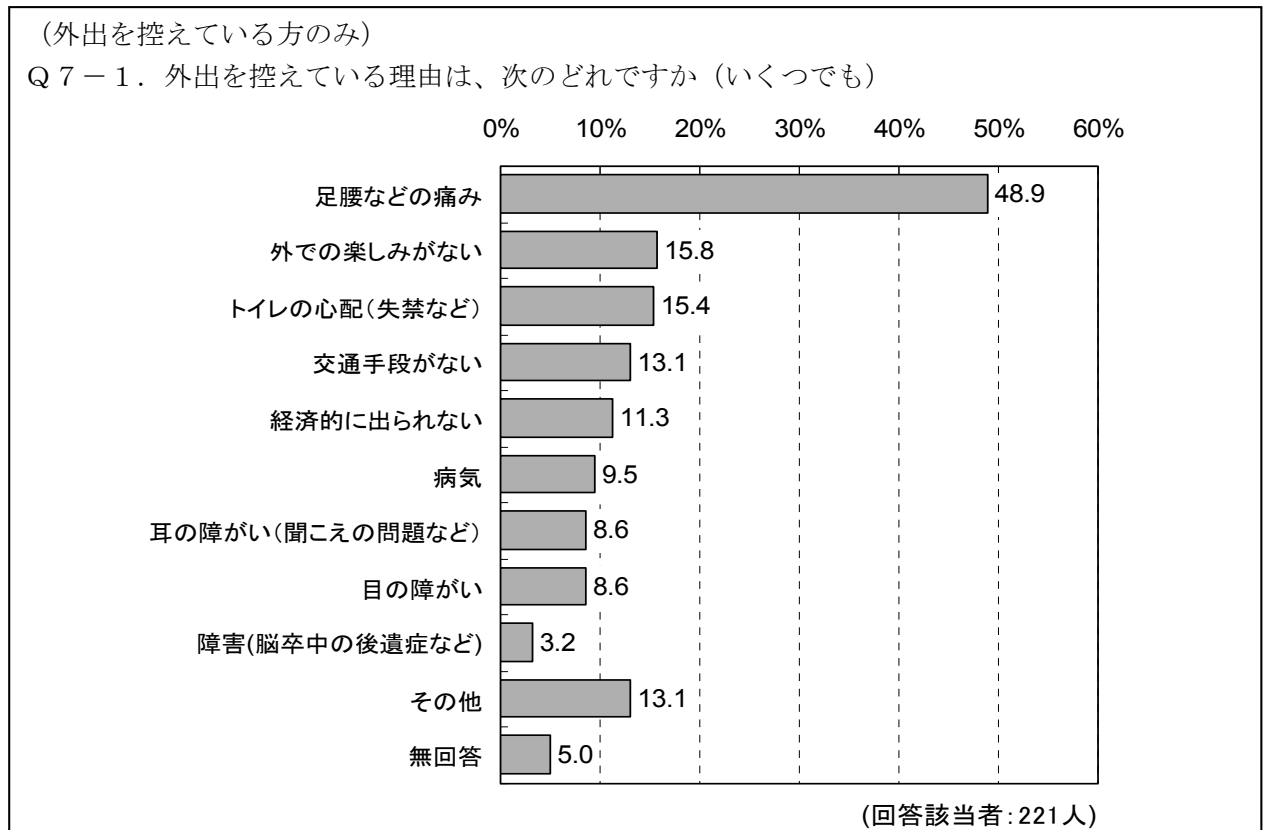
普段の生活で介護・介助が必要かでは、70.0%が「介護・介助は必要ない」と回答している。その他「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」(7.8%)、「現在、何らかの介護を受けている (介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む)」(4.9%) となっている。

③運動・閉じこもりに関することについて



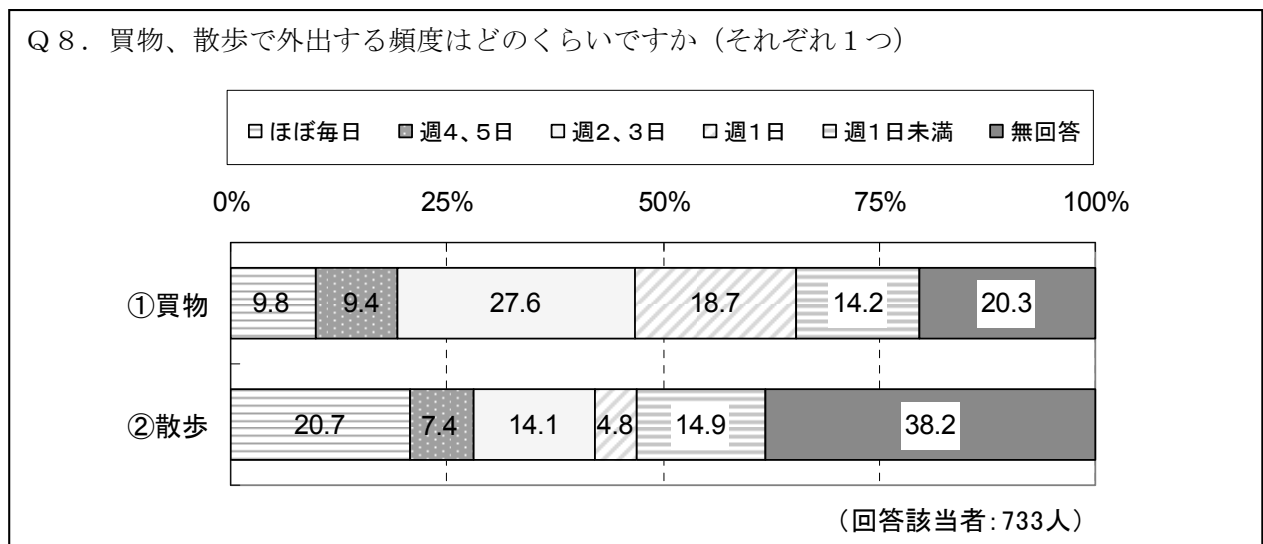
運動・閉じこもりに関する各項目のチェック該当割合は、「①階段を手すりや壁をつたわずに昇っているか」が37.0%で（「いいえ」）で最も高く、以下、「⑥昨年と比べて外出の回数が減っているか」（32.3%：「はい」）、「⑦外出を控えているか」（30.2%：「はい」）、「③15分位続けて歩いているか」（22.5%：「いいえ」）、「②椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているか」（21.8%：「いいえ」）、「⑤週に1回以上は外出しているか」（15.8%：「いいえ」）、「④5m以上歩けるか」（3.4%：「いいえ」）となっている。

④外出を控える理由について



Q7で外出を控えていると回答した221人に、その理由を尋ねたところ、「足腰などの痛み」が48.9%と最も多く、次いで「外での楽しみがない」(15.8%)、「トイレの心配(失禁など)」(15.4%)と続いている。

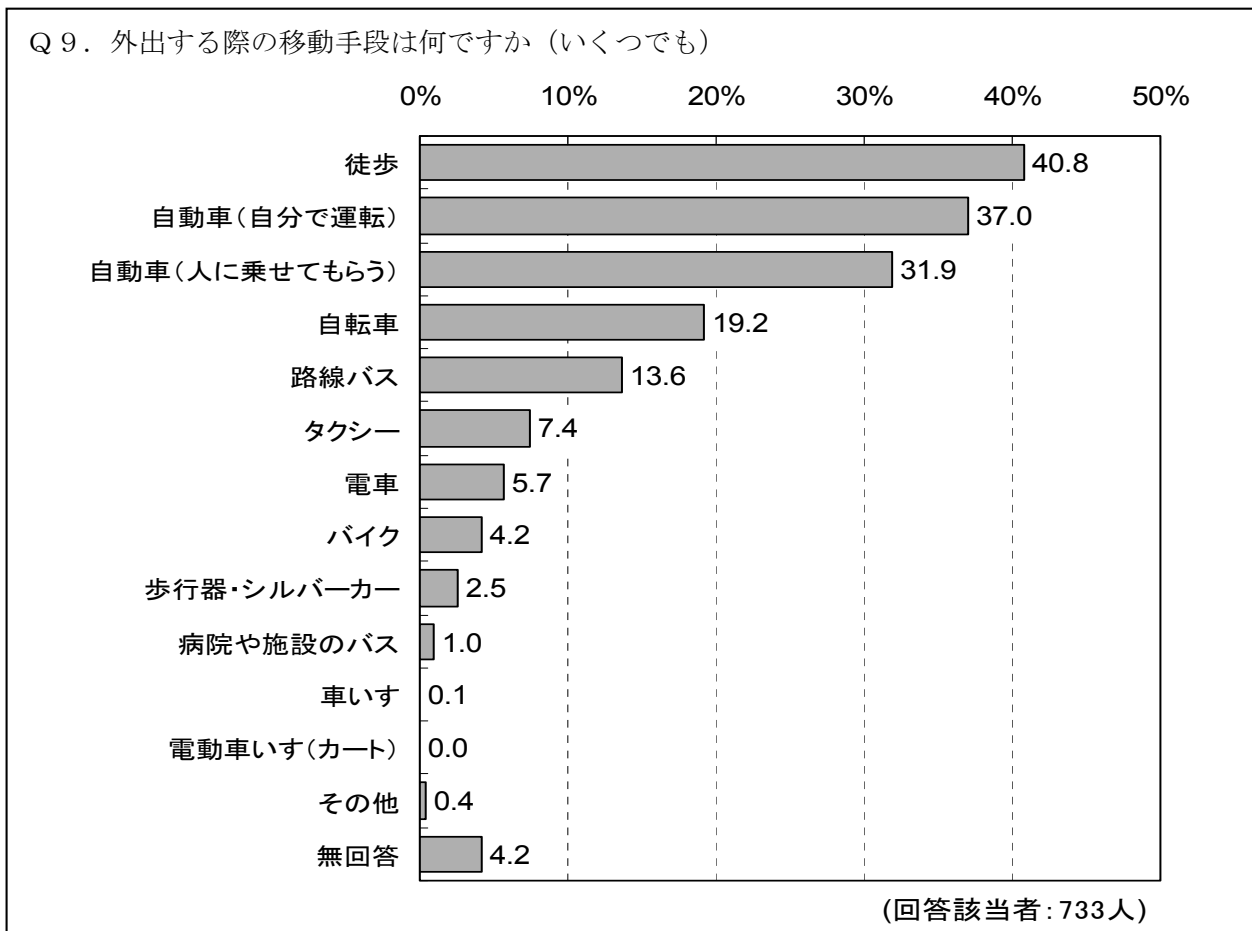
⑤外出の頻度について



外出の頻度については、「①買物で外出する頻度」は「週2、3日」が27.6%で最も多く、次いで「週1日」(18.7%)、「週1日未満」(14.2%)などとなっている。

また、「②散歩で外出する頻度」は「ほぼ毎日」が20.7%で最も多く、次いで「週1日未満」(14.9%)、「週2、3日」(14.1%)などとなっている。

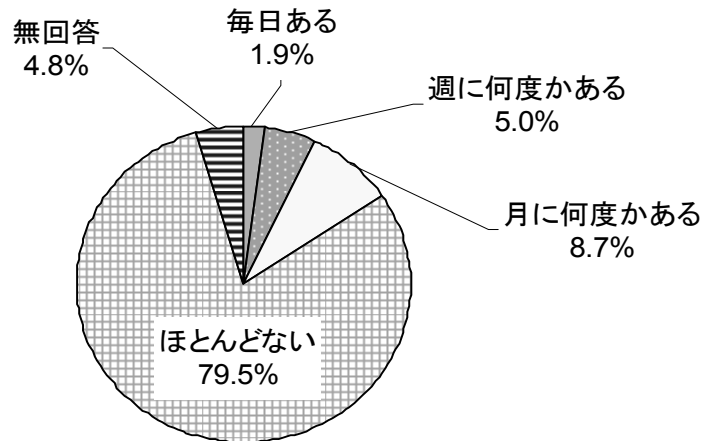
⑥外出する際の移動手段について



外出する際の移動手段については、「徒歩」が40.8%で最も多く、次いで「自動車(自分で運転)」(37.0%)、「自動車(人に乗せてもらう)」(31.9%)と続いている。

⑦食事について

Q10. 食事を抜くことがありますか

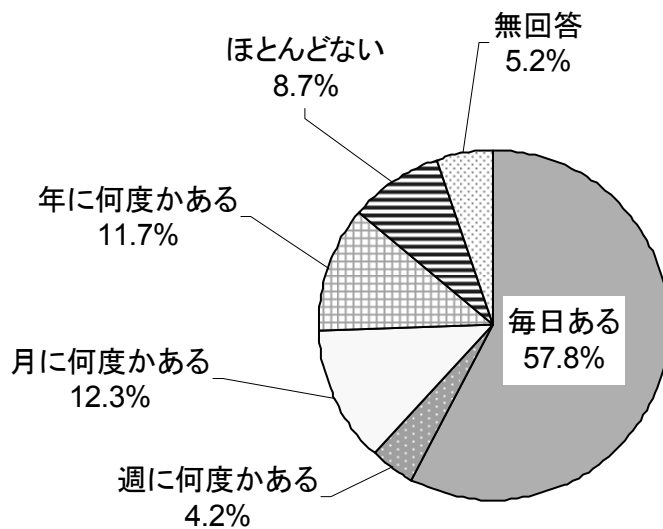


(回答該当者:733人)

食事を抜くことがあるかは、「ほとんどない」が79.5%と最も多く、次いで「月に何度かある」(8.7%)、「週に何度かある」(5.0%)、「毎日ある」(1.9%)となっている。

⑧食事について

Q11. 自分一人でなく、どなたかと食事をともにする機会がありますか

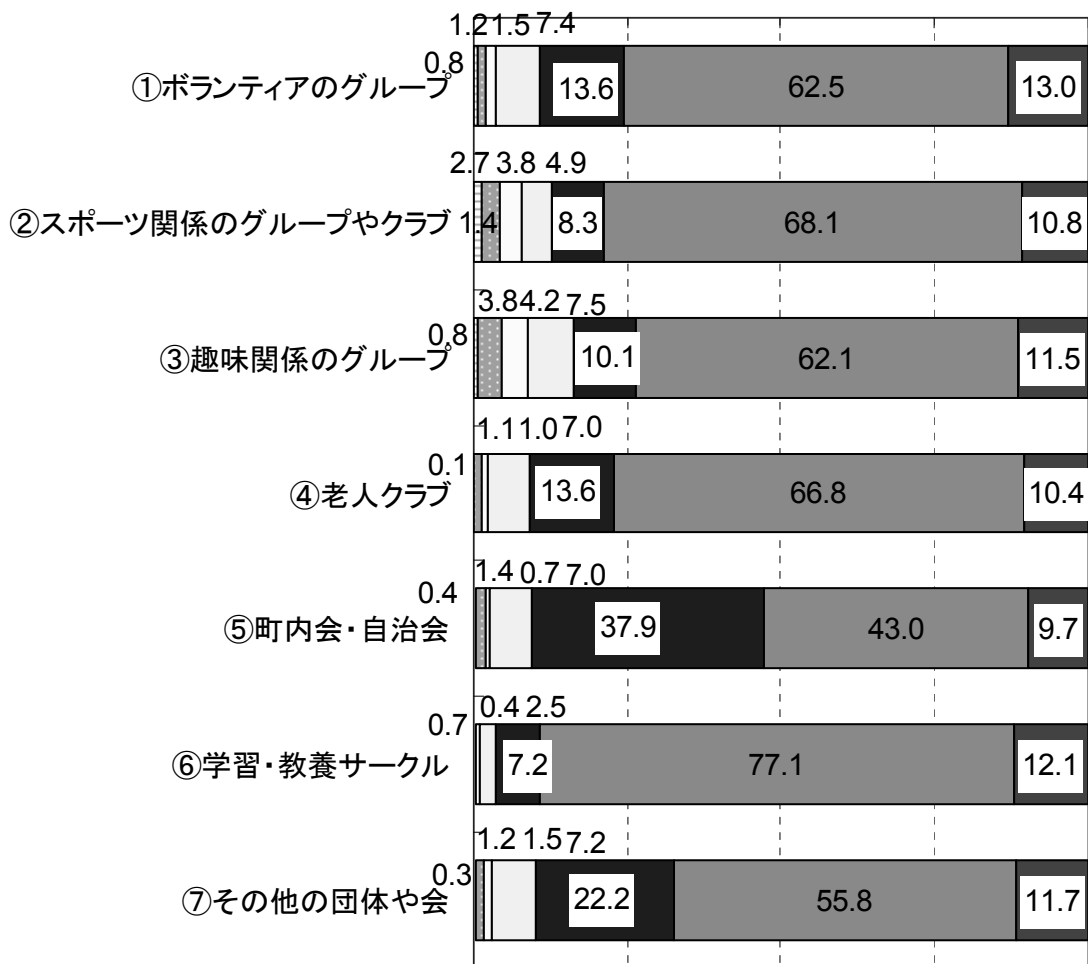
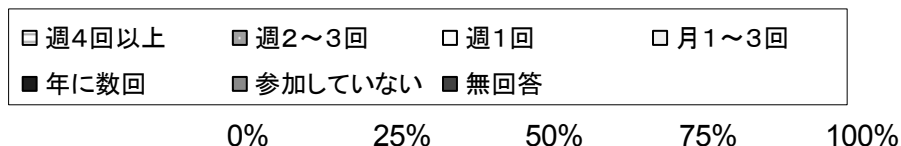


(回答該当者:733人)

どなたかと食事をともにする機会があるかは、「毎日ある」が57.8%と最も多く、次いで「月に何度かある」(12.3%)、「年に何度かある」(11.7%)、「週に何度かある」(4.2%)となっている。また、「ほとんどない」という回答も8.7%あった。

⑨グループ活動等の参加頻度について

Q11. 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか



(回答該当者: 733人)

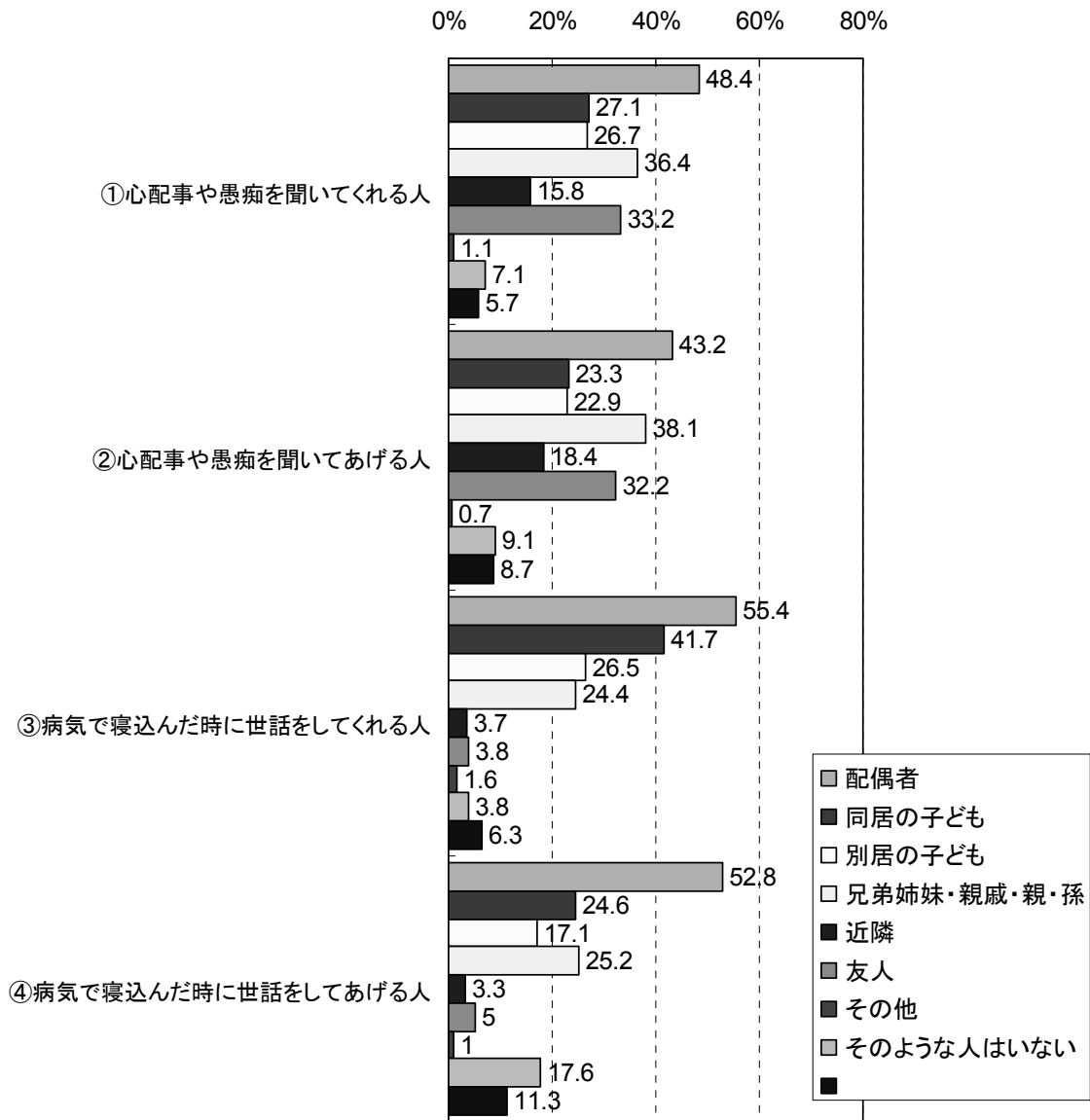
グループ活動等にどのくらいの頻度で参加しているかは、「⑤町内会・自治会」の参加状況が比較的高く、「参加していない」を除いて、約5割が参加している。

また、「参加していない」という回答が最も多かったのは、「⑥学習・教養サークル」(77.1%)となっている。

⑩ 「たすけあい」について

Q13. あなたとまわりの人の「たすけあい」についておうかがいします。

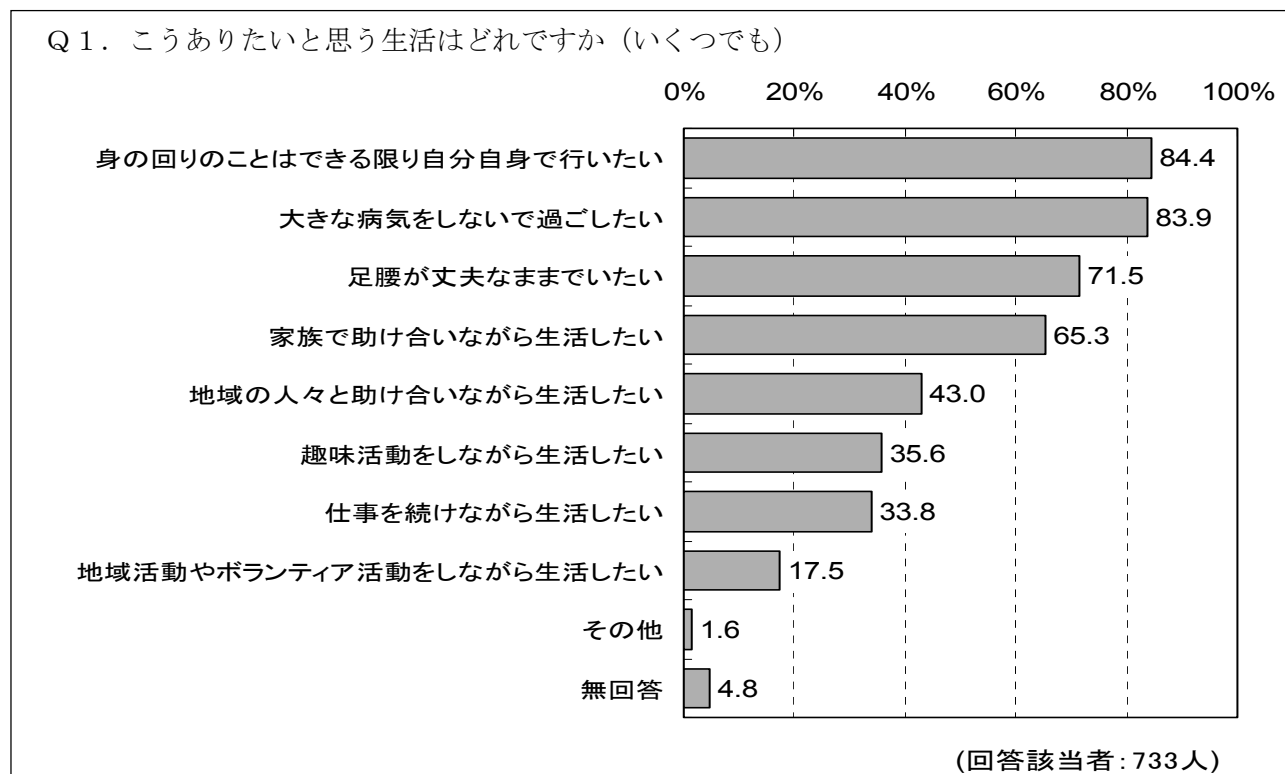
あてはまるすべてに○をしてください。あてはまる人がいない場合は「8. そのような人はいない」に○をつけてください



(回答該当者: 733人)

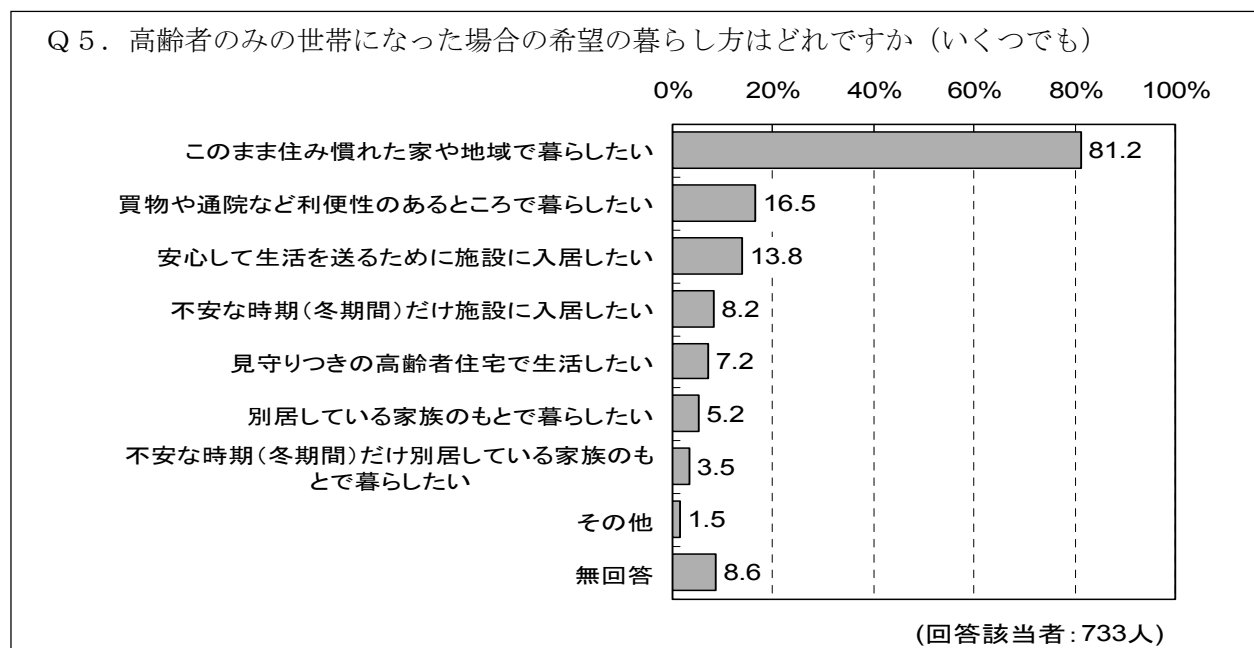
あなたとまわりの人の「たすけあい」については、全ての項目において「配偶者」という回答が最も多くなっている。

⑪こうありたいと思う生活について



こうありたいと思う生活は、「身回りのことはできる限り自分自身で行いたい」が84.4%で最も多く、次いで「大きな病気をしないで過ごしたい」(83.9%)、「足腰が丈夫なままでいたい」(71.5%)と続いている。

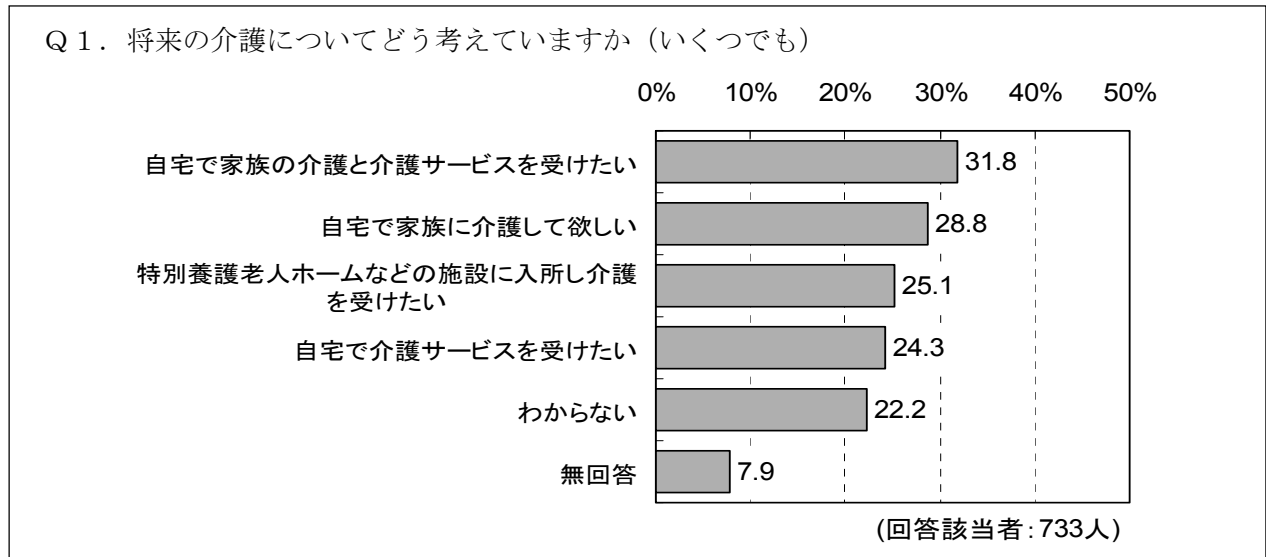
⑫希望の暮らし方について



高齢者のみの世帯になった場合の希望の暮らし方は、81.2%が「このまま住み慣れた家や地域で暮らしたい」と回答している。

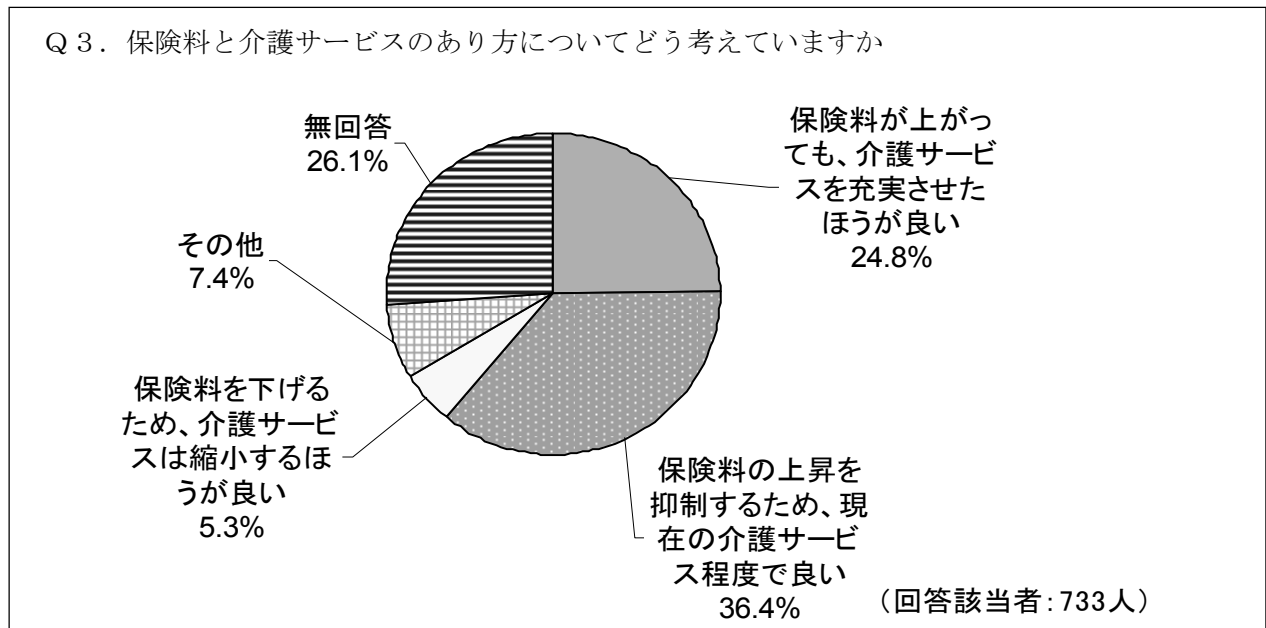
その他「買物や通院など利便性のあるところで暮らしたい」(16.5%)、「安心して生活を送るために施設に入居したい」(13.8%)と続いている。

⑬将来の介護について



将来の介護についてどう考えているかは、「自宅で家族の介護と介護サービスを受けたい」が31.8%で最も多く、次いで「自宅で家族に介護して欲しい」(28.8%)、「特別養護老人ホーム等の施設に入所介護を受けたい」(25.1%)、「自宅で介護サービスを受けたい」(24.3%)となっている。

⑭保険料と介護サービスのあり方について

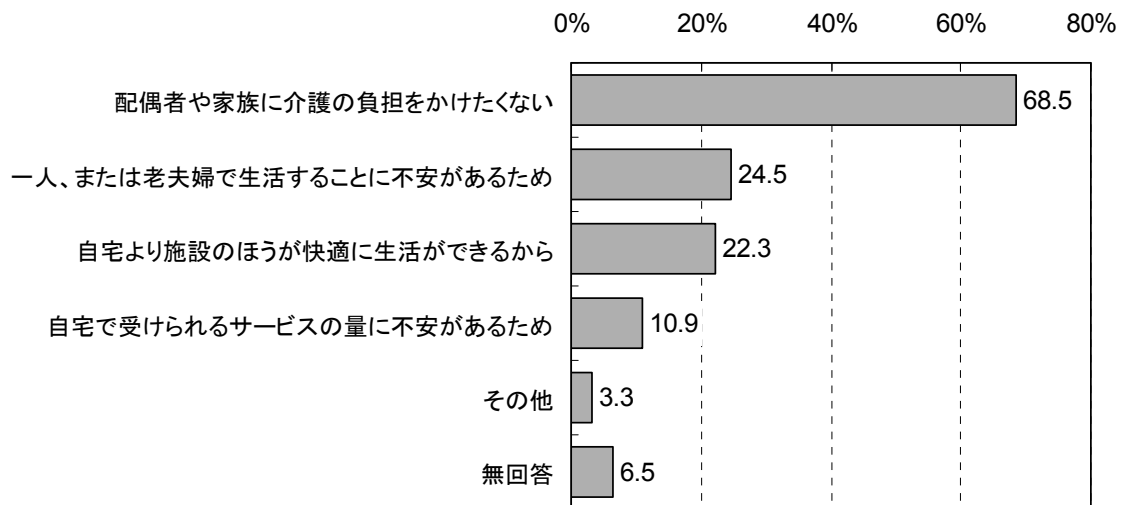


保険料と介護サービスのあり方については、「保険料の上昇を抑制するため、現在の介護サービス程度で良い」が36.4%と最も多く、次いで「保険料が上がっても、介護サービスを充実させたほうが良い」(24.8%)、「保険料を下げるため、介護サービスは縮小するほうが良い」(5.3%)となっている。

⑮入所希望理由について

(施設入所を希望している方のみ)

Q1-1. 施設に入所したい理由はどれですか



(回答該当者: 184人)

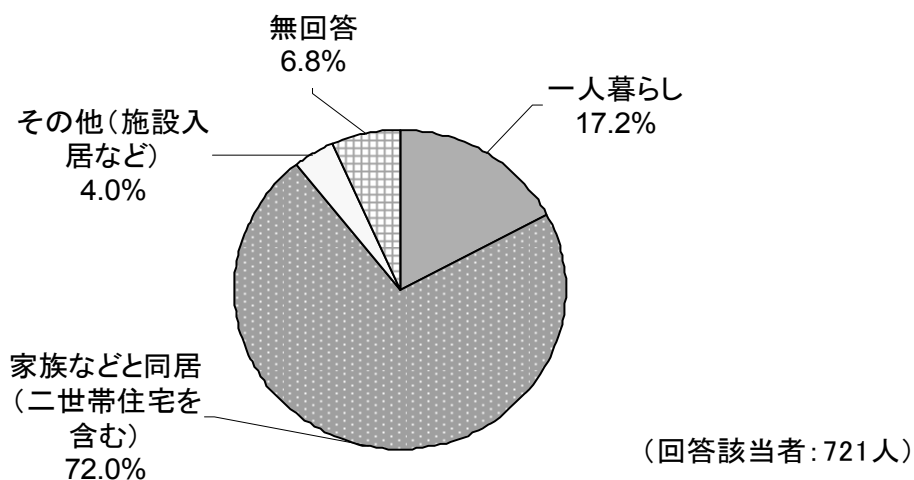
Q1で施設入所を希望していると回答した184人に、その理由を尋ねると、68.5%が「配偶者や家族に介護の負担をかけたくない」と回答している。

その他「一人、または老夫婦で生活することに不安があるため」(24.5%)、「自宅より施設のほうが快適に生活ができるから」(22.3%)、「自宅で受けられるサービスの量に不安があるため」(10.9%)となっている。

(2) 要介護高齢者の結果 (ダイジェスト)

① 家族構成について

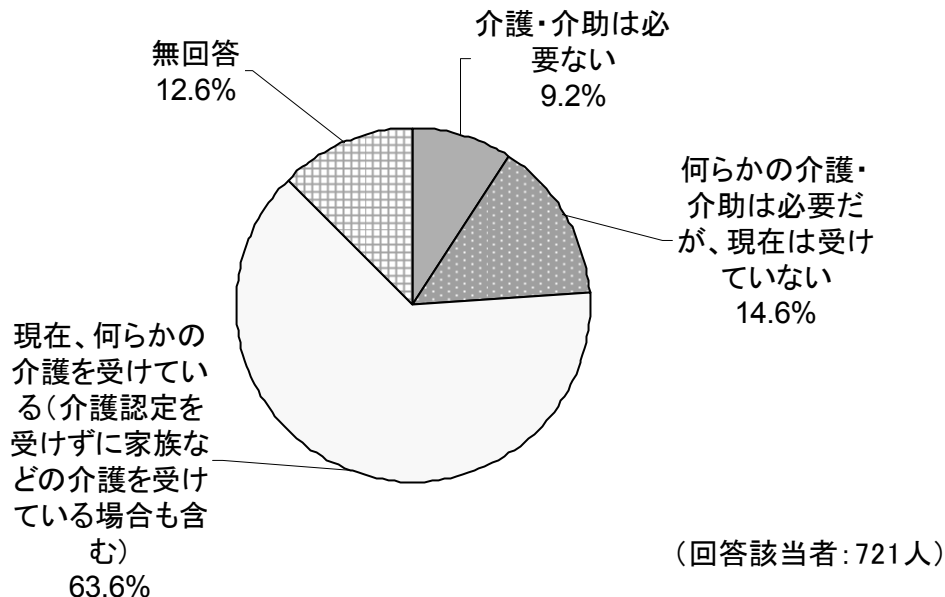
Q 1. 家族構成をお教えてください



家族構成は、「家族など同居 (二世帯住宅を含む)」が 72.0%と最も多く、次いで「一人暮らし」(17.2%)、「その他 (施設入居など)」(4.0%) となっている。

② 普段の生活における介護・介助について

Q 2. あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

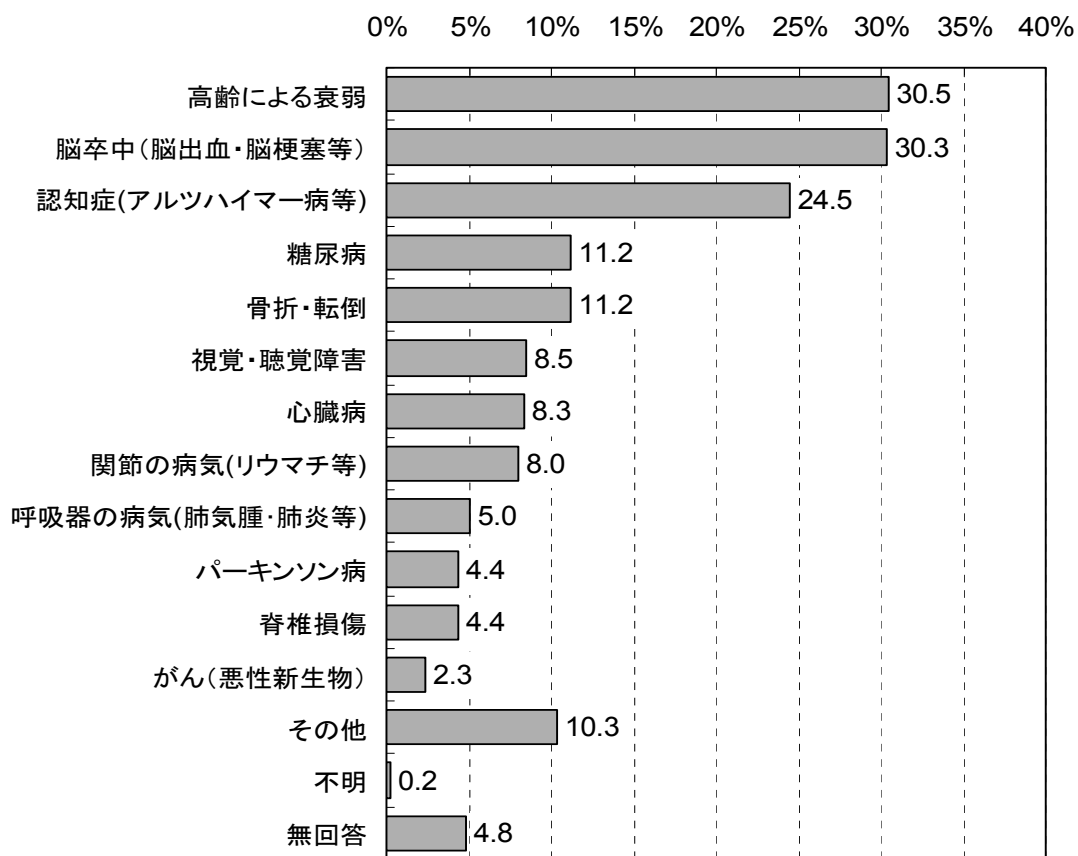


普段の生活で介護・介助が必要かでは、「現在、何らかの介護を受けている (介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む)」が 63.6%で最も多く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」(14.6%)、「介護・介助は必要ない」(9.2%) となっている。

③介護・介助が必要になった主な原因について

(介護・介助が必要な方のみ)

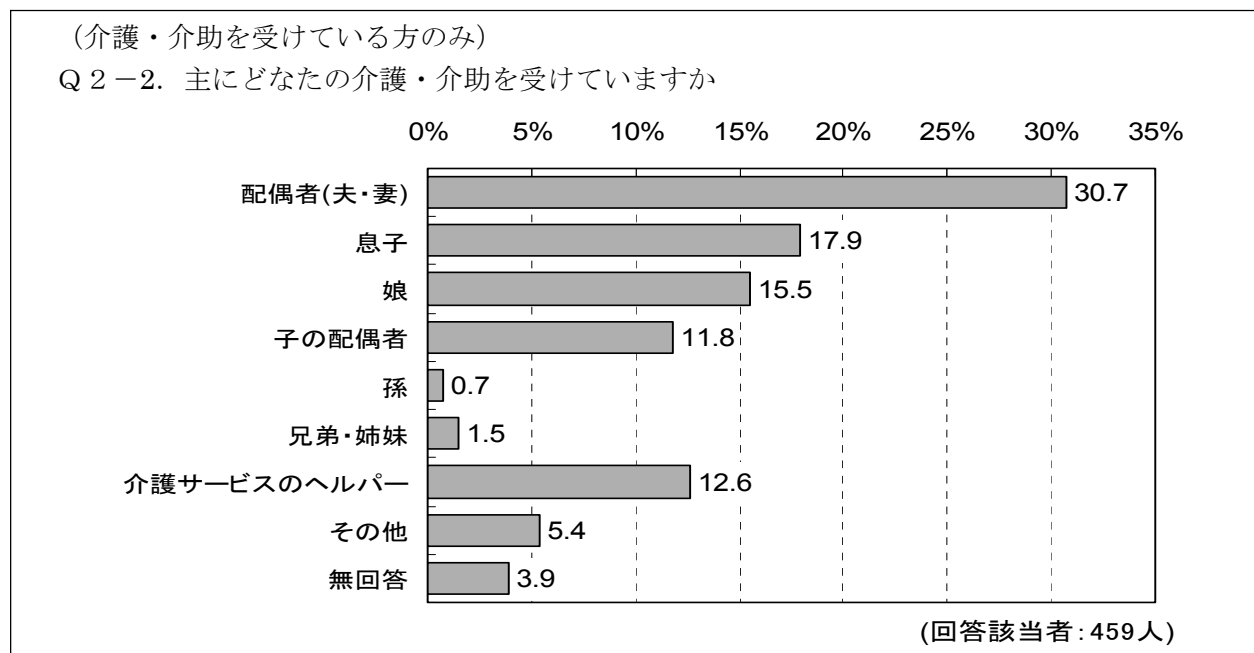
Q2-1. 介護・介助が必要になった主な原因は何ですか (いくつでも)



(回答該当者:564人)

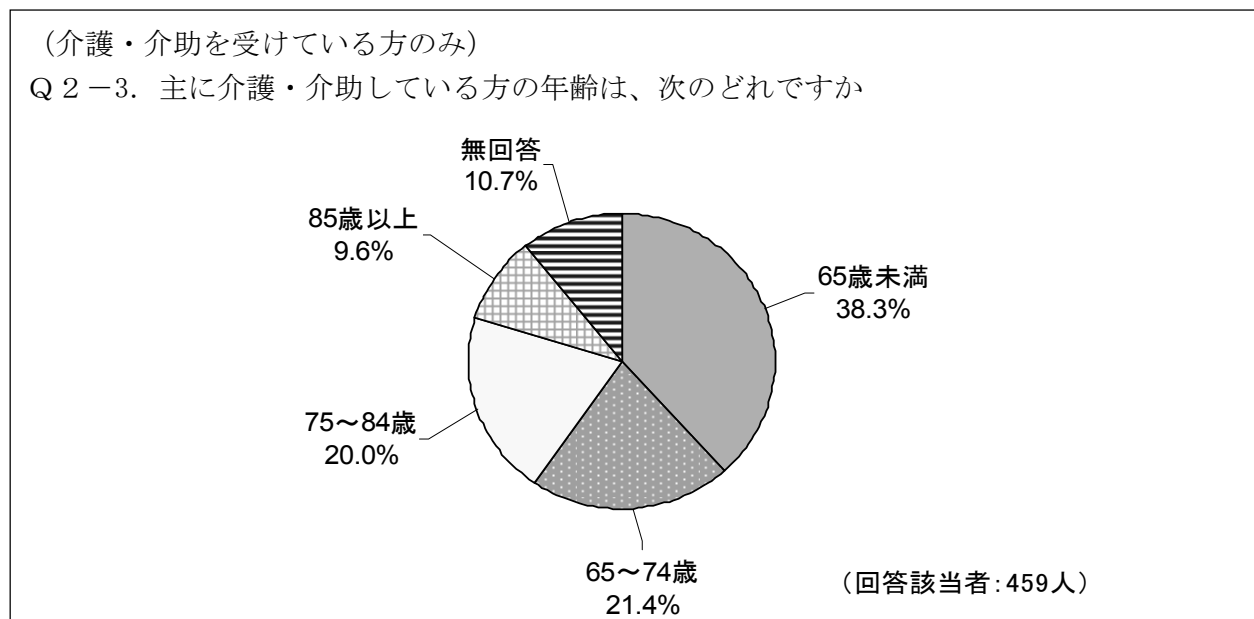
Q2で「2. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」、「3. 現在、何らかの介護を受けている」と回答した564人に、介護・介助が必要になった原因を尋ねると、「高齢による衰弱」が30.5%で最も多く、次いで「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」(30.3%)、「認知症(アルツハイマー病等)」(24.5%)と続いている。

④主な介護者について



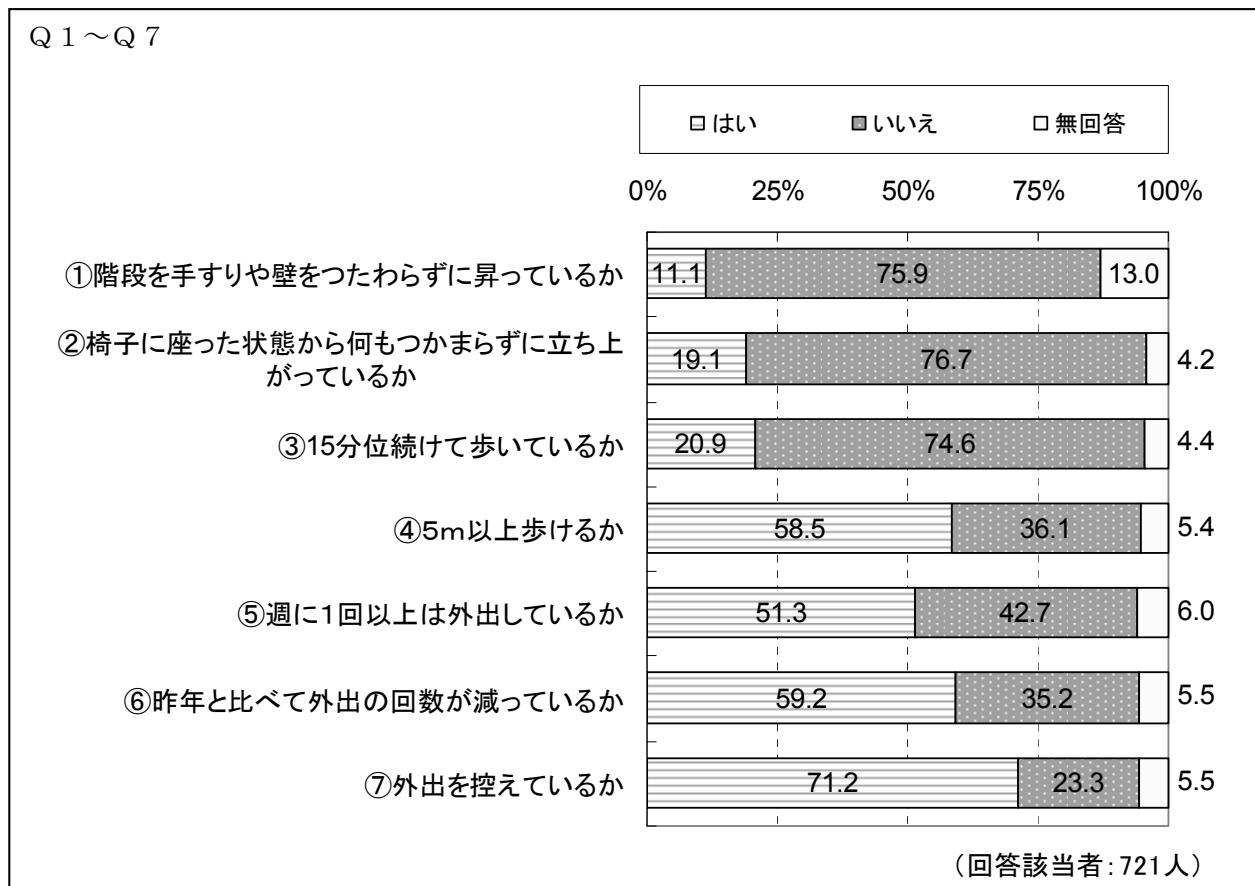
Q 2で「3. 現在、何らかの介護を受けている」と回答した 459 人に、主な介護者・介助者を尋ねると、「配偶者(夫・妻)」が 30.7%で最も多く、次いで「息子」(17.9%)、「娘」(15.5%) などとなっている。

⑤主な介護者の年齢について



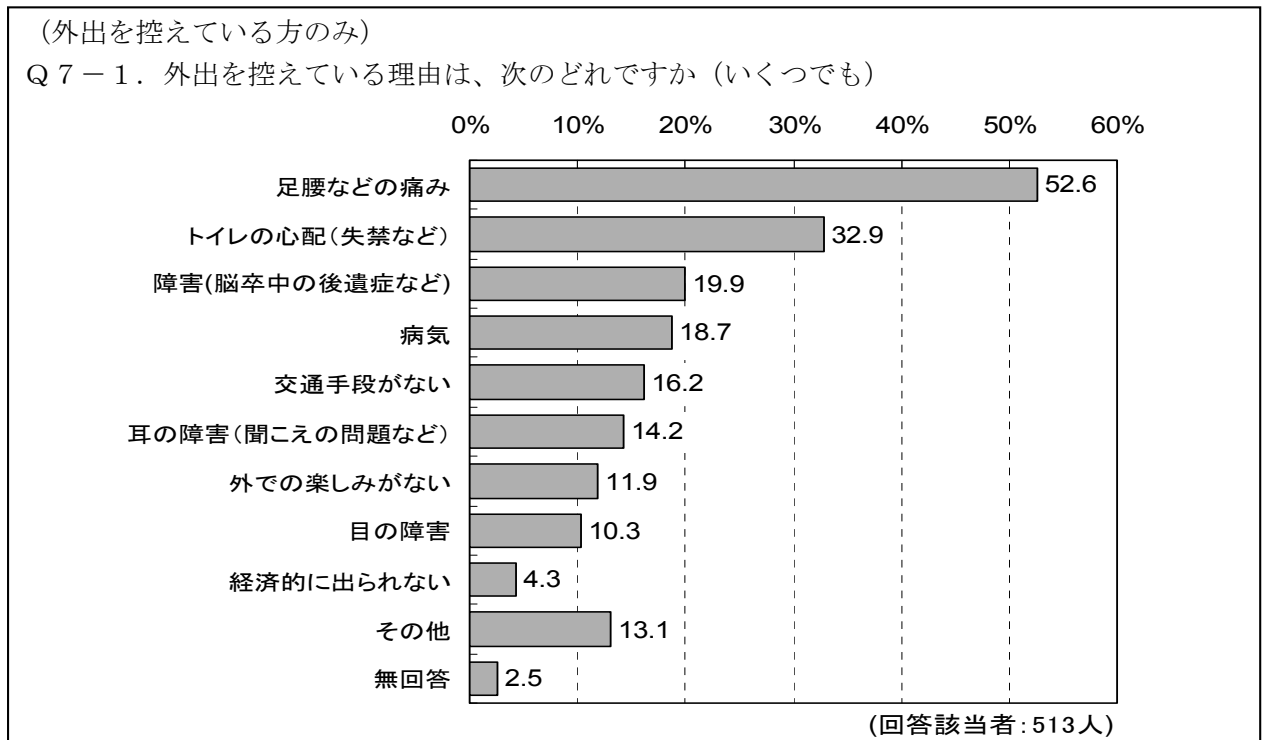
Q 2で「3. 現在、何らかの介護を受けている」と回答した 459 人に、主な介護者・介助者の年齢を尋ねたところ、「65歳未満」が 38.3%で最も多く、次いで「65~74歳」(21.4%)、「75~84歳」(20.0%)、「85歳以上」(9.6%) となっており、5割以上が 65歳以上の高齢者による介護となっている。

⑥運動・閉じこもりに関することについて



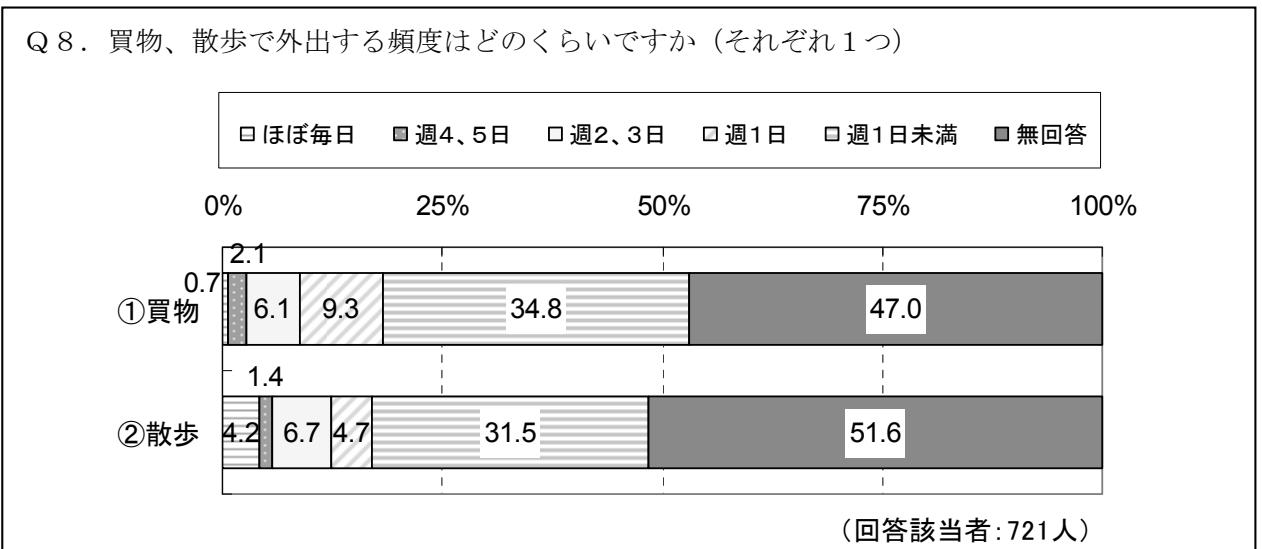
運動・閉じこもりに関する各項目のチェック該当割合は、「②椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているか」が76.7%で(「いいえ」)で最も高く、以下「①階段を手すりや壁をつたわずに昇っているか」(75.9%:「いいえ」)、「③15分位続けて歩いているか」(74.6%:「いいえ」)、「⑦外出を控えているか」(71.2%:「はい」)、「⑥昨年と比べて外出の回数が減っているか」(59.2%:「はい」)、「⑤週に1回以上は外出しているか」(42.7%:「いいえ」)、「④5m以上歩けるか」(36.1%:「いいえ」)となっている。

⑦外出を控える理由について



Q7で外出を控えていると回答した513人に、その理由を尋ねたところ、「足腰などの痛み」が52.6%と最も多く、次いで「トイレの心配(失禁など)」(32.9%)、「障害(脳卒中の後遺症など)」(19.9%)と続いている。

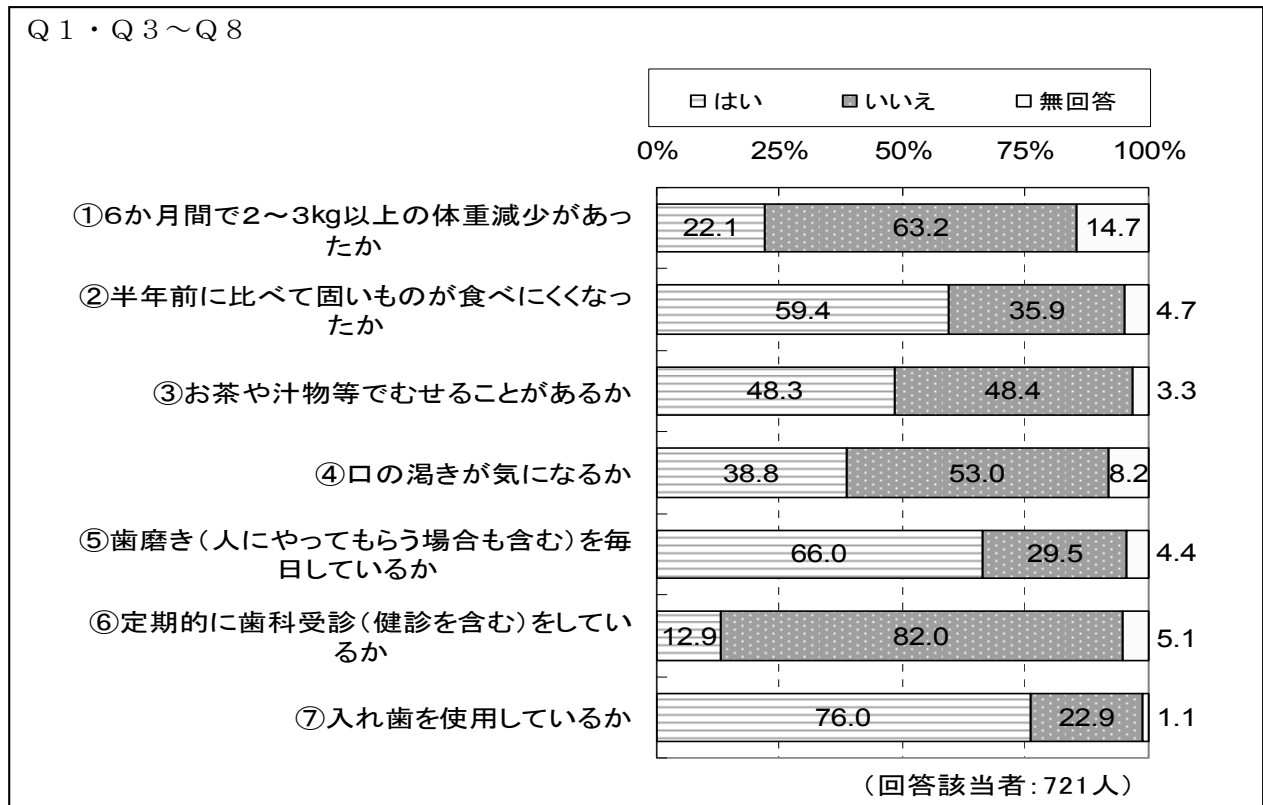
⑧外出の頻度について



外出の頻度については、「①買物で外出する頻度」は「週1日未満」が34.8%で最も多く、次いで「週1日」(9.3%)、「週2、3日」(6.1%)などとなっている。

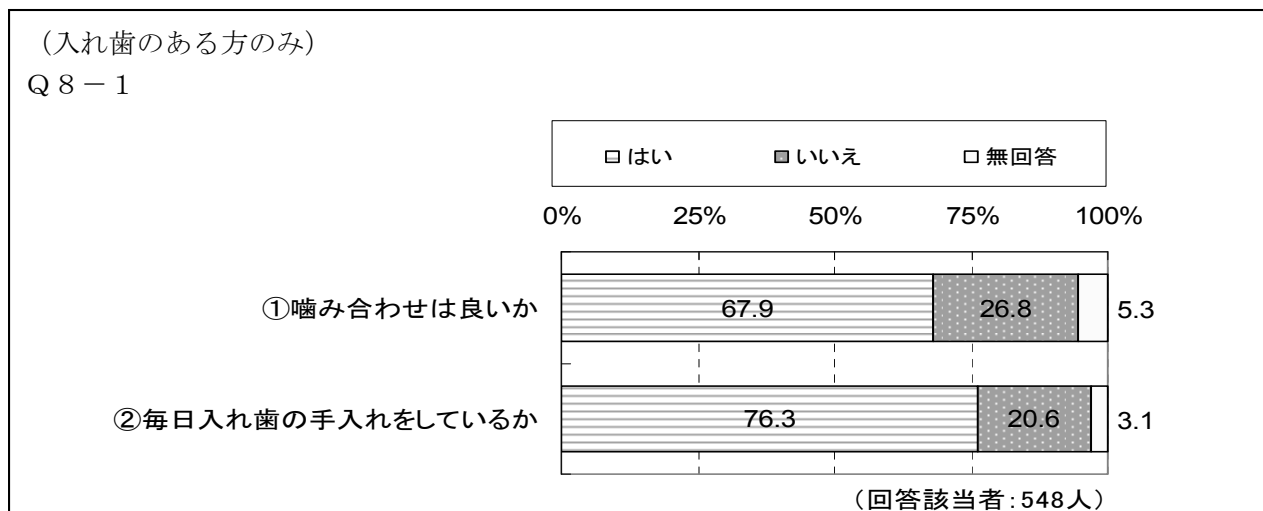
また、「②散歩で外出する頻度」は「週1日未満」が31.5%で最も多く、次いで「週2、3日」(6.7%)、「週1日」(4.7%)などとなっている。

⑨口腔・栄養について



口腔・栄養に関する各項目のチェック該当割合は、「⑥定期的に歯科検診(健診を含む)をしているか」が82.0%(「いいえ」)で最も高く、以下「⑦入れ歯を使用しているか」(76.0%:「はい」)、「②半年前に比べて固いものが食べにくくなったか」(59.4%:「はい」)、「③お茶や汁物等でむせることがあるか」(48.3%:「はい」)、「④口の渇きが気になるか」(38.8%:「はい」)、「⑤歯磨き(人にやってもらう場合も含む)を毎日しているか」(29.5%:「いいえ」)、「①6か月間で2～3kg以上の体重減少があったか」(22.1%:「はい」)となっている。

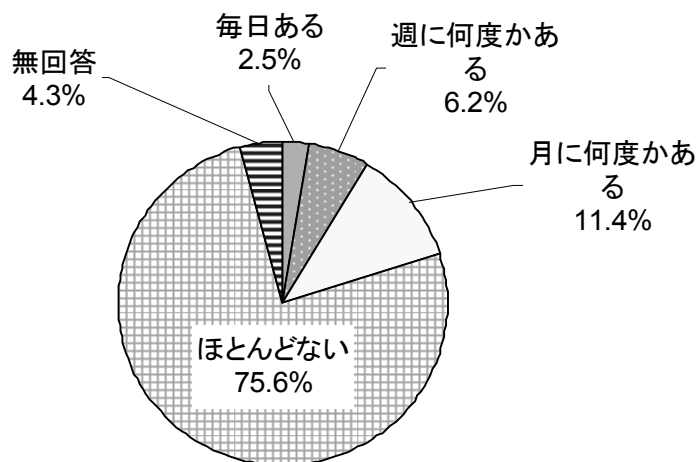
⑩入れ歯について



Q8で、していると回答した548人に、入れ歯に関することについて尋ねたところ、「①噛み合わせが良いか」では、「はい」(67.9%)、「いいえ」(26.8%)、「②毎日入れ歯の手入れをしているか」では、「はい」(76.3%)、「いいえ」(20.6%)となっている。

⑪食事について

Q10. 食事を抜くことがありますか

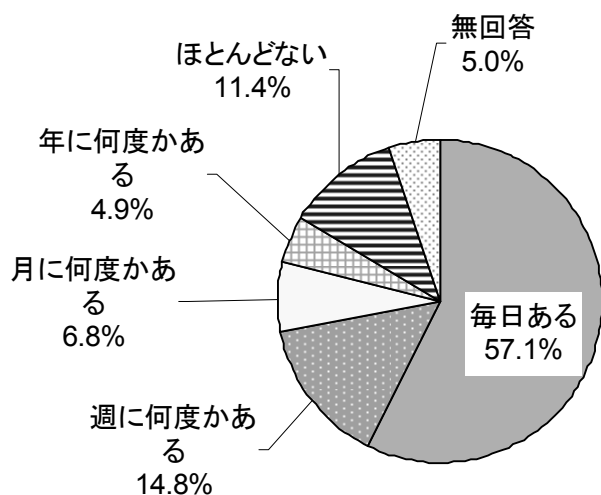


(回答該当者:721人)

食事を抜くことがあるかは、「ほとんどない」が75.6%と最も多く、次いで「月に何度かある」(11.4%)、「週に何度かある」(6.2%)、「毎日ある」(2.5%)となっている。

⑫食事について

Q11. 自分一人ではなく、どなたかと食事をともにする機会がありますか

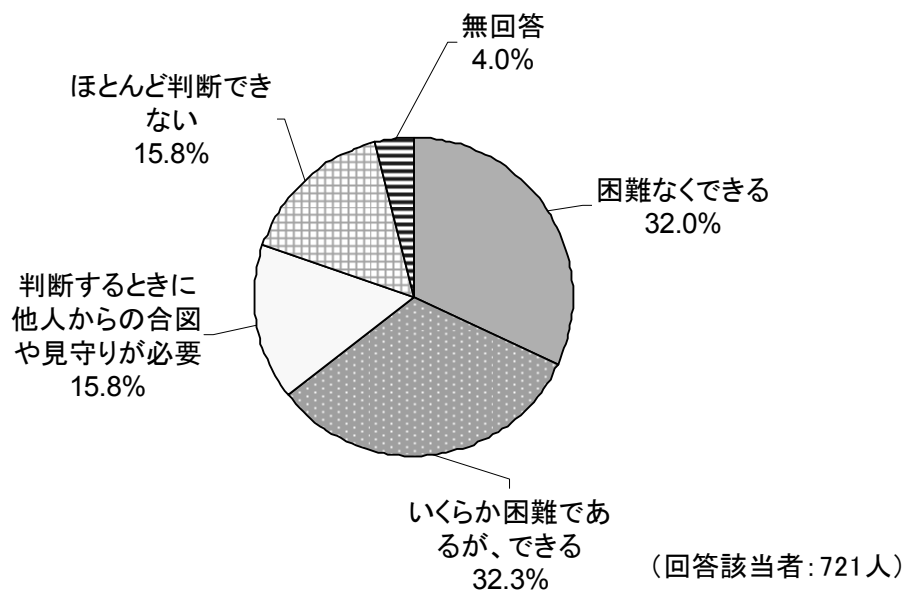


(回答該当者:721人)

どなたかと食事をともにする機会があるかは、「毎日ある」が57.1%と最も多く、次いで「週に何度かある」(14.8%)、「月に何度かある」(6.8%)、「年に何度かある」(4.9%)となっている。また、「ほとんどない」という回答も11.4%あった。

⑬判断能力について

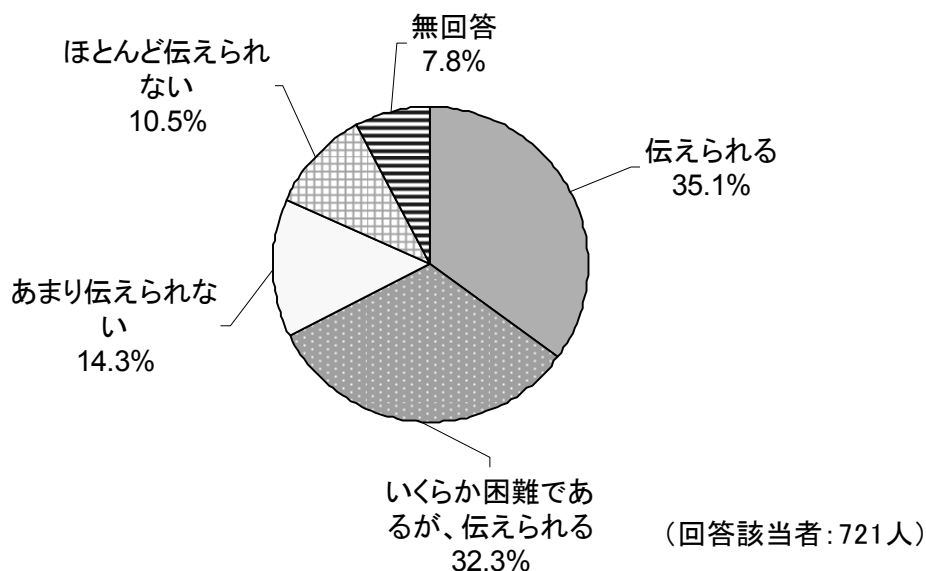
Q 5 その日の活動（食事をする、衣服を選ぶなど）を自分で判断できますか



その日の行動を自分で判断できるかでは、「いくらか困難であるができる」が32.3%で最も多く、次いで「困難なくできる」(32.0%)、「判断するときに他人からの合図や見守りが必要」、「ほとんど判断できない」がともに15.8%となっている。

⑭意思の伝達について

Q 6 人に自分の考えをうまく伝えられますか

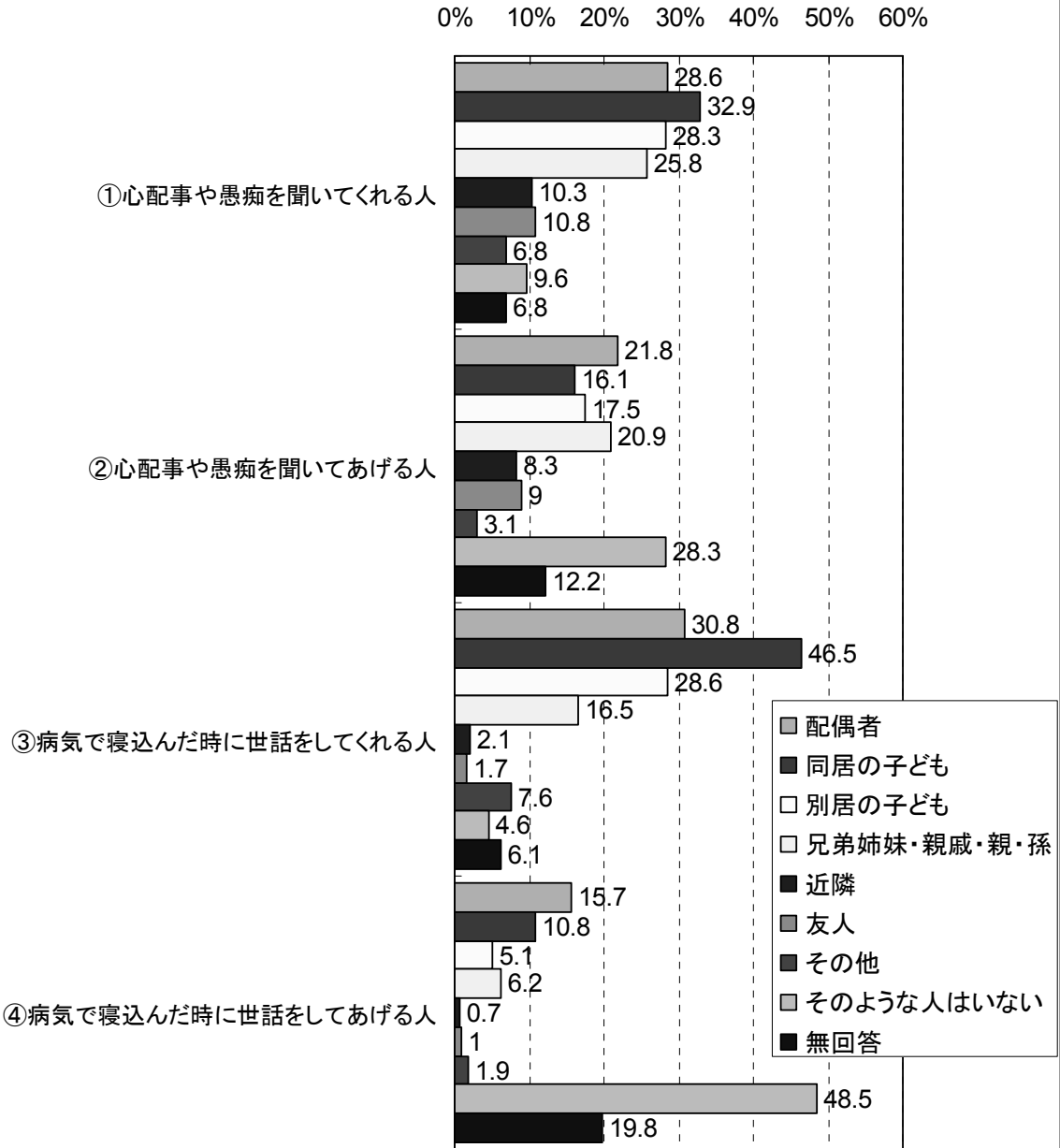


人に自分の考えをうまく伝えられるかでは、「伝えられる」が35.1%で最も多く、次いで「いくらか困難であるが、伝えられる」(32.3%)、「あまり伝えられない」(14.3%)、「ほとんど伝えられない」(10.5%)となっている。

⑮ 「たすけあい」について

Q13. あなたとまわりの人の「たすけあい」についておうかがいします。

あてはまるすべてに○をしてください。あてはまる人がいない場合は「8. そのような人はいない」に○をつけてください

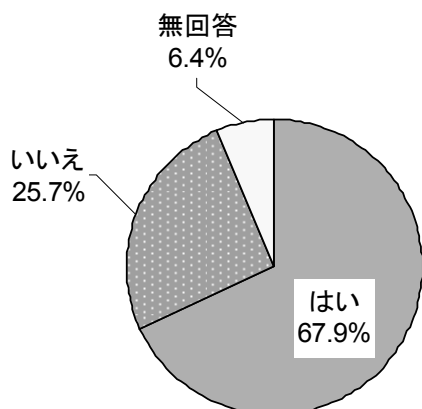


(回答該当者:721人)

あなたとまわりの人の「たすけあい」については、「①あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人」、「③病気で寝込んだ時に世話をしてくれる人」においては、「同居の子ども」という回答が最も多く、「②心配事や愚痴を聞いてあげる人」、「④病気で寝込んだ時に世話をしてあげる人」においては、「配偶者」という回答が最も多くなっている。

⑩介護（予防）サービスの利用状況について

Q 1. 現在、介護（予防）サービスを利用していますか



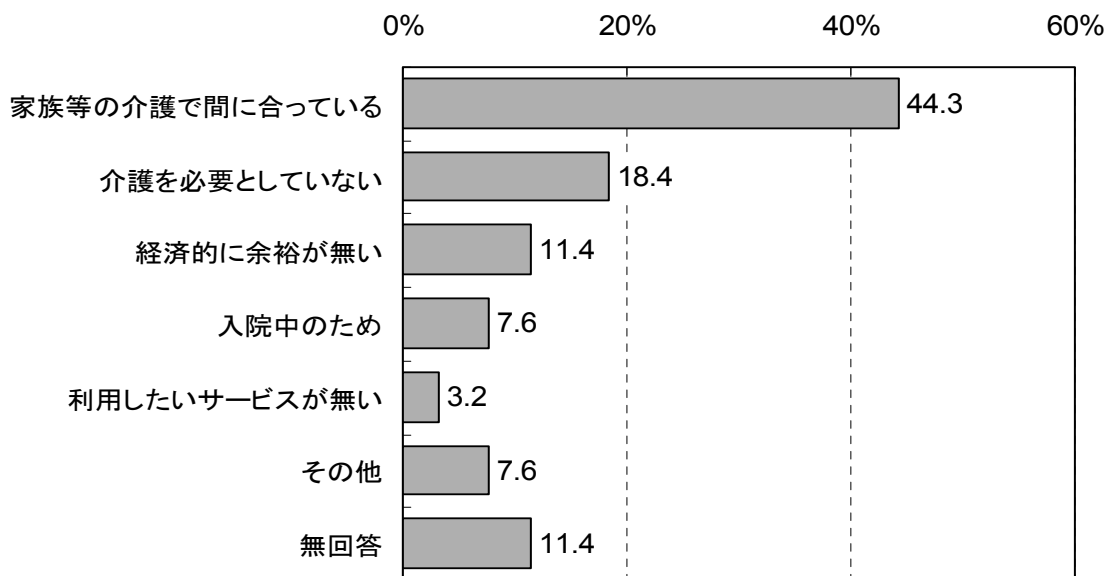
(回答該当者: 721人)

現在、介護（予防）サービスを利用しているかは、67.9%が「はい」と回答している。

⑪介護（予防）サービスを利用していない理由について

(介護サービスを利用していない方のみ)

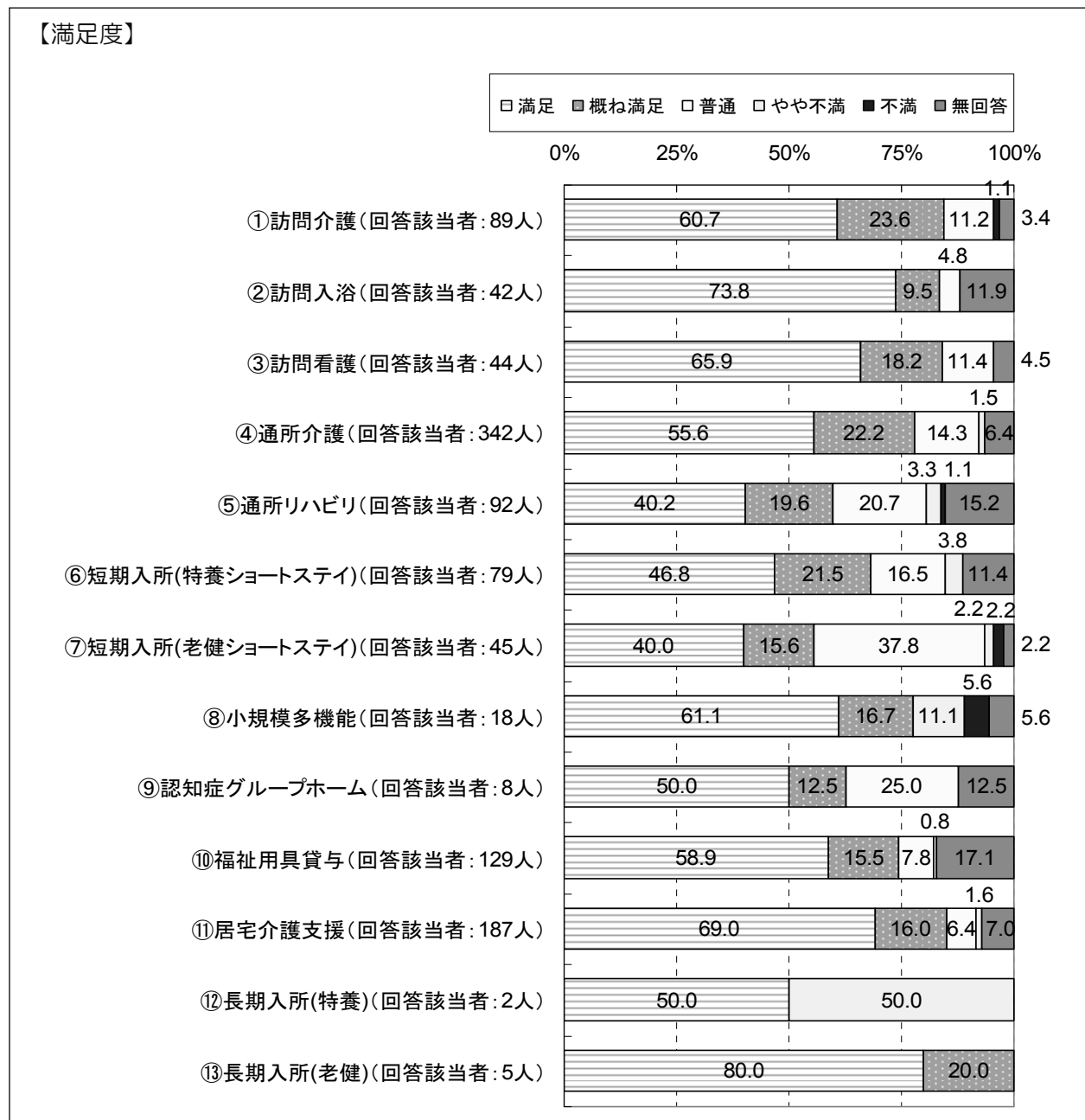
Q 1-1. 利用していない理由は次のどれですか



(回答該当者: 185人)

Q 1で利用していないと回答した185人に、その理由を尋ねると、「家族等の介護で間に合っている」が44.3%と最も多く、次いで「介護を必要としていない」(18.4%)、「経済的に余裕がない」(11.4%)、「入院中のため」(7.6%)、「利用したいサービスがない」(3.2%)となっている。

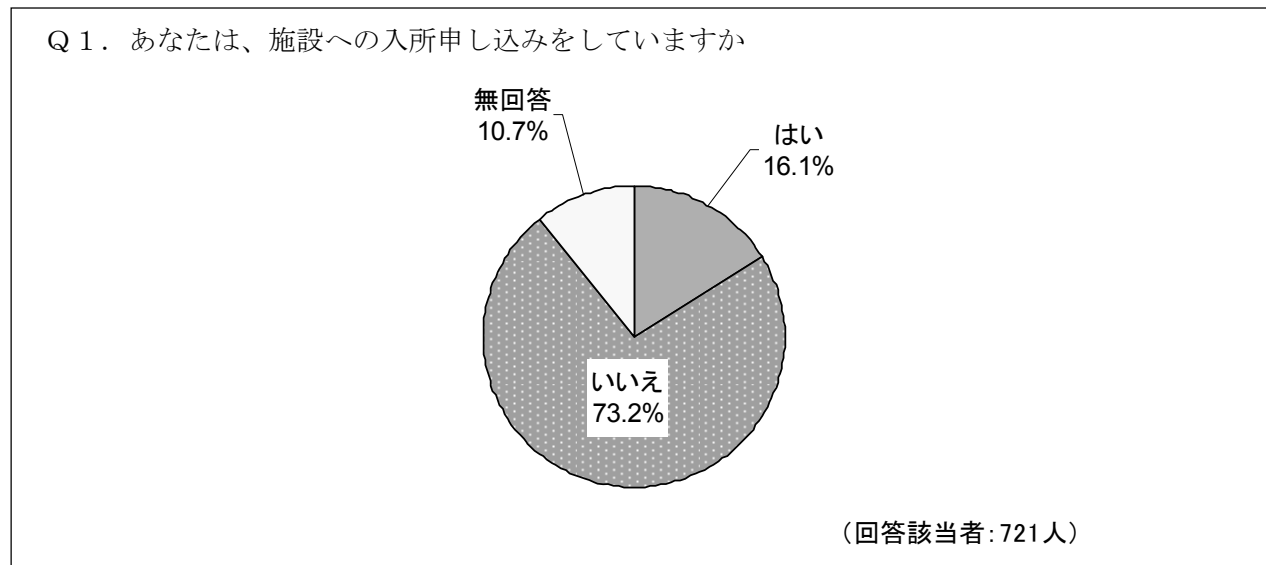
⑩介護（予防）サービス毎の利用状況及び満足度について



各サービスの満足度を、「満足」、「概ね満足」の合計で見ると、最も満足度が高いのは、「⑬長期入所（老健）」で 100.0%満足と回答している。その他、「⑪居宅介護支援」（85.0%）、「①訪問介護」（84.3%）、「③訪問看護」（84.1%）、「②訪問入浴」（83.3%）の満足度は8割を超えている。

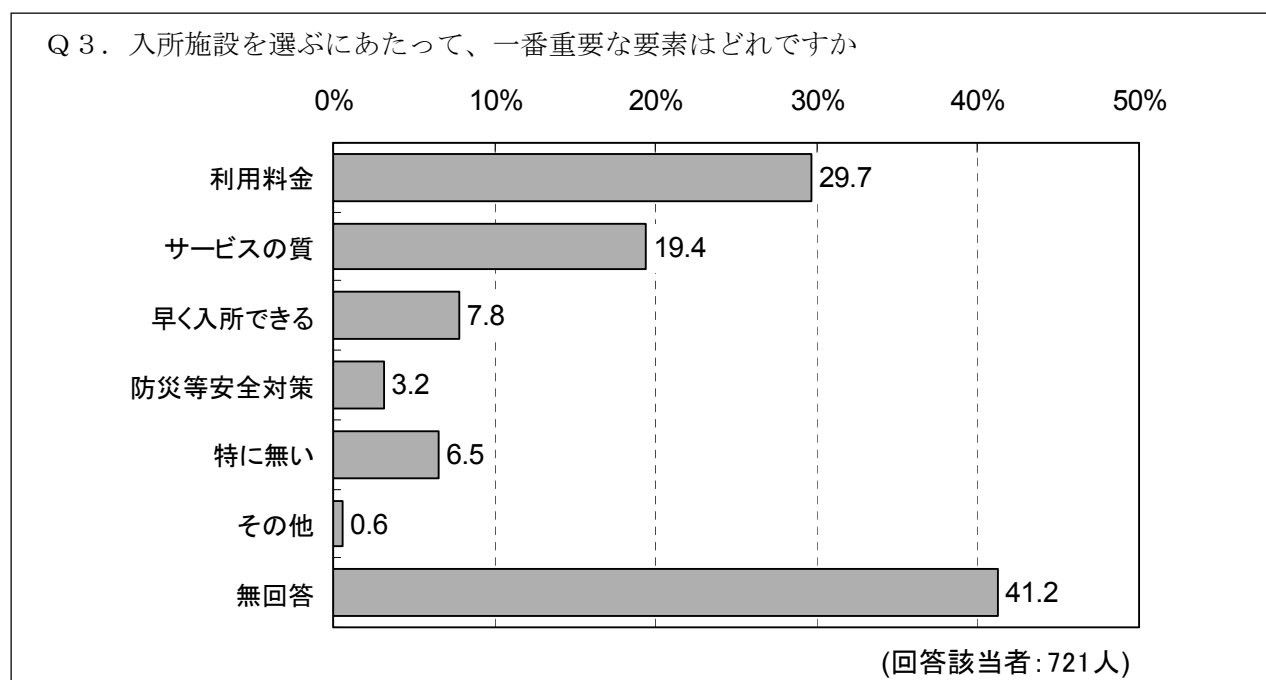
また、不満の状況を、「不満」、「やや不満」の合計で見ると、最も不満が多かったのは、「⑫長期入所（特養）」50.0%が不満と回答している。その他、「⑧小規模多機能」の不満という回答が1割を超えている。

⑱施設サービスの入所申込みについて



施設サービスの利用申し込みは、16.1%が「はい」と回答している。

⑳施設の選定基準について



入所施設を選ぶにあたって、一番重要な要素は「利用料金」が 29.7%と最も多く、次いで「サービスの質」(19.4%)、「早く入所できる」(7.8%)、「防犯等安全対策」(3.2%)となっている。また、「特に無い」という回答も 6.5%あった。

4 計画策定委員会要綱

遠野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づき策定する遠野市高齢者福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づき策定する遠野市介護保険事業計画（以下これらを「計画」という。）の策定に際し、市民の意見及び関係機関の意向を反映させるため、遠野市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の基本的事項に係る意見及び提言に関すること。
- (2) その他計画の素案のとりまとめに関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は委員15名以内を持って組織し、委員は市民、介護サービス事業所の職員及び関係機関・団体の職員のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

- 2 会長は会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させてその説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループの設置)

第7条 計画の素案のとりまとめに当たり、計画の分野ごとに実務上の協議及び検討を行うため、策定委員会に遠野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定ワーキンググループを置く。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、健康福祉部長と会長が協議し定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年6月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

5 計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	団体等
関係機関・団体	千葉 純子	遠野市医師会
	田中 昭彦	遠野歯科医師会
	菊池 一晃	遠野市民生児童委員協議会
	河野 清	公益社団法人 遠野市シルバー人材センター
	菅原 ツヤ子	遠野市老人クラブ連合会
介護サービス事業所	及川 広子	社会福祉協議会（居宅サービス事業）
	松田 学	社会福祉法人松寿会（特別養護老人ホーム）
	新屋 公俊	医療法人社団中庸会（老人保健施設）
	佐藤 春香	株式会社三協医科器械 あったかいごひといち （地域密着型サービス事業）
市民（介護者等）	高橋 ノブ	在宅介護支援センター遠野推薦
	小鎚 光子	在宅介護支援センター松崎推薦
	昆野 ミヤ	在宅介護支援センター小友・綾織推薦
	留場 和夫	在宅介護支援センター附馬牛・土淵推薦
	佐々木 祐二	在宅介護支援センター上郷・青笹推薦
	齋藤 隆一	在宅介護支援センター宮守推薦

6 計画策定ワーキンググループ設置要領

遠野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定ワーキンググループ設置要領

(趣旨)

第1条 遠野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会要綱（平成26年遠野市告示第 号）第7条に規定する遠野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(ワーキンググループ)

第2条 設置するワーキンググループは、次のとおりとする。

- (1) 介護サービスの基盤整備ワーキンググループ
- (2) 介護予防・高齢者の役割づくりワーキンググループ
- (3) 地域包括ケアシステムの構築ワーキンググループ

(所掌事項)

第3条 ワーキンググループの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者等が慣れ親しんだ地域で生活を継続していくための地域課題を抽出すること。
- (2) 地域課題の解決に向けた具体的方策及び新たなサービスの検討を行なうこと。
- (3) 新たなサービスの担い手の育成及び確保に向けた方策の検討を行なうこと。
- (4) 前3項の検討結果を遠野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会に報告すること。

(組織)

第4条 各ワーキンググループは、それぞれ8名以内のメンバーにより組織する。

- 2 各ワーキンググループに座長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。
- 3 座長は、ワーキンググループの会務を総理する。

(会議)

第5条 ワーキンググループの会議は、各座長が招集する。

(意見の聴取)

第6条 座長は、必要と認めるときは、メンバー以外の者を会議に出席させてその説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 ワーキンググループの庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、健康福祉部長寿課長と各座長が協議し定める。

附 則

(施行期日)

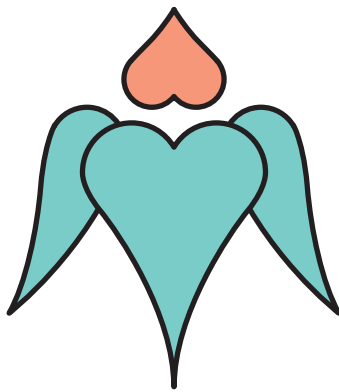
- 1 この要領は、平成26年6月1日から施行する。
(この要領の失効)
- 2 この要領は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

7 計画策定ワーキンググループメンバー名簿

グループ名	所 属 等	氏 名
介護サービス基 盤整備	特別養護老人ホームみやもり荘	伊藤 長
	老人保健施設とおの	浅沼 裕樹
	あったかいごひといち	菊池 将生
	障害者支援施設遠野コロニー	鈴木 俊孝
	ヘルパーステーション薬研淵	林崎 美緒
	訪問看護ステーションとおの	菊池 孝
	元民生児童委員	四戸 利信
介護予防・役割 づくり	市民ボランティア交流サロンちょボラ	高橋 洋子
	指定居宅介護支援事業所まごころ	宮田 陽子
	デイサービスセンター長寿の森踊鹿	奥寺 宏美
	とおぬっぷ介護保険相談室	本山 潤一郎
	栄養士	菊池 加代子
	施設管理サービス（市民センター）	馬場 明子
	笛吹の園	菊池 八重
地域包括ケアシ ステム構築	特別養護老人ホーム遠野長寿の郷	菊池 浩之
	訪問看護ステーションまごころ	昆 篤子
	小規模多機能型居宅介護事業所長寿庵	湊 拓也
	在宅介護支援センター宮守	浅沼 まき子
	岩手県立遠野病院	松田 有司
	ほのぼの会	荻野 訓
	小友町民生児童委員協議会	小松 アキ

遠野ハートフルプラン 2015
(平成 27 年度～平成 29 年度)

発行日 平成 27 年 3 月
発行 遠野市
編集 遠野健康福祉の里 長寿課
〒028-0541
岩手県遠野市松崎町白岩字薬研淵 4 - 1
TEL : 0198-62-5111
FAX : 0198-62-1599



遠野・ハートフルプラン シンボルマーク

緑のハートは「住民」「行政」「民間団体」の3つの柱の協調と
人と人が互いに支え合う様を表します。

赤のハートは、上記の協力が実を結ぶ様を表します。

全体的には、人々の協力により実を結ぶ花と、
幸福を運ぶ幸福の鳥を表現したものです。